

# 点検・評価報告書

(2025 年度認証評価申請用)

清泉女子大学

## 目次

序章 本学の概要と 2018 年度大学評価での長所・改善課題.....	1
大学概況 .....	3
第 1 章 理念・目的 .....	4
第 2 章 内部質保証 .....	13
第 3 章 教育研究組織.....	26
第 4 章 教育・学習.....	31
第 5 章 学生の受け入れ.....	47
第 6 章 教員・教員組織.....	52
第 7 章 学生支援.....	62
第 8 章 教育研究等環境.....	79
第 9 章 社会連携・社会貢献.....	89
第 10 章 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営 .....	95
第 2 節 財務.....	108
終章 自己点検・評価の総括と今後の取り組み.....	114

## 序章 本学の概要と2018年度大学評価での長所・改善課題

本報告書は、清泉女子大学（以下、「本学」という。）が、2025年度に公益財団法人大学基準協会（以下、「大学基準協会」という。）による大学評価（認証評価）を受審するための調書としてまとめたものである。

本学は、1950年、聖心侍女修道会を設立母体とする、4年制の女子大学として創立された。本学の建学の精神は、キリスト教ヒューマニズムにある。すなわち本学は、人間は尊厳のあるものとして創られているとの確信に基づき、研究教育を通して真理を求め、自己の主体性の確立に努めると共に広く他者の人間性を尊重し、もって人間と世界の本来の価値の実現に努めることを使命とする大学である。建学の精神の達成のため、「まことの知・まことの愛」（VERITAS et CARITAS）の追究をモットーとし、少人数教育による人格的触れ合いを通して、(1)学問研究を通して、人間の本質、人間相互の関係、人間と環境との関係について認識を深め、個々の文化の個性を尊重しつつ、普遍的な真理を求め、(2)思考力・判断力・表現力・行動力を備え、学問及び現実の問題に真に自由な立場から取り組むことのできる主体性を持ち、(3)自己と他者の人間性をかけがえのないものとして尊重し、広い人間愛の立場から、人類社会の一員としての責任を果たす、という資質や能力を備えた人間の育成を教育目標として掲げ、実践している。

本学は、2018年度に大学基準協会による第3期の大学評価を受審し、同協会の定める大学基準に適合していると認定された。その際、以下の3点が、「長所」として特記されている。1点目は「第7章 学生支援」での「学生支援（生活支援）の方針のもと、ウェルネスセンターに女性の精神科医師、婦人科医師、管理栄養士等専門家を配置し、身体、精神、栄養等の学生生活上における多様な不安について個別の学生の事情に考慮した相談や支援ができる体制を整え、学生の健康で安全な学生生活を支援していることは、少人数教育の実践を支え、大学の理念の実現に資する取組みとして評価できる。」という点、2点目は「第8章 教育研究等環境」での「ラーニングコモンズに「グループ学習室」「コモンスペース」を設け、学生の自習やグループ学習をサポートするために各学科の事務助手を配置し、基本的な図書を揃えるなど、学生が自主的に学習に取り組む環境を整備している。また、「コモンスペース」では、授業内外のイベントや正課外講座においても活用している。これらの取組みは、授業外における学生の自主的な学習の増加及び教育研究活動の促進が期待できるものとして評価できる。」という点、3点目は「第9章 社会連携・社会貢献」での「社会貢献・社会連携の方針のもと、「地域連携推進本部」が大学の教育研究機能を生かした生涯学習講座を展開し、大学独自の公開講座「清泉ラファエラ・アカデミア」や、所在する品川区との共催による学習講座「土曜自由大学」等を通じ、地域に根ざした高等教育機関として学術的知見の地域還元積極的に取り組み、品川区からの第三者評価においても高い評価を得ていることから、評価できる。」という点である。

他方、「第5章 学生の受け入れ」では、「2018（平成30）年度において、収容定員に対する在籍学生比率について、文学部英語英文学科で1.29、同地球市民学科で1.27と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。」という「改善課題」が付された。この課題に対し、内部質保証委員会が中心となり、全学的に取り組む、2022年7月、「改善報告書」を大学基準協会に提出した。その後、2023年3月、同協会から「文学部英語英文学科

及び地球市民学科の収容定員に対する在籍学生数比率は、両学科ともに改善が認められる。」という「検討所見」の改善報告書検討結果を受領した。なお、「再度報告を求める事項」ではないが、「大学評価時に、2017（平成 29）年度の数値に基づき、改善課題とはしていなかった人文科学研究科修士課程について、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.41 と低くなっているため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。」という但し書きが付されており、これについては引き続き改善に努めたい。

今回本学は、この 2018 年度の大学評価（認証評価）の結果等により、2025 年度の大学評価のための「点検・評価報告書」において、「弾力的措置」を適用した執筆が認められた。この措置は章ごとの適用が認められるため、第 1 章、第 3 章、第 5 章、第 6 章及び第 9 章は、この「弾力的措置」により執筆し、その他の章は「弾力的措置」によらずに執筆している。

本学の強み・長所を認識し、それらをさらに発展させていくとともに、本学の弱点・問題点も認識し、それらを改善していくことに裨益するような報告を、以下の 10 の章にまとめた。本学にとって、本報告書にまとめる行為それ自体が有益な自己点検の機会であった。評価の結果に一喜一憂することなく、結果を謙虚かつ真摯に受け止め、本学の発展に寄与するものにしたいと庶幾する次第である。

## 大学概況

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 大学設置年   | 1950（昭和 20）年   |
| (2) 所在地     | 東京都品川区東五反田三丁目 16 番 21 号  |
| (3) 理念・目的   | 清泉女子大学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、キリスト教的世界観に立ち、高い知性と豊かな教養をそなえ、奉仕的精神に富む女性を養成することを目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 文学部、人文科学研究科  |
| (5) 収容定員    | 1500 人（学士課程）<br>34 人（修士課程）<br>15 人（博士課程）   |

## 第1章 理念・目的(基本情報一覧)

### 基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	清泉女子大学規程集
寄附行為又は定款	学校法人清泉女子大学寄附行為 学校法人清泉女子大学寄附行為施行細則
学則、大学院学則	清泉女子大学学則 清泉女子大学大学院学則
履修要項・シラバス	『2024年度学生要覧』 2024年度 シラバス
備考：	

### 大学の理念・目的[\*]

規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
清泉女子大学学則(第1条)	清泉女子大学学則
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

### 学部・研究科等における教育研究上の目的[\*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
文学部	清泉女子大学学則(第4条第2項)	清泉女子大学学則
人文科学研究科	清泉女子大学大学院学則(第4条)	清泉女子大学大学院学則
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

### 中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
学校法人清泉女子大学 中期計画(2020-2024年度)	学校法人清泉女子大学 中期計画(2020-2024年度)
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

## 1. 現状分析

## 大学の理念・目的と学部・研究科の目的、及びそれらの明示・周知・公表

本学の設立母体は、カトリックの女子修道会である聖心侍女修道会である。本学の建学の精神や大学の理念は、聖心侍女修道会から受け継がれた「清泉スピリット」に基づいており、このことは本学公式ウェブサイト公表している。(根拠資料 1-1【ウェブ】)。本学の「建学の精神」は、「清泉女子大学の建学の精神はキリスト教ヒューマニズムにある。すなわち本学は、人間は尊厳あるものとして創られているとの確信に基づき、研究教育を通して真理を求め、自己の主体性の確立に努めるとともに広く他者の人間性を尊重し、もって人間と世界の本来の価値の実現に努めることを使命とする。」と定められている(基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(10頁))。これに基づく「モットー」として「まことの知・まことの愛 (VERITAS et CARITAS)」の言葉を掲げている(根拠資料 1-1【ウェブ】、基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(10頁))。また、「建学の精神」を達成するための「教育目標」を次のように定めている。「少人数教育による人格的触れ合いを通して、以下の資質や能力を備えた人間の育成を目指す。(1) 学問研究を通して、人間の本質、人間相互の関係、人間と環境との関係について認識を深め、個々の文化の個性を尊重しつつ、普遍的な真理を求める。(2) 思考力・判断力・表現力・行動力を備え、学問及び現実の問題に真に自由な立場から取り組むことのできる主体性を持っている。(3) 自己と他者の人間性をかけがえのないものとして尊重し、広い人間愛の立場から、人類社会の一員としての責任を果たす。」(基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(10頁))。

本学の大学の目的は、清泉女子大学学則第1条において「本学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、キリスト教的世界観に立ち、高い知性と豊かな教養をそなえ、奉仕的精神に富む女性を養成することを目的とする。」と規定し、『学生要覧』で周知し(基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(208頁))、本学公式ウェブサイトでも公表している(根拠資料 1-2【ウェブ】)。

本学は、1950年の開学から文学部のみであったため、大学の目的(学則第1条)は学部の目的でもあった。したがって、学部の目的を学則に記さないでいた。しかしながら、大学、学部、学科の目的を明確化することとし、2017(平成29)年度に学則の変更を行い、学部の目的及び各学科の目的を定め、周知し、公表した。学部の目的は、大学の理念・目的に基づくものであることから、変更後の学則第4条第2項において、学部の目的を「文学部は、キリスト教世界観に立つ本学の建学の理念に基づき、広い知識を授けるとともに深く学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、高い知性と豊かな教養をそなえ、奉仕的精神に富む女性を養成することを目的とする。」と規定し、『学生要覧』で周知し(基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(208頁))、本学公式ウェブサイトでも公表している(根拠資料 1-2【ウェブ】)。

また、変更後の学則第4条第5項において、文学部の5学科、すなわち日本語日本文学科、英語英文学科、スペイン語スペイン文学科、文化史学科、地球市民学科の目的を「日本語日

本学は、日本語学・日本古典文学・日本近代文学の三分野において豊かな教養と深い専門的知識を授けるとともに、日本語及び日本文学の知見に立って、国際社会に貢献できる、論理的な思考力と優れた表現力を備えた人材の育成を目的とする。」「英語英文学科は、英語の基本技能（読む、書く、話す、聴く）の習得を専門分野の学修に有機的に繋げ、英語学と英米文学を中心とした英語で書かれた文学における専門的知識を授けるとともに、広い視野と深い教養で、国際社会に貢献できる人材の育成を目的とする。」「スペイン語スペイン文学科は、スペイン語及びスペイン語で書かれた文学の学修を通じて、広い視野と深い教養を育み、これによって得られた語学力と多様な文化への理解をもって、国際社会に貢献できる人材の育成を目的とする。」「文化史学科は、人間の精神的営為を基盤に形成されてきた文化に関する教育と研究を行う。歴史・美術史・思想史・宗教史の四分野から構成され、専門分野ならびに関連分野を学修することにより、広い視野から諸文化を考察できる人材の育成を目的とする。」「地球市民学科は、学生の主体性・責任感・協調性を培い、判断・批判・対話・創造・実践の能力を向上させ、地球社会の諸問題を国家や民族の枠組みを超えて、人類の共生という視点から解決していく人材の育成を目的とする。」と規定し、『学生要覧』で周知し（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（208頁））、本学公式ウェブサイトでも公表している（根拠資料 1-2【ウェブ】）。

本学は、1993（平成5）年度に大学院人文科学研究科言語文化専攻修士課程を、1994（平成6）年度に大学院人文科学研究科思想文化専攻修士課程を、1996（平成8）年度に大学院人文科学研究科人文学専攻博士課程を、2005（平成17）年度に大学院人文科学研究科地球市民学専攻修士課程を開設した。大学院も建学の精神、大学の理念・目的に基づき、清泉女子大学大学院学則第2条に「本学大学院は、キリスト教世界観に立つ本学の建学の理念に基づき、総合的かつ精深・高度な学識を授けるとともに、教員と学生が研究や討論の場を通じて学術研究の成果を挙げ、専門的知識と研究能力を備えた国際社会に活躍し得る人材を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする。」と大学院の目的を定め、『学生要覧』で周知し（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（220頁））、本学公式ウェブサイトでも公表している（根拠資料 1-2【ウェブ】）。

さらに、清泉女子大学大学院学則第4条において、博士課程と修士課程の目的を「博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。」定め、『学生要覧』で周知し（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（220頁））、本学公式ウェブサイトでも公表している（根拠資料 1-2【ウェブ】）。清泉女子大学大学院学則第5条においては、人文学専攻、言語文化専攻、思想文化専攻、地球市民学専攻の目的を「人文学専攻は、言語文化と思想文化の有機的統合による新しい視点からの学際的かつ総合的な研究と教育を行い、高度な専門知識と研究能力を持つ人材の育成を目的とする。」「言語文化専攻は、文学、言語及び第二言語教育の研究において、体系的・総合的・横断的に学識を深め、幅広い視野と高い専門性を持つ人材の育成を目的とする。」「思想文化専攻は、哲学、宗教学、美術史学及び文化史学において、人間の思考活動を基盤に形成された思想文化に関する研究と教育を行い、他分野をも兼修することにより、諸文化を広い視野から深く考察でき

る人材の育成を目的とする。」「地球市民学専攻は、地球社会論と多文化理解とをフィールドワークで結びつつ、地球的に考え、各地で活動する人びとのための、学際的かつ実地的な研究と教育を行い、地球市民的な視野と知識で高度な職業や社会活動を実践する人材の育成を目的とする。」と定め、『学生要覧』で周知し（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(220頁)）、本学公式ウェブサイトでも公表している（根拠資料 1-2【ウェブ】）。

また、受験生に対しては、より分かりやすい表現を示すために、2022（令和4）年4月、本学のモットー「まことの知・まことの愛（VERITAS et CARITAS）」の後に、どういう学生を育てたいかということを表す文言「広く学び、深く考える 人のために、人とともに」を追加したモットーの示し方を決定した（根拠資料 1-3）。大学案内のパンフレットにおいて、大学の理念・目的、学科や専攻における目的などをより分かりやすい表現で掲載している（根拠資料 1-4（13～16、21～50、57頁））。

本学では、建学の精神や大学の理念を大切に考えており、その浸透を図るために、全教職員を対象とした建学の精神についての理解を深めるための研修会を毎年9月に実施している（根拠資料 1-5）。2024（令和6）年度は、9月28日（土）に本学において「姉妹校交流会」が行われ、本学及び姉妹校の設立母体である聖心侍女修道会の創立者である聖ラファエラ・マリアの没後100年の特別な記念行事であったため、2024（令和6）年度に限っては、本行事をもって建学の精神の研修会の代わりとした（根拠資料 1-6）。また、新入教職員へは姉妹校と合同で建学の精神に関連した新人研修を行い、周知を図っている（根拠資料 1-7）。

建学の精神の根幹をなすキリスト教について学ぶ勉強会、創立記念ミサ、学生クリスマス会、始業の集い、終業の集い、など、建学の精神、大学の理念に関連した行事や活動が行われている。特に、学部・大学院の新生にとっては、入学時のガイダンス「始業の集い」は、建学の精神について最初に学ぶ大事な機会となっている（根拠資料 1-8【ウェブ】）。

## 「建学の精神」科目

学部の授業科目は「共通科目」と「専門科目」に大別される。「共通科目」の中に「「建学の精神」科目」という科目群があり、「学生要覧」や「開講科目一覧」において、全ての科目群の筆頭に置いている（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(67～68頁)）ことからわかるように、「建学の精神」を教育の根幹に据えていることが本学の特色である。「「建学の精神」科目」では、1年次前期の「人間論」、2年次前期の「キリスト教学Ⅰ」、2年次後期の「キリスト教学Ⅱ」が必修科目であり、選択科目として「キリスト教と文化 a/b」「キリスト教概論 a/b」「キリスト教思想 a/b」「キリスト教文学 a/b」を置いている（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(90頁)）。

大学院学生に対しては、建学の精神に関連する選択科目として、博士課程に「キリスト教思想研究Ⅰ」を、修士課程に「キリスト教思想演習Ⅰ a/b」「キリスト教思想演習Ⅱ a/b」「キリスト教思想特殊研究Ⅰ b」「キリスト教思想研究Ⅱ a」を設置している（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(201、204頁)）。

このように、本学においては、学部、大学院いずれにも「建学の精神」に関する科目を設置することによって、「建学の精神」「大学の理念」「清泉スピリット」が学生に浸透するよ

うに努めている。

## SEISEN STUDIES IN ENGLISH TEXTBOOK

本学では、2021（令和3）年度から1年次生全員が学ぶ必修英語の教科書として「SEISEN STUDIES IN ENGLISH TEXTBOOK」を使用している。2018（平成30）、2019（令和元）年度の「清泉女子大学教育研究助成金」を得て、本学の専任教員8名が作成した本学オリジナルの英語教科書である。本学の建学の精神や清泉スピリットを英語で学ぶ、かつ建学の精神や清泉スピリットで英語を学ぶ、というコンセプトの教科書で、学生に配布する Student's Book とクラスによる不公平を避けるために担当教員に配布する Teacher's Manual がある。英語の授業を通じて「建学の精神」や「清泉スピリット」を学生に浸透させる本学独自の取り組みである。

### 建学の精神の視覚化としてのモニュメント・レリーフ

本学の構内には、以下に挙げるような、本学の「建学の精神」「大学の理念」「清泉スピリット」を視覚化したモニュメントやレリーフがあり、「建学の精神」等が主に学生へ浸透することに貢献している。これは本学の特徴である。

- ・大学正門前アプローチにある「すべての人の幸せになるように働くこと それがまことの愛」という聖ラファエラ・マリアの言葉のレリーフ
- ・1号館入口の手前の本館西側に設置されている本学のモットー「VERITAS et CARITAS まことの知・まことの愛」のモニュメント
- ・1号館の入口を入ると、ガラス越しに真っ正面に見える奥庭の「清泉女子大学キリスト像」
- ・1号館の入口の先のロビーの壁に架けられた「復活の十字架」
- ・1号館ロビーの「マリア像」
- ・本館玄関広間の「キリスト像」
- ・本館1階ホールの「マリア像」
- ・本館1階ホールの「復活のイエス・キリスト像」
- ・本館1階ホールの「聖ラファエラ・マリアのレリーフ」
- ・本館1階ホールの「エルネスティナ・ラマリヨ」のプレート
- ・本館1階「泉の間」の「ゴルゴダ」
- ・本館1階「泉の間」の「聖ラファエラ・マリア像」
- ・図書館アプローチの「すべての知恵は神から来る」の銘板

さらに、本学の全ての教室に十字架が設置されている。比較的大教室である 240 教室と 410 教室、及び学生ホールと清泉カフェには特注品の大きな十字架が設置されている（根拠資料 1-9）。

これらのモニュメント・レリーフの設置は、授業だけでなく、大学内での諸活動をする際にも、「建学の精神」を学生に感得させることができ、本学の教育の重要な役割を担っている。

## DVD「清泉ゆかりの地めぐり」制作と「大学史料室」開室

清泉女子大学創立 70 周年記念として、「清泉ゆかりの地めぐり」が 2019（令和元）年度から 2021（令和 3）年度までの 3 年計画で企画された。1 年目の 2019（令和元）年度は、東京編として、バス 2 台で本学教職員が東京都内のゆかりの地を巡り、2 年目の 2020（令和 2）年度は、長野編として、前年同様バスツアーを予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大のために 1 年延期となり、3 年目の 2021（令和 3）年度もコロナ禍の収束は見込めなかったため、動画を制作することにした。結果として、清泉女子大学設立以前の聖心侍女修道会の活動及び清泉女子大学設立時の貴重な資料や証言を記録することができた。動画は、2021（令和 3）年度に「長野編 長野での足跡を辿って」が、2022（令和 4）年度に「横須賀編 横須賀時代に想いを馳せて」と「東京編 東京での足跡を辿って」が完成し、DVD 化され、さらに YouTube で無料配信されており、社会に対して広く公表されている（根拠資料 1-10【ウェブ】）。本学の「建学の精神」や「清泉スピリット」を広く知らしめる貴重な資料として、また清泉の姉妹校と共有すべき貴重な資料として、これからも長期にわたって、大事にし、利用していきたいと考えている。

本学の歴史に関する資料は、図書館を始め、学部、大学院の各学科、各専攻、各研究所、関係事務部署等で個別に管理維持している状態であった。分散している資料を一箇所に集めて収蔵し、創立以来の公的文書・記録や創立者及び大学関係者の諸資料、出版物その他の関係資料を収集・整理・保存する「大学史料室」の開設を試みた。正式な開室に向けて、2020 年度に、「準備室」を設置し、主に「建学の精神」を軸に、以下の史料又は資料を収集し、整理し、保管した。

- ・ 大学創立者であるシスター エルネスティナを中心とした関係資料の収集
- ・ 創立母体である聖ラファエラ・マリアを中心とした聖心侍女修道会の関係資料の収集
- ・ 大学創立以来の公的文書の整理・収集（図書館、各学科、大学院、各研究所、各事務関係部署に所蔵されている本学関連資料等）
- ・ その他、大学史に関わる物品

2024（令和 6）年 7 月、「大学史料室」が 3 号館 2 階に開設され、展示室では常設展示として大学史年表とともに「清泉寮時代」「横須賀時代」「東京移転当時」の貴重な資料が展示され、さらに期間限定で時期ごとに特設展も実施される。本学の「建学の精神」を確認する場所、在学生の自校史学習の場所、また、静かに心を癒す場所として活用される。「大学史料室」は、清泉の姉妹校グループの中核としての本学の使命と役割を示すものとなっていくであろう（根拠資料 1-11）。

## 長期計画・中期計画

2013（平成 25）年度、将来を見据えた長期計画を策定するために、「グランドデザイン策定委員会」を設置した。2014（平成 26）年度に、教職員を対象に開催された「グランドデザイン最終報告会」においてグランドデザイン案の内容が公表され、全教職員から意見聴取を行い、さらに検討を重ねて、2017（平成 29）年 1 月の理事会で最終案が承認され、同年 2 月の教授会において周知を図るとともに、同年 5 月に本学公式ウェブサイトに掲載し、学外に

も公表した（根拠資料 1-12【ウェブ】）。

「グランドデザイン」は、建学の精神のもと、3つのポリシーの実現を持続的に支えつつ保証するものとして、大学の向かうべき方向性・規範の軸として建学の精神、大学の理念を据えるとともに、教育研究目標（8項目）と基盤整備目標（4項目）を掲げている。教育研究目標は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを実現するための目標であり、これを踏まえて、ディプロマ・ポリシーの基本には建学の精神を柱として位置付け、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをディプロマ・ポリシーと関連させることによって、建学の精神と結び付いた学修成果の達成のための教育体制を築いている。また、教育研究目標の達成のために、大学の諸資源を整え、充実を図ることを目的として基盤整備目標を設定している。さらに、「グランドデザイン」は、現状を踏まえた将来の検討範囲として、学生の資質・学生数、教員組織、専任教員数、職員組織、専任職員数、財務、立地、施設・設備などを検討する必要があるとしている。

2019（令和元）年度には長期計画である「グランドデザイン」に基づき、「中期計画」を策定した。2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までを期間としたこの「中期計画」は、「建学の精神の共有と深化」「カリキュラム改革を中心とした教学改革」「学生支援体制の拡充」「教学の質保証」「定員管理の徹底」「入試改革」「研究活動の活性化」「グローバル化の促進」「広報の強化」「地域連携の推進と社会貢献の充実」「施設・設備の充実」「健全な財務を維持できる体質の確立」「人事制度・組織・運営の改善」等の計画を提起しており、本学公式ウェブサイトに掲載され、学外に公表されている（基本情報一覧 第1章 中・長期計画等【ウェブ】）。

この「中期計画」に基づき、単年度の「事業計画」が策定され、本学公式ウェブサイトに掲載され、学外に公表されている（根拠資料 1-13【ウェブ】）。単年度の「事業計画」を着実に達成することによって、「中期計画」及び「グランドデザイン」の実現を果たすものとして、全学的な共通認識のもと、取り組んでいる。「事業計画」には、毎年、必ず「建学の精神」の継承及び周知を図っていく旨が掲げられている。

「事業計画」の進捗状況は、内部質保証委員会において確認され、その結果を踏まえて、翌年度の「事業計画」が策定される。その5年間の積み重ねが、「中期計画」の進捗状況の確認となる。2024（令和6）年度において重要な懸案は、第一に、入学者の定員割れ、その結果としての経常収支差額の赤字化に対する対策である。また、大学を取り巻く状況の変化に対応した学修者本位の教学改革、及び在学生のみならず入学予定者を含めた学修者への手厚い支援も喫緊の課題である。

2025（令和7）年4月1日からは法人合併し、学校法人清泉女学院の設置校となる。以上のような現状を踏まえて、「グランドデザイン」に代わる「長期計画」が策定された。それは以下の9つの「長期目標」からなる。

- ①学生募集 学びの需要に応えるだけでなく、需要を創出し、入学者を確保する。
- ②教学改革 社会的動向、文教政策等を踏まえ、教学組織を継続的に改革・改善する。
- ③施設設備 全ての教職員・学生が、教育研究活動又は業務を安全・快適に行うことができる環境を整備する。
- ④学生支援 急速に変化する社会において生き抜いていく力を身に付けられるように学生を育成する。

- ⑤キャリア支援 学生一人ひとりが社会・経済的に自立し、卒業後も学びを継続できる支援を推進する。
- ⑥社会貢献・地域連携 地域・社会との連携を通じて学生の実践的な学びの場を提供し、学生の成長を支援する。
- ⑦広報・清泉ブランド向上 新学部開設に伴うリブランディングを進めるとともに、「進化した」清泉の「教育力」を軸とした入試広報を適切に展開し、志願者の増加かを目指す。
- ⑧内部質保証 小規模大学にふさわしい効率的な・効果的な質保証を構築する。
- ⑨管理・運営 経常収支差額黒字を定着させ、将来の投資に備える。

これらの9つの「長期目標」に対応して、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までを期間とする、新たな「中期計画」が策定された（根拠資料1-14）。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は「建学の精神」「大学の理念・目的」「清泉スピリット」を学生や教職員に周知・浸透させることに努めている。特に学部の学生に対して、授業によって「建学の精神」「大学の理念・目的」「清泉スピリット」を周知・浸透させることを重視している。そのことは、「建学の精神」科目」という科目群を設定していること、さらに全ての科目群の筆頭に置いていることに表れている。「建学の精神」科目」に必修の授業が3科目あることは、建学の精神や大学の理念・目的を全学生が学修するという点で、「建学の精神」科目」が本学の教育の出発点であり、根幹であることを自ずと示している。以上が長所の1点目である。

長所の2点目は、「建学の精神」「大学の理念・目的」「清泉スピリット」を視覚化したモニュメントやレリーフが構内にあることである。授業以外において、「建学の精神」等を得させるような時間と場を醸しだしていることは特筆に値する。

DVD「清泉ゆかりの地めぐり」の制作、及び「大学史料室」の開室は、「建学の精神」「大学の理念・目的」「清泉スピリット」のルーツの再認識ないし認識強化を惹起し、さらに清泉姉妹校グループ内での本学の中核的な位置付けを示したという点で、3つ目の長所としてみなせる。

したがって、問題点はない、と考える。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、「建学の精神」「大学の理念・目的」を適切に定め、これに則って、学部、研究科の教育研究上の目的、学科ごと、専攻ごとの教育研究上の目的を適切に定め、これらを学内外に適切な方法によって周知・公表している。

2024（令和6）年度に、2025（令和7）年からの新たな「長期計画」を策定し、さらにその「長期計画」に基づいて、2025（令和7）年からの新たな「中期計画」を策定した。その「中期計画」に基づいて、単年度の「事業計画」が策定される。「授業計画」の進捗状況は、内部質保証委員会において、確認される。その結果を踏まえて、特に改善すべき点を盛り込

んで、翌年の「事業計画」が策定される。

以上のように、本学では「建学の精神」「大学の理念・目的」に沿って諸施策に取り組んでおり、大学基準に照らして適切である。また、期限を定めない「長期計画」、5年間の「中期計画」、単年度の「事業計画」を策定し、改善や発展の方策としている。

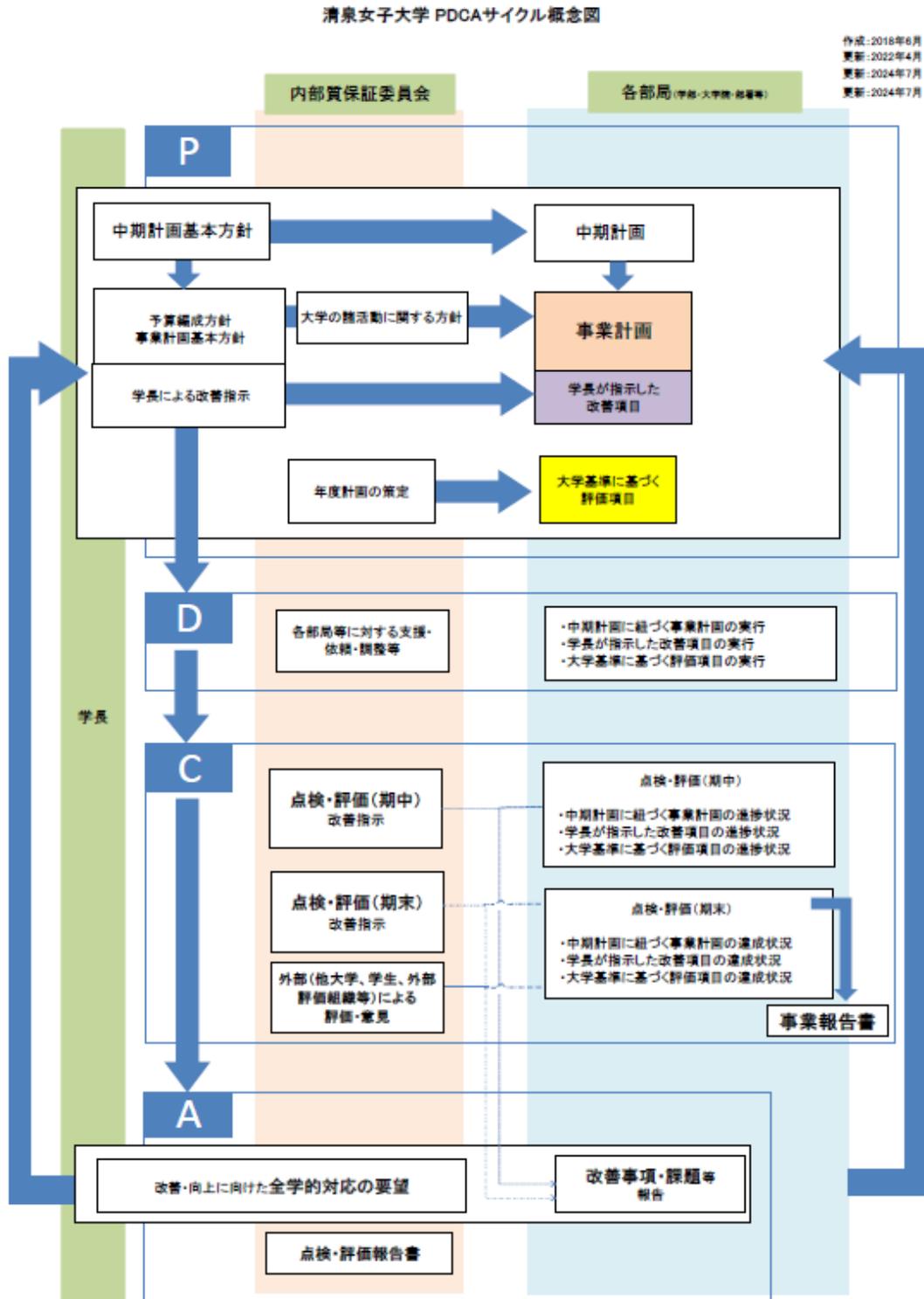
## 第2章 内部質保証（基本情報一覧）

### 内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
大学の諸活動に関する方針 2024年度内部質保証委員会活動方針	2024年度大学の諸活動に関する方針 2024年度内部質保証委員会活動方針
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
内部質保証委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証に関する基本方針等の策定に関すること</li> <li>・委員会の体制、権限及び役割に関すること</li> <li>・委員会と学部・研究科その他部局等との役割分担に関すること</li> <li>・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・改革のための行動指針（PDCAサイクルの運用プロセス）等に関すること</li> <li>・自己点検・評価の組織、実施、及び報告書に関すること</li> <li>・その他内部質保証に関する必要な事項</li> </ul>
	名簿（URL・印刷物の名称）
	・2024（令和6）年度 教員役職者・委員会委員等一覧
備考：	

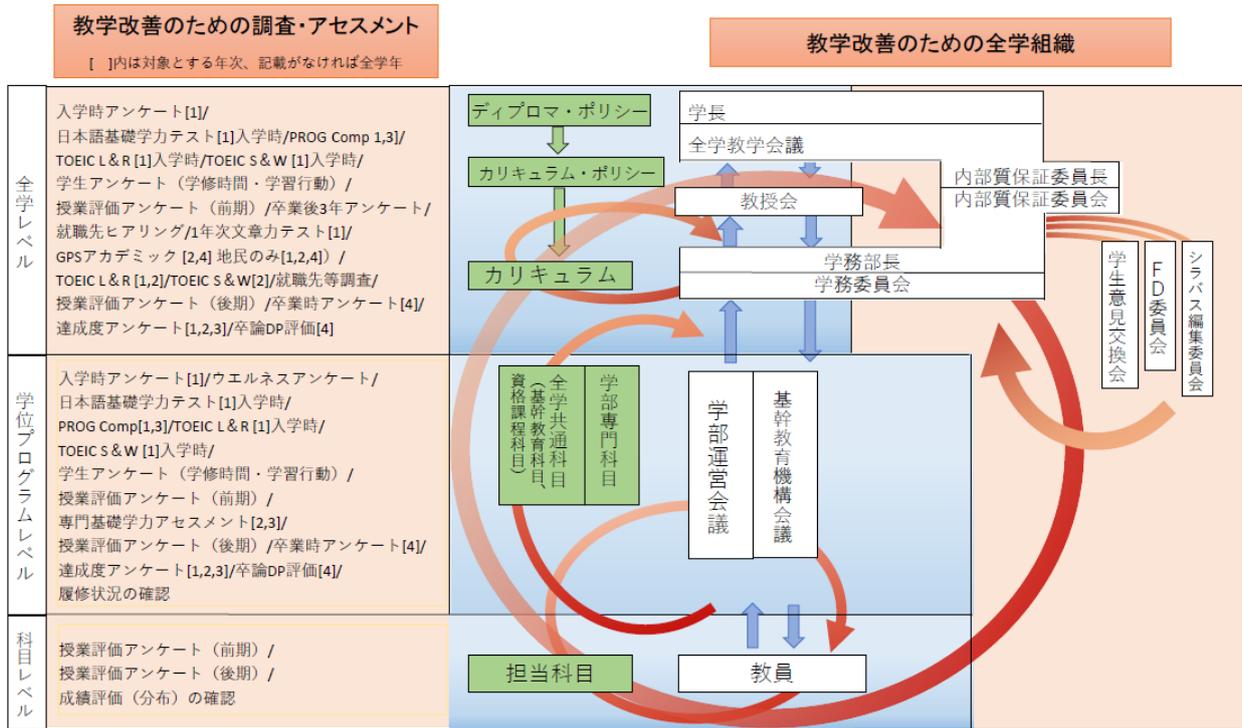
※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《PDCA サイクル概念図 (2025 年 4 月～)》



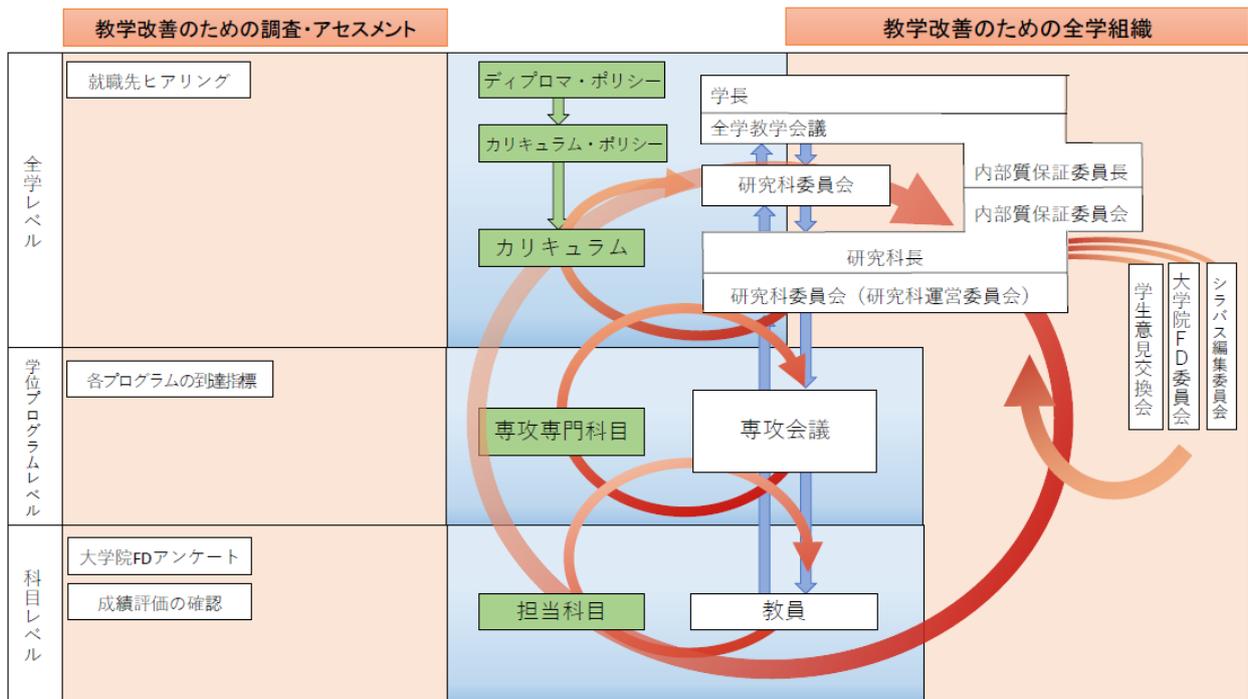
# 教学の質保証 全体図(学部) (新)

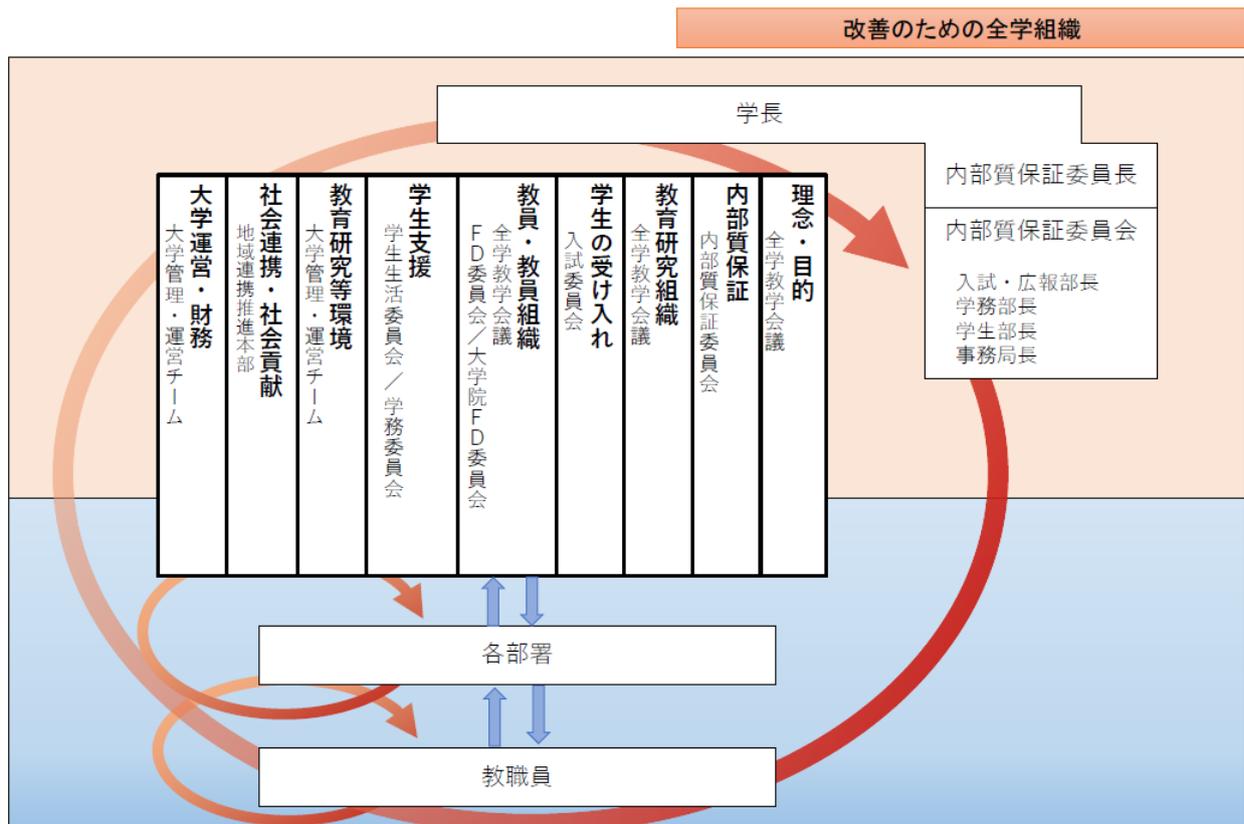
20250320



# 教学の質保証 全体図(大学院) (新)

20250320





設置計画履行状況調査等への対応 (5カ年) [\*] 該当なし

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料 (設置履行状況調査結果など)
備考:				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[\*]

改善報告書 URL <sup>※</sup>	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/activity/juaa.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/activity/juaa.html</a>
改善報告書検討結果 URL <sup>※</sup>	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/activity/juaa.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/activity/juaa.html</a>
備考:	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

[専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程] 教育課程連携協議会[\*] 該当なし

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
備考:	

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 8 条、専門職大学設置基準第 11 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員会を明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[\*]

項目	URL
点検・評価報告書	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/activity/juaa.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/activity/juaa.html</a>

[教育情報]	
教育研究上の目的	基準1 <a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/education.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/education.html</a>
教育研究上の基本組織	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/organization.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/organization.html</a>
学位授与方針	基準4 <a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/3policy.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/3policy.html</a>
教育課程の編成・実施方針	基準4 <a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/3policy.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/3policy.html</a>
学生の受け入れ方針	基準5 <a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/3policy.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/3policy.html</a>
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/professors.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/professors.html</a>
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/student_info.html#a01">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/student_info.html#a01</a>
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/student_info.html#a01">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/student_info.html#a01</a>
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/department/syllabus/">https://www.seisen-u.ac.jp/department/syllabus/</a>
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/department/syllabus/grade.html">https://www.seisen-u.ac.jp/department/syllabus/grade.html</a>
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/campus/">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/campus/</a>
授業料、入学金その他の大学が徴収する費用	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/campuslife/about/expense/">https://www.seisen-u.ac.jp/campuslife/about/expense/</a>
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/campuslife/support.html">https://www.seisen-u.ac.jp/campuslife/support.html</a>
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	該当なし
財務情報	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/information.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/information.html</a>
備考：	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第109条第1項、学校教育法施行規則第172条の2第1項及び第2項、教育職員免許法施行規則第22条の8

#### 情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	該当なし
学位の取得状況	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/career/recruit.html#a01">https://www.seisen-u.ac.jp/career/recruit.html#a01</a>
学生の成長実感・満足度	[2024年度版]学習時間・授業評価結果・単位取得状況 <a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/data_survey.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/data_survey.html</a>
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表6参照
学修時間	[2024年度版]学習時間・授業評価結果・単位取得状況

	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/data_survey.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/data_survey.html</a>
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/student_info.html#a01">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/student_info.html#a01</a>
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表1参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	該当なし
FD・SDの実施状況	
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表【教職課程】

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/activity/juaa.html#jikotenken">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/activity/juaa.html#jikotenken</a>
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	同上
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	同上
卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること	同上
卒業生の教員への就職の状況に関すること	同上
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	同上
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

## 1. 現状分析

## 評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

## &lt;評価の視点&gt;

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

## ※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

## ①-1 内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

本学では、内部質保証システムを整備するため、2016（平成28）年度に「清泉女子大学内部質保証に関する規程」を制定（根拠資料2-1）し、本規程第2条の目的に則り、全学的に内部質保証を推進する組織として「内部質保証委員会」を設置した。

内部質保証委員会の所管事項は、本規程第4条に、(1) 内部質保証に関する基本方針等の策定に関すること、(2) 委員会の体制、権限及び役割に関すること、(3) 委員会と学部・研究科その他部局等との役割分担に関すること、(4) 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・改革のための行動指針（PDCAサイクルの運用プロセス）等に関すること、(5) 自己点検・評価の組織、実施、及び報告書に関すること、(6) その他内部質保証に関する必要な事項、と規定されている。

また、内部質保証委員会の構成員は、副学長（教学担当）を委員長として、常務理事、事務局長、学務部、学生部、入試・広報部の各部課長、学科等主任などの役職者を中心に、本学の教育研究・運営等の活動について全学的観点から検証できるよう委員を配置している（基本情報一覧 第2章 内部質保証 名簿）。

内部質保証委員会は、毎年度初めに「大学の諸活動に関する方針」（基本情報一覧 第2章 内部質保証 内部質保証の方針・手続）として全学的な方針を定め、教職員に周知、共有しており、その中には内部質保証も含まれる。

また、毎年度初めに「内部質保証委員会活動方針」（基本情報一覧 第2章 内部質保証 内部質保証の方針・手続）を定め、同方針に基づいて点検・評価の具体的な手順及び方法を策

定する。内部質保証委員会は、各計画の実施主体である各部局に点検・評価の具体的な手順及び方法を示し、これらに基づき、各部局は自律的に PDCA サイクルを運用する

本学の内部質保証システムは、大学基準協会の定める大学基準等を参考にしつつ、各部局が大学の理念・方針、中期計画、年度ごとの事業計画に沿った取り組みを展開し、その結果について自ら点検・評価を行い、改善・向上につなげる形を基本としている。

本学における全学内部質保証推進組織である内部質保証委員会は、この各部局における取り組み状況、改善・向上に向けた計画や行動を全学的観点から点検・評価することにより、恒常的・継続的に質の向上を図る役割を担っている。

2020（令和 2）年度を始期とする中期計画策定以前、本学では、長期計画と位置付けていた「清泉女子大学グランドデザイン」や予算編成方針などを踏まえて、単年度の事業計画を策定してきたため、本学の質保証は、当該事業計画の達成状況の点検・評価と事業報告を中心としたものであった。

2017（平成 29）年度の内部質保証委員会においてこの仕組みを見直し、事業計画・事業報告を中心とした従来の PDCA サイクルと、教学の質保証を中心とする PDCA サイクルを統合する仕組みへと変更した。

また、2020（令和 2）年度に中期計画の運用が開始されることを機に、2018（平成 30）年度の内部質保証委員会において、これまでは事業計画として掲げられた全項目を範囲として行っていた点検・評価を、中期計画に紐づく項目を対象を絞ることにより、より重点的かつ効率的に点検・評価を行えるように見直した。

ただし、このやり方だと、大学基準協会が定める大学基準の評価項目の中には、本学の点検・評価から漏れてしまうものも出てきてしまうことから、毎年度、内部質保証委員会が大学基準の評価項目の中から重要度が高いと思われるものを抽出し、これらについても点検・評価対象に含めることとした。

加えて、期末に行われる各部局による点検・評価結果の報告と、これに対する内部質保証委員会による点検・評価を踏まえ、全学的な対応が必要であると内部質保証委員会が判断した事項については、これを要望書としてまとめ、理事長・学長に提出する仕組みを導入した。

要望書を受けて理事長・学長は、各部局長に改善措置を講じるよう指示し、各部局長は、次年度の活動においてこれらの事項の改善に取り組む。

内部質保証委員会は、期中及び期末における各部局からの報告を受けて、取組み・進捗状況の点検・評価を行うことにより、各部局における取組みをフォローアップする。

このように、①中期計画とこれに紐づく単年度の事業計画の点検・評価を中心とし、併せて、②認証評価を意識した、大学基準に基づく点検・評価、及び③全学的な対応が必要な事項の点検・評価を行い、これら 3 つを柱として質保証の PDCA サイクルを運用している点が、本学の内部質保証システムの特徴である。

以上述べたように、内部質保証のための全学的な方針を策定し、規程等において基本的な考え方、体制や手続を明らかにしており、適切に取り組んでいると評価している。

①-2 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

①-1 で述べたように、本学の教学の質保証は、各部局が実施主体となり点検・評価及び改善に取り組み、内部質保証委員会はそれを全学的な観点から点検・評価する役割を担っている。

内部質保証委員会が行っている全学的な調整・支援には、次のようなものがある。

- ・毎年度初めに「大学の諸活動に関する方針」を策定し、専任教職員に周知する。
- ・各部局に期中と期末に計画の取組み状況の報告を依頼する。
- ・各部局、「地域連携推進本部会議」、「大学管理・運営チーム」等の取組み状況を全学的な観点から点検・評価し、必要に応じてフィードバックを行う（根拠資料 2-2）。

①-3 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

本学における教学の質保証は、ア 全学レベル、イ 学位プログラムレベル、ウ 科目レベルの3層でそれぞれPDCAサイクルを運用している。

「ア 全学レベル」に関しては、各学科・専攻及び各部局からの教学全般に関する期末の報告を基に、内部質保証委員会がその取組み内容と実施状況を把握する仕組みである（基本情報一覧 第2章 内部質保証 教学の質保証（全体図））。

「イ 学位プログラムレベル」については、各学科・専攻が点検・評価を行い、学部では学務委員会、大学院では研究科委員会が取りまとめている（基本情報一覧 第4章 教育・学習 学部・研究科等における点検・評価の状況）。

「ウ 科目レベル」については、前期、後期各1回実施している授業評価アンケートの結果を個々の授業担当者にフィードバックし、授業方法等の改善に役立てる一助としているほか、評価の高かった授業については、優秀授業実践賞を授与し、顕彰している（根拠資料 2-3）。

また、優秀授業実践賞を授与された教員には、年2回開催しているFD研修会で授業方法に関して工夫している点について発表してもらい、『FDニューズレター』に寄稿してもらい等により、好事例を教員間で広く共有している。

本学では、3つのポリシー、すなわち「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）」「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）」の達成状況のほか、学生の学習行動や生活の現状、社会の側からの大学への要請などを含め、全学で行う調査をすべてアセスメントプランとして包括的に定め、実施している（基本情報一覧 第4章 教育・学習 学位授与に示した学修成果の測定方法）。

アセスメントプランに基づく調査の結果は、前述の各レベルにおける評価組織による点検・評価、教育改善や学生支援の立案に用いられている。アセスメントプランにおける調査の妥当性の確認や実施時期・内容の改善については、全国学生調査等の実施状況を踏まえな

がら、IR チームが随時行っている。

本学の教職課程を運営する全学的な組織として、教員養成カリキュラム委員会を設置し、原則として毎月一回開催している。この委員会は、教職課程及び教員免許を取得するために必要な教科に関する科目等のカリキュラムの確認、介護等体験の実施状況、教育実習の実施状況、教員免許取得者の就職状況の報告や問題点に関する審議を行い、教職課程の教育について、全学的な視点から点検・評価を実施している（基本情報一覧 情報公表 [教職課程]、根拠資料 2-4、2-5）。

また、教育職員免許法施行規則の改正を受け、2022（令和 4）年度より、教職課程の自己点検・評価を実施し、自己点検・評価は報告書を作成し公開している。合わせて、この評価を行うために考案した自己点検・評価のプロセスやシステムに関する報告も、同時に公開している。

毎年度末に文部科学省への変更届け出の提出を行い、教職課程において求められるカリキュラム上の対応を行っていることは当然である。

なお、これらの点検・評価の前提となることであるが、「清泉女子大学の教員養成の目標」を定めている。これは、本学の教育の目標と、東京都が示す「東京都教職課程カリキュラム」の両方を踏まえて、本学の教員養成の目標を示したものである。これは、毎年作成している『教職課程の手引き』の最初に掲載し学生にも周知しており、教員養成カリキュラム委員会でも年度の開始時に確認している（根拠資料 2-6）。

司書課程、司書教諭課程、学校司書課程に関しては、教職課程等とともに諸課程科目運営会議および司書・教職課程運営会議を設置し、毎月一回開催している。

また、教職課程および司書教諭課程、司書課程および学校司書課程の 2 課程ずつがまとまって、それぞれ毎年 1 回、専任教員・非常勤講師合同の FD 会議を開催し、学生指導上の課題、カリキュラム編成上の課題等について検討し、それらの改善・向上に取り組んでいる。

このように本学では、大学全体や学部、研究科その他の組織における自己点検・評価を定期的に実施し、その結果を活用して適切に改善・向上に取り組んでいると評価している。

#### ①-4 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

また、質保証サイクルの一環として、教育課程編成、学生支援等の際の参考とするため、2024（令和 6）年 12 月 23 日（月）に、全学生を対象とした「学生意見交換会」を開催し、直接、学生の意見を聞く機会を新たに設けた（根拠資料 2-7、2-8）。

加えて本学では、自己点検・評価における客観性・妥当性を高めるため、外部評価の一環として、聖心女子大学、白百合女子大学に相互評価を依頼している。

2024（令和 6）年度は、「点検・評価報告書」記載の 10 の大学基準のうち、「基準 2 内部質保証」、「基準 4 教育・学習」、「基準 8 教育研究等環境」を対象として評価を受け、2025（令和 7）年 1 月、事前に受領した評価結果に基づく意見交換会を開催した（根拠資料 2-9、2-10）。これらの外部評価で得られた指摘、コメント等については、内部質保証委員会

も共有されている。

このように、学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や視点を取り入れるなどの工夫を行っており、適切に取り組んでいると評価している。

#### ①-5 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

2018（平成 30）年度に大学基準協会による認証評価を受審した際には、学生の受け入れに関して、改善課題が 1 件付された。本指摘事項については全学で改善に努め、2022（令和 4）年 7 月、「改善報告書」を同協会に報告した（基本情報一覧 第 2 章 内部質保証 前回の認証評価からの改善状況）。

当該報告書の検討結果においては、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」とされ、本学の改善に向けた取り組みが評価されている。

また、行政機関から特段の指摘は受けておらず、法令や文部科学省からの通知等にもすべて対応している。

このように、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対しては適切に対応しており、適切に取り組んでいると評価している。

#### 評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

#### ②-1 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、以下に述べるように、広く社会に情報を公開し、教育研究活動をはじめとする諸活動の状況に対する理解の促進を図るとともに、社会に対する説明責任を果たすことに努めている。

大学公式 Web サイトの「情報の公開」において、法令に対応した教育情報、規程等の公表、事業計画・事業報告・財務諸表などを公表している。

大学認証評価、自己点検・評価結果についても、同ページ上で「清泉女子大学自己点検・評価報告書」、清泉女子大学に対する大学評価（認証評価）結果、「改善報告書」及び「改善報告書検討結果」を公表している。

専任教員の研究活動等については、「教員の実績」として公表し（基本情報一覧 第 2 章

内部質保証 情報公表 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績【ウェブ】、地域連携・産学官連携についてもその一端を紹介している（根拠資料 2-11【ウェブ】）。

これらの情報は随時更新し、常に最新情報を公表するように努め、本学の特色や学習支援、学生支援情報などについては、大学ポータルでも公表している。

### ①-2 教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

学習時間、授業評価結果、単位取得状況について、経年比較したグラフを用いて本学公式 Web サイトで公開している（基本情報一覧 第 2 章 内部質保証 情報公表[学修成果等] 学生の成長実感・満足度、学修時間【ウェブ】）。

①-3 で述べたように、教職課程に関する点検・評価結果は、『令和 4 年度教職課程自己点検評価報告書』として、本学公式 Web サイトで公開している（基本情報一覧 情報公表 [教職課程]【ウェブ】）

#### 評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

### ③-1 内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

既に述べたように、本学では、各部局による自律的な取り組みと、内部質保証委員会を中心とした全学的な取り組みにより教育の質を保証する仕組みである。

内部質保証委員会は、期中と期末に各部局から取り組み状況や課題等の報告を受け、取組内容や進捗状況を確認している。

内部質保証委員会の活動、取り組みについて具体的に示せば、2024（令和 6）年度は、2 月までに内部質保証委員会を 10 回開催し、12 月には各部局が取り組んだ活動内容について期中の、2 月末には期末の点検・評価を行った。

また、内部質保証システムについても随時見直しを行い、PDCA サイクル図及び内部質保証に係る体制図を改訂している（根拠資料 2-12、2-13、2-14、2-15）。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、①-3 で述べたように、3 つのポリシーの達成状況のほか、学生の学習行動や

生活の現状、社会の側からの大学への要請などを含め、全学で行う調査をすべてアセスメントプランとして包括的に定め、実施している点が第一の長所として挙げられる。

第二は、他大学による相互評価や在学生の意見の聴取などを通じて、外部や学生の意見を取り入れるよう努めている点である。

一方、点検・評価の主体である各部局に対する調整・支援という点で、内部質保証委員会の関わり方が十分ではない点は課題である。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は2016（平成28）年度に内部質保証に関する規程を制定して以来、建学の精神に基づく大学の理念・目的の実現に向けて、恒常的・継続的な教育及び諸活動の質の保証及び向上に取り組んできた。

本学では、内部質保証委員会が全学的な内部質保証の推進における責任を負い、中心的な役割を果たしながら質保証システムを運用してきた。また、その過程でシステム自体についても随時見直しを行ってきた。

今後は、本学のような小規模大学でも恒常的・継続的に内部質保証に取り組むことのできる、持続可能、かつ有効な仕組みの構築が課題であると考えている。

## 1. 現状分析

## (1) 学部・研究科

本学は、2024（令和6）年度においては文学部1学部5学科及び大学院1研究科4専攻からなる大学である（根拠資料3-1【ウェブ】、3-2【ウェブ】）。1950（昭和25）年の開学時は、文学部1学部の国文学科および英文学科の2学科であった。この2学科は、当時の女子高等教育において最も要望のあった女子大の定番的な学科であったため、本学はこの2学科からスタートした。そして、その後、建学の精神、大学の理念、清泉スピリットに準じて新たな学科を新設していった。

まず、1961（昭和36）年、本学の設立母体である聖心侍女修道会の発祥の地がスペインであり、本学の設立にスペイン人修道女が深く関わっていたことから、スペイン語スペイン文学科を開設した。

次に、1963（昭和38）年、本学の建学の精神であるキリスト教ヒューマンイズムに最も深くコミットする学科として、キリスト教文化学科を開設した。1992（平成4）年、キリスト教文化学科を内包し、研究分野を広げる新学科として文化史学科に改組した。

英文学科は、1994（平成6）年、英語英文学科に学科の名称を変更し、国文学科は、1997（平成9）年、日本語日本文学科に学科の名称を変更した。

聖心侍女修道会は、世界21か国に143の修道院と55の教育施設を置き、国際的かつ地域に根ざした教育・社会活動に貢献することを目的として活動している。そのようなグローバルな活動に寄与する人材の育成を目的として、2001（平成13）年、地球市民学科を開設した。

本学には、教職課程、司書課程、司書教諭課程、学校司書課程、日本語教員課程、学芸員課程が設置されている。いずれも、法令の定めるところに従って専任教員を配置し、科目を開講している。

教職課程を運営する全学的組織として、教員養成カリキュラム委員会を設置している。この委員会は、教職課程の専任教員、教職課程の授業を担当している専任教員、教職課程の課程認定を受けている学科（2024（令和6）年度まで日本語日本文学科、英語英文学科、スペイン語スペイン文学科、文化史学科、2025（令和7）年度から総合文化学科）の教員、学生が教職課程を履修することができる地球市民学科の教員、学務部長（2025（令和7）年度より副学長（教学担当））から構成され、司書・教職課程主任が委員長となっている。

また、教職課程履修学生に対し、教育実習や教員採用試験受験の支援等を目的として、教職支援室を設置している。教職支援室には、中学校校長経験者、教育指導主事等の教育行政経験者を含む5名の指導員を配置している。

カリキュラムや授業のより実際の運営を担う組織として、司書課程、司書教諭課程、学校司書課程、日本語教員課程については、教職課程等とともに諸課程科目運営会議、司書教職課程運営会議を設置し、原則として毎月一回、会議を開催している。学芸員課程については、文化史学科専門科目との関連が深いため、文化史学科とともに課程の運営にあたっている。なお、教育実習、介護等体験、図書館実習、日本語教育実習、博物館実習等の学外で行う実習等については、いずれの課程も、学外団体と連携・協力しつつ、実施している。

大学院は、キリスト教ヒューマニズムの建学の精神に基づいて、人文科学分野の高度な研究・教育を行い、高度の専門的知識・能力を持つ人材の育成や研究者の育成を目指している。また、キリスト教関連の研究という建学の精神に直接関わる学問や、地球市民学という新しい学問をも視野に入れて作られている。

修士課程には言語文化専攻、思想文化専攻、地球市民学専攻の3専攻が、博士課程には人文学専攻が置かれている。言語文化専攻は日本語、英語、スペイン語の3言語圏からなる。大学院は男女を問わず受け入れる共学の体制であり、かつ、学部卒業生ばかりでなく、社会人や留学生も積極的に受け入れている。特に、地球市民学専攻では、様々な社会経験と未来への志を持つ人々を広く受け入れ、専門知識を実際の社会での活動に活かしてもらいたいという狙いから、平日の夜間や土曜日に多く授業を置くなど、社会人に積極的に門戸を開いている。

このように、大学院においても、他文化理解や共生の意識の醸成、国際社会で活躍し得る自立した人材の育成という、建学の精神に沿ったものとなっている。

## (2) 附置研究所

本学は、人文科学研究所、キリスト教文化研究所、言語教育研究所の3つの研究所を設置している（根拠資料3-3【ウェブ】）。

1978（昭和53）年設立の人文科学研究所は、人間に関わる全ての現象を既存の学問分野の枠に縛られず包括的・総合的に研究することを目的として発足した。人文科学研究所の主な活動は、年に10回程度の「研究懇話会」の開催、学術誌『人文科学研究所紀要』（年刊）の編集・発行、品川区との共催である無料公開講座「土曜自由大学」（前期）の企画・開催、大学の総合誌『清泉文苑』（年刊）の編集・発行である。

また、在学生保護者の会である「泉会」の後援により「いずみ文芸賞」を設け、学生の創作を募集している。優秀作品は『清泉文苑』に掲載するなど、学内外に公表している。

1992（平成4）年設立のキリスト教文化研究所は、キリスト教文化の学問的研究及び活性化を目指して設立された。主な活動は、学術誌『キリスト教文化研究所年報』（年刊）の編集・発行、品川区との共催である無料公開講座「土曜自由大学」（後期）の企画・開催である。

また、全学共通の必修科目「人間論」「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学・Ⅱ」を含む「「建学の精神」科目」の管理・運営を担当する会議の主要メンバーは、本研究所の所属教員により構成されている。

2002（平成14）年設立の言語教育研究所は、本学が重視する言語教育について総合的に研究し、言語教育の成果を挙げることを目的として発足した。全学共通科目である英語等の外国語カリキュラムに関する立案・運営を担っており、外国語を母語とする者を含む非常勤講師が担当する多くの授業を統括するなど、教学面での責務を担っている。研究活動としては、フォーラムの隔年開催と『清泉女子大学フォーラム』（隔年刊）の編集・発行、学術誌『言語教育研究』（年刊）の編集・発行を行っている。

以上の3つの研究所は、上述の学術誌等の発行や講座・講話会等の開催を通じて、非常勤を含めた教員の研究活動の活性化に貢献している。「建学の精神」の発展的継承、研究と教

育の連動、研究成果の社会への公表と還元、学内の教職員や卒業生との懇親など、多様な目的に沿った活動を行っている。

### (3) センター

本学には、教育・学修支援センター、国際交流センター、情報環境センター、ラファエラ・マリアセンター、ウエルネスセンター、生涯学習センターの6つのセンターがある。(根拠資料 3-3【ウェブ】)

2020(令和2)年度設置の教育・学修支援センターは、学科・課程の枠を越えて全学的に学生の学修を支援する組織として設置された。学生にさらなる学びの機会を提供すること、基礎力の強化が必要な学生に対して能力向上の機会を提供すること、学生生活に困難を抱える学生の問題解決をサポートすること等を目的としている。他部署と連携して、初年次教育やキャリア教育の運営・管理、学生へのライティング指導等の個別指導、教員の授業サポートなどを行うとともに、個別の指導や支援を必要とする学生に対する早めの適切な指導や支援を行うことにより退学者・留年者の減少に努める狙いもあり、教育・学修支援センターの設置は、学生一人ひとりを大切に育てるという本学の伝統をさらに発展させた取り組みであると言える。

国際交流センターは、学生の留学相談、受入留学生へのサポート、留学対策としてのTOEFL - ITP(非公式テスト)の学内実施など、広く留学関連の学生支援を行っている。その他、海外の大学との協定や交流の管理・運営の業務を担うとともに、アルゼンチン、フィリピン、台湾等の協定校から学生を受け入れ、各学科の教員、在学生と協力しながら、「日本文化・日本語短期集中講座」を運営している。

情報環境センターは、学内の情報インフラの計画立案・整備・管理運営に当たっている。近年は特にBYOD化に伴う学内無線LANインフラの拡充に注力している。

ラファエラ・マリアセンターは、清泉女子大学の設立母体である聖心侍女修道会を創設した聖ラファエラ・マリアの名前を冠したセンターである。本学の建学の精神に基づくボランティア活動と、ミサやクリスマスイベントなどのカトリック宗教行事の企画運営を行っている。本センターは、建学の精神の浸透を目指し、キリスト教関連の活動を担う目的で設置されたカトリックセンターと、学生のボランティア活動を支援する目的で設置されたボランティアラーニングセンターが統合された組織である。

ウエルネスセンターは、保健室、サポートルーム、相談室から成り、主として学生と教職員の心身の健康に関わるサポートを行う組織である。応急処置やカウンセリング、定期健康診断等の活動を通して、学生と教職員が安全・健康に大学で過ごせるよう支援している。

生涯学習センターは、社会人向け講座である「清泉ラファエラ・アカデミア」を企画・運営する組織である。「清泉ラファエラ・アカデミア」は1993年度に開設され、企画や授業担当には本学の専任教員が多く参画しており、本学が社会貢献を果たすと同時に、専任教員の専門的な研究を社会へ紹介し還元する役割も果たしていたが、開設から30年後の2023(令和5)年度をもって休止することとなった(根拠資料 3-4)。生涯学習センターも、組織としては存続しているが、2024(令和6)年度から休止中である。時代の変化に対応した新たな「清泉ラファエラ・アカデミア」が再開できる状況になれば、生涯学習センターも再開され

ることになる。

#### (4) 教育研究組織の適切性に関する点検・評価と改善・向上

教育研究組織の適切性については、学長研究科長部長会議（2025 年度より、全学教学会議）において点検・評価を実施することとしている（第 2 章 基本情報一覧 内部質保証 全体図（教学の質保証以外））。

2024（令和 6）年度は、3 月 24 日（月）開催の学長研究科長部長会議において、各教育研究組織における取組状況や課題について点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組み等について確認した（根拠資料 3-5）。

本学では、教育研究組織が大学の理念・目的を踏まえ、また、社会的な要請に配慮したものとなっているかを常に考え、組織を見直し、改善に取り組んできた。それらの取り組みが、教育・学修支援センターやラファエラ・マリアセンターの設置、文学部 5 学科を改組しての総合文化学部総合文化学科及び地球市民学科は地球市民学部地球市民学科の設置といった形で実現している。

しかし、定期的に点検・評価を行い、その結果を改善・向上や効果的な取り組みにつなげることはできておらず、その仕組み作りが課題である。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の全ての教育研究組織は、重要な役割を担い、日々の教育や研究において充実した業務を行っており、全ての教育研究権組織が長所であると考え、中でも特筆すべきは、大学教育に求められている ICT の活用とアクティブ・ラーニングを、教員と学生の両面に対して支援する教育・学修支援センターである。

例えば、本学の LMS「学びの泉」、BYOD、PBL（プロジェクト型学習）は、教育・学修支援センターが中心となって教員と学生を手厚くサポートしている（資料 3-6【ウェブ】）。特に教育・学修支援センターが本学の教育に多大な貢献をしたのが、2020（令和 2）年度からのコロナ禍における全科目オンライン授業化であった。短期間で全教員および全学生に「学びの泉」と Zoom の利用を実現するために、わかりやすいマニュアルの作成、マニュアル動画の作成、講習等を行った。また、同センターの提言で、いち早く全教職員の Zoom 有料契約を結んだことは、本学がコロナ禍をうまく乗り切る基盤作りに役立った。コロナ禍における全科目オンライン授業化を成功させた立役者である教育学修支援センターを、コロナ禍の前に設立しておいたことは、結果からして、長所として評価すべきことと考えている。

また、本学が小規模大学ながらも 6 つの課程を設置し維持しているのは、学生のニーズに応えるとともに、社会で自立して活躍する女性を育てるといふ、本学の建学の精神に立脚しており適切である。

一方で、問題点もある。それは入学者の減少に端を発する。入学定員 390 名のところ、2021（令和 3）年度の入学者は 493 名であったが、2022（令和 4）年度の入学者は 310 名、2023（令和 5）年度の入学者は 280 名となり、2 年連続の定員割れとなった。本学の学部・学科が今の高校生にとって魅力に欠けるのではないかと、という問題点が急浮上した。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2年連続の入学定員割れに対応するべく、2023（令和 5）年度に2つの改善策を講じた。1つは、2024（令和 6）年度からの入学定員の変更である。日本語日本文学科は80名から65名に、英語英文学科は100名から75名に、スペイン語スペイン文学科は50名から40名に、文化史学科は100名から90名に変更し、地球市民学科は60名のまま変更なしで、合計では390名から330名に入学定員を削減した（根拠資料 3-7）。

もう一つは、2025（令和 7）年度からの学部における教学組織の改革である。文学部1学部5学科から総合文化学部と地球市民学部の2学部2学科への変更で、日本語日本文学科、英語英文学科、スペイン語スペイン文学科及び文化史学科の4学科が統合されて総合文化学部総合文化学科となり、地球市民学科は地球市民学部地球市民学科となる（根拠資料 3-8）。

新学部が完成年度を迎える翌年度の2029（令和 11）年度には、新学部最初の卒業生が本学の大学院に入学することになるので、そのタイミングでの大学院の教学組織の改革が必須の検討課題となる。

学部の学科、大学院、各研究所、各センター等の教育研究組織は、建学の精神、大学の理念・目的に則った教育の実現のために適した形であり、かつ時代の変化や社会の要請、学問の動向に配慮したものであったが、学部の学科については時代の変化や社会の要請、学問の動向にそぐわない傾向が見られるため、学部における教学組織の改革を行うことにした。

規模の小さな大学でありながらも、人文科学研究所、キリスト教文化研究所、言語教育研究所は、教員の研究活動を充実・活性化させるための組織として機能しており、適切性を備えている。生涯学習センターの休止は残念であるが、それ以外の5つのセンターは、学生の学びと教員の教育を支援するための組織として機能しており、適切性を備えている。

以上のことから、本学の教育研究組織については、問題点には速やかに改善策を講じていることから、大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは適切である。

## 第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[\*]

学部・研究科等名称	URL
文学部	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/3policy.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/3policy.html</a>
人文科学研究科	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/3policy.html">https://www.seisen-u.ac.jp/overview/information/education/3policy.html</a>
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合） 該当なし

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
備考：			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

〔専門職大学、専門職学科〕科目区分ごとの必要修得単位数[\*] 該当なし

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	
備考：							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[\*] 該当なし

学期制区分	各学期の 授業週数	1コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称
備考：			
単位設定			
授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程(条項)	URL・印刷物の名称
備考：			

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[\*] 該当なし

学部・学科名、 学年等	履修登録単位 の上限値	期間	成績優 秀者へ の割合	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無

	単位		—		—
--	----	--	---	--	---

備考：

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条  
 ※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。  
 ※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。  
 ※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研究科は学位課程別）	卒業・修了要件単位数	既修得等（注）の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
文学部	132 単位以上	60 単位	清泉女子大学学則
人文科学研究科	修士課程 32 単位以上 博士課程 14 単位以上	修士課程 10 単位 博士課程 4 単位	清泉女子大学大学院学則

備考：

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、  
 専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、  
 大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、  
 専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条  
 注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）  
 [専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）  
 [修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）  
 [専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[\*] 該当なし

研究科等名称（学位課程別）	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称

備考：

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項  
 ※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[\*] 該当なし

研究科等名称（学位課程別）	学位論文審査基準（注 1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注 2）規程・URL

備考：

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

注1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[\*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
文学部	GPAのほか、専門基礎学力アセスメント、プレイズメント・テスト、卒論ループブック、卒業生アンケートの状況を、推移を含めて確認している。	GPA 推移表、アセスメントプラン、卒業生アンケート、就職先アンケート
人文科学研究科	GPA のほか、年次研究計画書に基づく指導教員との面談、中間報告会・研究成果報告会での発表、修士論文口述試験、博士論文最終試験（専門科目、外国語科目）によって確認をしている。	年次研究計画書、中間報告会プログラム、博士課程研究成果発表会プログラム
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
文学部	2023年度 学務委員会、内部質保証委員会 2024年度 内部質保証委員会	2023年度点検・評価結果 2024年度 大学基準に基づく評価項目の取組状況
人文科学研究科	2023年度 研究科運営委員会、内部質保証委員会 2024年度 内部質保証委員会	2023年度点検・評価結果 2024年度 大学基準に基づく評価項目の取組状況
備考：		

## 1. 現状分析

## 評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

- ①-1 学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

本学の設立母体は、カトリック女子修道会である聖心侍女修道会であり、建学の精神はキリスト教ヒューマニズムにある。大学の設置・教育目的については「清泉女子大学学則」第1条に、「教育基本法及び学校教育法に準拠し、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、キリスト教的世界観に立ち、高い知性と豊かな教養をそなえ、奉仕的精神に富む女性を養成すること」と、明記している（基本情報一覧 第1章 基本資料）。

これらの目的に基づいて、文学部のディプロマ・ポリシー（2021年度以後入学者用に改訂）を定め、さらに、学科ごとのディプロマ・ポリシーを定めている。大学院に関しては、第1章で述べたとおり、人文科学研究科と各専攻のディプロマ・ポリシーに即してそれぞれカリキュラム・ポリシーを定めている。（基本情報一覧 第4章 学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針）。

学生・教職員に毎年配布される『学生要覧』には学則の全文を掲載し、学位取得に必要な単位数及び単位の算定基準について明示するとともに、巻頭には建学の精神、教育目標及び文学部ディプロマ・ポリシー、各学科のディプロマ・ポリシーも掲載している（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（10～20頁、208～213頁））。また、これらはウェブサイト上でも公開しており、建学の精神については「清泉スピリット」として説明を添えている（根拠資料 1-1【ウェブ】）。

- ①-2 上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

また、学部・各学科のディプロマ・ポリシーと学部・各学科のカリキュラム・ポリシーの関係を示すために「カリキュラム・マップ1」を作成し、本学公式ウェブサイトに掲載している（根拠資料 4-1【ウェブ】）。具体的なカリキュラムについては次項で述べるが、いずれの学科においても学びの集大成となる卒業論文・卒業研究等、4年次の必修科目を

設定しており、学科ごとにルーブリックを用いて専門科目の学修成果の達成状況を確認している（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（101～118頁））。

#### 評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

#### ② 学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

文学部は5学科から成るが、卒業するには4年以上在学し、2021年度以後入学者は132単位以上（全学共通科目を49単位以上、各学科の専門科目を52～66単位以上）を修得する必要がある（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（70頁））。

なお、本学では資格課程（教職課程・司書教諭課程・司書課程・学校司書課程・学芸員課程・日本語教員課程）も設置しているが、ここでは説明を割愛し、共通科目及び各学科専門科目について述べる。

2021（令和3）年度以後入学者のカリキュラムにおいて、共通科目は、主に学部のディプロマ・ポリシーに基づく学部のカリキュラム・ポリシーによって、「建学の精神」科目、初年次教育科目、外国語科目（英語）及び外国語科目（英語以外）、情報科学科目、「心身の健康」科目、教養科目、そしてキャリア教育科目の8つの科目群（資格課程科目を除く）に分けて設定し、必修33単位を含む49単位以上を修得するように編成している。

共通科目のうち必修6単位は「建学の精神」科目群であり、本学の建学の精神であるキリスト教ヒューマニズムを扱うものである。本学の建学の精神について学び始める1年次に「人間論」を、2年次に「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」（各2単位）を必修として置いている。

初年次教育科目（3単位必修・2単位選択必修）では、入学後すぐに必要となる知識や情報を身につけるための「スタートアップ・ゼミナール」（1単位）、大学での学習法を学ぶとともに、清泉女子大学という知的共同体で学んでいく意識を醸成する「初年次ゼミナ

ール」(2単位)を必修とし、さらに各自の興味に応じて選択する「初年次スタディーズ1, 2, 3, 4, 5, 6」(2単位選択必修)を開講している。

「外国語科目(英語)」は1・2年次に配置し、日本語日本文学科・英語英文学科は16単位必修で選択科目2単位以上が選択必修、スペイン語スペイン文学科・文化史学科・地球市民学科で16単位必修であるが、文化史学科については英語に加えて「外国語科目(英語以外)」も2単位以上選択必修としている。

情報科学科目(3単位必修)では、大学での学習で必要となる情報リテラシーを身につけるために「情報科学入門1a」「情報科学入門1b」「情報科学入門2」(各1単位)を1年次に配置している。

「心身の健康」科目(3単位必修)では、大学生活を健康かつ安全に送るための知識を学ぶために1年次必修の「健康・安全管理」(2単位)と、在学中、学生自身が適切と考える時期に履修できるよう「体育実技・理論」(1単位)を1～4年次必修としている。

その他、教養科目、「建学の精神」選択科目、キャリア教育科目の中から16単位を各学科共通して修得する。教養科目のほとんどが1～4年次すべての年次に開かれており、興味や必要に応じて適切な時期に履修できるようになっている。学科専門科目も1年次からの必修科目があるため、学生は4年間にわたって全学共通科目と学科専門科目を並行して学ぶ形になる(基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(90～100頁))。

2021(令和3)年度以後入学者対象のカリキュラムにおける各学科の専門科目については、それぞれの学科のディプロマ・ポリシーに即してカリキュラム・ポリシーを定め、同ポリシーに基づいて科目を設置し、授業内容、レベル(対象学年)、授業形態(教授方法)、必修・選択の別などを定めている(基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(101～118頁))。卒業に必要な単位数は、日本語日本文学科52単位、英語英文学科58単位、スペイン語スペイン文学科64単位、文化史学科62単位、地球市民学科66単位と、学科により大きく異なる。

日本語日本文学科の専門領域は、日本語学・日本古典文学・日本近代文学の3系統からなり、1年次の「入門演習」(5科目10単位必修)、2年次の「概論」や「源氏物語」(9科目18単位必修)等の授業を通し、3系統全てについて確かな基礎知識を身に付ける。3年次からは各自の興味に基づき、3系統のいずれかに重点を置き、「演習」を核として主体的に学び、4年次では「研究法演習」を中心に自分の研究テーマを掘り下げ、「卒業論文」(4単位必修)を完成させるというカリキュラムとなっている(基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(101～102頁))。

英語英文学科は、幅広い専門科目(英米文学・文化、児童文学、翻訳、英語教育学、英語学、異文化間コミュニケーション、演劇)から、1つの分野を集中的に学ぶことも、複数の分野をリンクさせて研究することもできるカリキュラムとなっている。「読む、書く、聞く、話す」の4技能、特に発信技能を早い段階で養うため、少人数かつ英語を母語とする教員を中心とした英語技能科目(6科目12単位)である、「Listening & Speaking」「Performance Workshop」「Presentation Workshop」を1年次必修としている。2年次には、必修科目の「Academic Presentation」「Communicative Grammar」(4科目8単位)等を通じて英語運用能力及びリサーチ・発信技能を高め、3年次ではゼミ形式の「ゼミナールI」(2科目2単位必修)で各自の研究テーマを見つけ、深く掘り下げなが

ら4年次の「ゼミナールⅡ」(2科目2単位必修)を通して「卒業論文」(4単位必修)を完成させるというカリキュラムを構築している((基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(103~106頁))。

スペイン語スペイン文学科は、スペイン語の語学力を3年次修了までにCEFRのB1レベルとすることを目標として、3年次までに26科目42単位の必修科目を設定している。3年次からは選択必修科目として、スペイン・ラテンアメリカの言語、文学、文化を「ゼミナール」(8単位必修)で専門的に学びつつ、4年次には「卒業研究」(4単位必修)に取り組む。実践的なスペイン語能力の修得、専門的知識と研究方法の修得を図り、多様な文化を理解し尊重できる学生を養成するカリキュラムとなっている(基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(107~111頁))。

文化史学科は歴史学を中心として、美術史学、哲学・思想史学、宗教学・宗教史学の4つの専攻分野を学び、こうした4つの視点から「文化」について考察する。1年次には必修科目として4年間の学びの導入となる「文化史学序説」(2単位必修)「文化史学基礎演習」(2科目4単位必修)を、1・2年次には選択必修科目として歴史「概説」(西洋、日本、東洋)(4単位必修)を置いて知識の土台を固め、基礎力を養う。2年次からは、「概論」(4単位必修)、「入門演習」(4単位必修)で各分野の研究方法の基礎力を養い、「講義・発展講義」(12単位必修)でより深い知識を身につける。興味を持った分野を選択して3年次に専攻を決定し、「演習」(4単位必修)で研究テーマについて深く考察し発表する力をそれぞれ身につけ、4年次の「研究法演習」(2科目4単位必修)と「卒業論文」(4単位必修)につなげるカリキュラムとなっている(基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』112~114頁))。

地球市民学科は、地球市民として活躍するために必要な「実践的な知識・思考方法・コミュニケーション能力」を修得し、地球社会に貢献できる人材を養成するために、プロジェクト科目を軸として、グローバル社会系(英語・専門事例科目含む)、コンセプト・スキル系、フィールドワーク等の科目群を配置している。これらは学生個人の理解や習熟度に応じてステップアップしていくことができる。1年次には、地球市民として学ぶために必要な知識や思考方法を習得するとともに、4年間の学習指針を固めるために、7科目18単位の必修科目を配置している。3年次までは基礎科目として、2年次に6科目14単位、3年次に4科目8単位の必修科目を設け、身に付けた専門知識や理論、コミュニケーションスキルをフィールドワークで活用し、授業にフィードバックする循環型学習を実践し、プレゼンテーション能力に磨きをかける。そして、学びの成果のまとめとして4年次の「卒業論文」「卒業プレゼンテーション」等(4科目8単位必修)につなげるカリキュラムとなっている(基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(115~118頁))。

これらの科目とカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの関係については、その全体像を「カリキュラム・マップ2」に示し、本学公式ウェブサイトに掲載している(根拠資料4-2【ウェブ】)。カリキュラム上の位置付けや意味を理解する際に重要となる、内容、レベル、授業方法という3要件がわかりやすくなるよう配慮している。

従来から、全科目に対象年次を明記し、学年を追って初歩から高次に向かう科目構成をわかりやすく示してきたが、2018(平成30)年度からは全学科の専門科目及び全学の共通科目にナンバリング制度を導入した。また、履修前提要件が必要な場合には、シラバスの

当該科目の欄に必要な予備知識又は前もって履修しておくべき他の科目などの情報が記載されている（根拠資料 4-3）。

学部カリキュラム全体の運営の中心にあるのは各学科等代表の学務委員から成る学務委員会であるが、各学科等を運営する会議に加えて、共通科目については全体の運営・方針を議論し調整する組織としての「共通科目マネジメント委員会」のもと、「建学の精神科目運営会議」、「外国語科目運営会議」、「共通科目運営会議」を置いている。これらの組織によって、恒常的に、カリキュラムの適切な運営・支援を行うとともに、改善を図っている。

大学院に関しては、人文科学研究科と各専攻のディプロマ・ポリシーに即したカリキュラム・ポリシーに基づいて科目を設置し、対象とする年次、必修・選択必修・選択の別などを定めている。

修士課程の科目については、第3章で述べたとおり専攻ごとに「言語文化総合演習Ⅰ、Ⅱ」、「思想文化総合演習 a, b」を必修科目として履修し、そこで研究倫理を含めた論文の書き方や、基礎的な研究の知見等を学修し、さらに指導教員の担当する科目においてより高度な研究能力を培うように、カリキュラムが構成されている。

博士課程人文学専攻ではカリキュラム・ポリシーにおいて、各分野の軸となる文学、言語学、キリスト教思想、文化史学につき、全体としてコースワークとリサーチワークが適正な組み合わせで学修できるようなカリキュラムを編成している。

修士課程・博士課程いずれの専攻においても、修士論文又は博士論文作成に際しては、リサーチワークにおける個人指導を徹底している。

さらに、個々の大学院学生の研究に必要と認められるときは、他大学院との単位互換制度や委託聴講生制度の活用、又は海外の大学院への留学制度の活用等により、一定の範囲内で単位換算を可能とするなど、開かれたカリキュラムとなっている。

大学院のカリキュラム運営の中心となるのは各専攻会議である。専攻会議では、年度ごとに当該専攻の教育課程編成・実施方針に基づき、カリキュラムの設定や、開講科目の決定、担当者の選定等の調整を行い、カリキュラム案を作成する。各専攻会議で作成されたカリキュラム案は、まず研究科運営委員会での審議を経た上で研究科委員会に付議され、審議・承認を受ける。以上のような仕組みにより、恒常的にカリキュラムの適切な運営・支援を行い、改善を図っている。

### 評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。  
また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られて

いるか。

- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

③-1 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

③-3 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

本学では『学生要覧』に、カリキュラム全体、各科目群、個々の科目について、また、単位制の意味や科目の履修方法などについて、詳細な説明を掲載し、履修ガイダンスでも説明している。学生が、カリキュラムの全体像を意識しながら履修計画を立てることができるよう、すべての開講科目の基本情報（科目が属する科目群、対象学科・年次、必修・選択の別、単位数、担当者、履修上の注意等）の一覧表と時間割を合わせた『開講科目一覧 授業時間割』を作成し、学生に配布している（根拠資料 4-4）。各教員のオフィスアワーも『学生要覧』（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（46頁））に掲載しているが、学期初めの履修登録の時期には、オフィスアワー以外にも履修に関する相談に応じる時間を設けている。

単位修得に必要な学修時間を確保して単位の実質化を図るために、全学科・学年について、集中講義等を除く通常の開講科目の履修登録単位数の上限を半期24単位に設定している。ただし、前年度のGPAが2.8以上3.0未満の学生は半期26単位、3.0以上の学生は半期28単位まで、登録を認めている（（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（73頁））。2023（令和5）年度以前入学者については、卒業に必要な最低修得単位数に49単位以上56単位以下足りない4年次生のみ、学長の承認を得て56単位まで登録することを認めていたが、現在ではこの制度は廃止している。また、1時限目に必修科目を多く配置することで、その後の時間割に空きコマを作らせるように導き、授業外学習時間を確保することを促している。

シラバスには、授業の目的、概要、到達目標、各回の授業内容、授業前・授業中・授業後に分けた学生に求める学習活動、評価方法を必ず記入することとしており、1単位につき45時間の学修時間となるよう、各教員に記載を求めている。シラバス編集委員会は、各教員から提出されたシラバス原稿について、基準を満たした記述がなされているかどうかを確認し、不十分な場合には修正を求めている。ただし、全ての科目において授業外学

習の時間までは明記されておらず、学生によるシラバスのチェックも現状では行っていない。

クラス分けについて、外国語科目（英語）ではプレースメント・テストに基づき、一般クラスのほかに、「Basic English」クラスと「Advanced English」クラスを設けている。情報科学科目においても、必修科目の「情報科学入門 1a/b」では基礎クラスを設け、情報機器の操作が苦手な学生を対象に、個別指導がよりいき渡る条件で学習を進められるよう配慮しており、必修科目として未修得者が出にくいようにしている。

また、大学レベルにおける教育改善の取り組みとして、授業内外の場での教育・学習環境を整え、学生が積極的に学ぶプログラムを作るために設けられた「教育・研究充実のための特別資金」によって、スペイン語会話の実践の場を提供する学習支援プログラムや、外国でのボランティア・ラーニングを推進するプログラムなどを行っている。同時に、教育・学修支援センターでは、正課外の活動ではあるが、実社会の問題を解決しようと試みることで、主体的に学ぶ力を身に付け、大学と社会をつなげていくことを目指し、プロジェクト型学習を支援している（資料 4-5【ウェブ】）。これらの取り組みを正課とも結びつけることによって、意欲的な学生の幅広い学びの場を提供することができている。

毎学期末に授業評価アンケートを実施し、個々の学生が自身の学修への取り組みを振り返ると同時に、教員の授業に対する評価を行っている。この結果を毎学期教員が確認することやFD研修会を通じて、授業方法等が適切であったかの検証を促している。

大学院については、シラバスは学部同様、「授業概要」でテーマとその概要を示し、到達目標、学習活動（授業前、授業中、授業後）評価方法などを明示している。

大学院においては、学生の学術研究能力の向上及び研究活動の活性化を図るために、個々の学生の研究指導計画に基づく研究指導を実施している。学部のような履修登録単位数の上限は設定していない代わりに、履修登録の際に登録しようとする科目全てについて科目担当者の、さらに履修登録全体について指導教員の許可が必要となるため、個々の大学院学生の研究計画に合致した適切な履修登録が可能である。

修士課程では、研究を開始するに当たって研究主題及び研究概要を提出し、その上で各年次に「年次研究計画書」を提出する。指導教員はその「年次研究計画書」に基づき、学生の年次計画が滞りなく遂行されるよう、適切な指導を行っている。また、修了年度に修士論文を提出する学生は、中間報告を行う（基本情報一覧 第 1 章 基本資料『2024 年度学生要覧』（192 頁））。

また博士課程では、学生は履修する授業科目の選択及び博士論文の作成に当たって、指導教員の指導を受ける。研究を開始する際には、研究主題と研究概要を提出し、その上で、1 年次には「年次研究計画書」「長期研究計画書」及び「研究報告書」を、2 年次には「年次研究計画書」を、3 年次には「博士論文の概要」を提出する。また、博士論文を提出するためには、論文 2 篇（権威ある雑誌掲載の場合又は学問的に高い評価が与えられている論文の場合は 1 篇でも可）が既発表であること、修了必要単位数 14 単位が修得済みであることが条件となっている。（基本情報一覧 第 1 章 基本資料『2024 年度学生要覧』（196～197 頁））。

博士論文を提出する者には、最終試験として専攻分野と 2 か国語の外国語の試験が課される（根拠資料 4-6（第 12 条））。

この他に、清泉女子大学発展協力会の寄付金を原資とする「発展協力会大学院海外研究活

動奨励金」により、大学院学生の海外における学会発表及び調査研究に対して奨励金を支給（2024（令和6）年度まで）するなど、学会発表や学会活動への積極的な参加を恒常的に奨励し、そのための支援を行っている。こうした制度の整備を通じて、大学院学生の学術研究能力の向上及び本学における今後の研究活動の活性化を図っている。

③-2 ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

現在の在学学生は、留年者を除き、全員がBYOD(Bring Your Own Device)導入後の入学者である。そのため、学内施設の全てでWi-Fiでの通信が可能であり、授業内でもICT利用を促進している。コロナ禍以前から「学びの泉」と呼ばれる学習支援・管理システム(LMS)を導入し、教員に積極的な活用を促してきたが、現在も継続している。対面授業においても、このシステムの掲示板機能を利用して授業時間外でのディスカッションを活性化し、授業内容の理解度を高めるために活用されている。

また、一部の科目ではオンライン・オンデマンド開講を行っている。オンライン・オンデマンド開講科目を一定数設けることにより、学生が履修しやすくなるような時間割編成が可能となっている。なお、学期を通じてオンライン・オンデマンド開講とする科目は、前年度中に各学科・科目運営会議で承認されることによって決定され、対面開講の科目においても、1学期13回中6回までオンライン・オンデマンド開講を可能とするガイドラインを年度初めに全教員に示している（根拠資料4-7）。

**評価項目④**

**成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。**

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

④-1 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

④-2 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。

成績評価の客観性、厳格性を担保するために、素点で90点以上が「S」、80点以上90点未満が「A」、70点以上80点未満が「B」、60点以上70点未満が「C」、40点以上60点未満が「D」、40点未満が「F」、「S」から「C」、素点でいえば60点以上が合格となる成績評価の基準を定め、『学生要覧』に明記し、学生に周知している（資料1-2（83頁））。これ以外の評語として、「W」（履修を取り下げた場合。評価なし）、「NP」（検定試験等の合格をもって単位を取得できる科目で不合格だった場合）がある。GPAを算出する場合は、「S」を4、「A」を3、「B」を2、「C」を1点として計算する。また、年度ごとに科目・コースのGP（各評語の人数から算出）を学科・科目群ごとに図にして配布、教員が各自で振り返りを行うことを通じて、各科目の目的や性格に照らして適切な成績評価に努めるよう促している（根拠資料4-8）。個々の授業に関する評価方法については、担当教員の専門性に委ねるところが大きいですが、それらについてはシラバスに「評価方法」欄を設け、授業ごとの評価方法を明記し周知するよう、学務部長とシラバス編集委員会から依頼している（根拠資料4-9）。

全学共通の必修科目では、クラス分けを行っているものがあるが、どのクラスも基本的に同じ履修目標、履修内容、授業形態を有していることから、評価基準を共有している。前述のとおり、外国語科目（英語）では、プレイスメント・テストによってレベル別にクラスを振り分けているが、レベルによって評価にばらつきが出ないよう、外国語科目運営会議が、「S」（素点で90点以上）とする学生の比率をレベルごとに定めている。これは、担当教員のみならず、『学生要覧』を通じて学生にも公開されている（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（93～94頁））。初年次教育の必修科目である「初年次ゼミナール」では学生を9クラスに分けているが、期末レポートを共通のルーブリックによって評価し、成績評価を行う際の目安となる人数の割合を指針として示している。情報科学の必修科目である「情報科学入門1a/b」も、基礎クラスを含めた13クラスに分かれており、授業内容、最低到達基準、評価基準等を詳細に教員間で共有している。

成績評価について不明・疑問な点があるときには、学生は理由を添えて書面で学務課に申し出ることができる。学生から申し出があった時には、担当教員は自分の行った成績評価について、評価基準や評価の正当性を書面で学生に伝える（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（84頁））。

④-4 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。

④-5 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

本学では、卒業・修了のための最終課題となる卒業論文や卒業研究に関して、学科ごとに作成したルーブリックに基づき、学問的専門分野からの評価にとどまらない評価を行うようにしている。そして、卒業・修了に際して、最終的に卒業・修了要件を満たしているか否かの審査（卒業・修了判定）は教授会・研究科委員会で行われる。卒業要件を満たしていない学生には、一定の条件の下で再試験が認められる（基本情報一覧 第1章 基本資

料『2024年度学生要覧』（81頁）が、その結果をもってなお要件を満たしていない場合は、留年となる。

④-3 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

編入生や留学から帰国した学生の既修得単位の認定には、成績証明書等のみならず、科目ごとにシラバスや授業内容の分かる書類の提出を求め、それぞれの科目の授業内容や時間数等を本学の科目と照らし合わせながら認定を行っている。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

⑤-1 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

⑤-2 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

大学における学習成果を測定するために、本学では、アセスメントプランを作成し、全学レベル、教育プログラムレベル、科目レベルの3段階で、定期的にアセスメントを実施し、学修成果の可視化を図っている（基本情報一覧 第4章 学位授与方針に示した学修成果の測定方法）。

また、本学では、包括的な成績指標としてGPAを算出し、登録単位数の上限緩和の基準や派遣交換留学の選抜、奨学金の給与・貸与の要件の一つとして用いると同時に、各学科又は教職課程において一定のGPA基準を満たした学生に限り履修を認める科目を設けている。また、GPAが低い学生に注意を払い、各学科に情報を提供し、学科内及び学務部長による面談を実施し、退学等につながらないよう支援的な指導を行っている（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（85頁））。

⑤-3 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

現在本学で導入しているシステムでは、学生、専任教員ともに在学中の GPA と修得単位数の変化の推移をいつでもポータルサイト上で確認することが可能であるが、ディプロマ・サプリメントとしてはまだ活用できる状況にはない。今後は、学生自身が正課のみならず各種の学習成果を把握しながら学位の修得に至ることができるように、2024（令和6）年度中に新しいシステムを導入する。これによって、各種アセスメントの結果やディプロマ・ポリシーの達成度等を参照可能とすることを検討しており、2025（令和7）年度の卒業生からディプロマ・サプリメントを発行できるよう準備中である。

#### 評価項目⑥

**教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

⑥-1 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。

⑥-2 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。

教育課程及びその内容、方法については、それぞれの授業の運営を担当する組織・会議体（学科、専攻、科目運営会議、資格課程など）が、毎年、学生の学習状況、履修状況、達成度等を確認し、不適切、不十分なところがあれば翌年度の開講に向けて改善するよう変更を加え、それを学務委員会又は研究科運営委員会で検討したのち、教授会又は研究科委員会で審議するという手順を踏み、定期的に点検・評価し、改善に取り組んでいる。前述のアセスメントプランに基づく各種アセスメントの結果や各種アンケートの集計結果、調査結果等は、内部質保証委員会その他の関連部署に報告される。例えば、学科の専門教育課程に関しては、学務委員会を通じて各学科に、報告されたアセスメント結果を検討した上で教育改善の方策を提示することを定期的に依頼するなどして、PDCA サイクルを機能させている。2024（令和6）年度には、第10回学務委員会において各学科から次年度に向けての改善案が報告され、グループディスカッションの機会や英語のリーディングを増やすこと、学科ごとに

実施している専門基礎学力アセスメントの方法に関する改善方針等が挙げられた。

⑥-3 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。

⑥-4 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

毎年「学生アンケート」を実施し、自由記述に書かれた質問に対しては文書で回答してきたが、2024（令和6）年度からは、学生部長・学務部長と学生有志による「学生意見交換会」を対面で開催し、学生生活のみならず、教学面に対する学生の声も直接聞き取ることができる仕組みを取り入れたところである。体調不良時の授業参加についての意見や学生発案型授業のアイデアなど、今後の改善に資する学生の生の声を直接聞き取ることができた。その際に出てきた学生発案型授業のアイデア等については学務委員会で、学生生活に関する意見については学生生活委員会を中心に検討するとともに、内部質保証委員会に報告され、今後の改善に生かされている。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では中期計画（2020-2024年度）の基本方針3「教学の質保証」 基準4「教育・学習」において、「教学の質保証体制を構築する」ことと、「新カリキュラムの学修成果の可視化に向け、評価指標の作成、評価方法の整備を進める」ことを定め、計画を推進してきた。

教育の質保証に関するPDCAサイクルにおいて、計画の策定とこれを踏まえた取り組みについては、教育の質保証に関する体系図に沿って順調に進行しており、点検・評価及び改善・向上に関しても順次進めているところである。

本学の特質として、小規模な女子大学であり、一人ひとりの学生に丁寧に向き合う指導を行っていることが挙げられる。一人ひとりの学生の顔が見える環境では、個別的で数値化できない事実の方が、データを集計し数値化した包括的指標よりも、深く正確な評価に結びつくことがしばしばありうる。従来も現在も、本学では個別的具体的な指導が重視されていると言える。

しかしながら、アセスメントプランに従って各種アセスメントを実施したり、卒業論文（卒業研究）を、ルーブリックを用いて評価したりすることによって、学生の学習成果を把握・評価するよう努めてはいるものの、それを具体的な教育改善に向けた行動につなげ、結果的に教育の質が改善したかどうかというところまではまだ十分に確認ができていない。また、ディプロマ・サプリメントを作成し、活用できる状況にはまだない。

学修成果・教育成果の把握・可視化を通じた改善が確実に行われるよう、早急に体制を整えるべく努めているところである。

大学院については、学生数が少ないために個々の学生に応じたきめ細やかな指導が可能な点は本学大学院の長所と言えるが、その反面、学内に留まっていると自分の研究を客観視することが難しくなる。自らの専門分野の世界的な動向について知る機会を得るために、自

発的に全国規模の学会等で他の研究者の発表を聞いたり、また当該分野における自分の立ち位置を知るために自らの研究を発表したりする機運が、特に修士課程の学生において必ずしも高くない傾向がある。指導教員が主導して学外の研究者との交流の機会を持つよう促すことが求められる。

博士課程に関しては、研究が順調に進む者と研究が停滞して長期休学や退学に至る者の両方が見られる。入学試験出願の前に指導を希望する教員との面談をすることを奨励しているが、これをより実効的なものにする必要がある。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連付けは十分にできていると言えるが、昨今の少子化や女子大忌避による入学者の減少で、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの接続が難しくなってくる恐れがある。2024（令和6）年度の総合型・学校推薦型選抜入学者からは、主に総合型選抜による入学予定者に対する入学前教育を実施し、基礎学力の補償に努めている。

なお、2021（令和3）年度からのカリキュラムは完成年度を迎えたが、これまでのPDCAサイクルの検証をふまえ、2025（令和7）年度からは、総合文化学部・地球市民学部の2学部体制となる。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びカリキュラム・マップ等を全面的に作成し直した（根拠資料4-10【ウェブ】）。これまでの文学部1学部5学科体制を、2学部2学科体制とすることによって、より多様な学生の受け入れを可能とし、柔軟な指導体制を構築するべく準備している。例えば、教育課程としては、必修の基幹教育科目を「清泉スタンダード」等としてわかりやすく示したり、学生の関心に応じて科目をパッケージ化したプログラムを提供したり、学部学科を超えた履修をより容易にしている。また、履修モデルを提供し、前後期それぞれに個別の履修相談の機会を設ける予定である。

2025（令和7）年度には2学部体制になるものの、小規模大学の女子大学として、学生一人ひとりを大切に育てるという伝統をもとに、教職員が一体となって誠実に学生の教育・指導に当たってきたこれまでの長所は引き続き残していけるものと考えている。

しかしながら、教学マネジメントの体制はまだ完成したわけではない。今後、学務委員会等で具体的な改善行動の計画を策定し、教育の質をより高められていることが確認できるような体制を整え、PDCAサイクルを機能させ続けるための努力を継続する。大学院については、現行の大学院カリキュラムは、これまでの専攻会議等で不断の見直し・改善を繰り返した結果である。今後も変化する学問動向及び大学院学生のニーズに寄り添ったカリキュラムの見直しを随時行っていく。また、前項で述べた問題点についても専攻会議を中心に改善策を講じる。

## 第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

### 入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
文学部	①2024(令和6)年度一般選抜入学試験要項 ②2024(令和6)年度【学校推薦型選抜】カトリック指定校推薦入学要項 ③2024(令和6)年度【学校推薦型選抜】特別指定校推薦入学要項 ④2024(令和6)年度【学校推薦型選抜】一般指定校推薦入学要項 ⑤2024(令和6)年度【学校推薦型選抜】姉妹校推薦入学要項 ⑥2024(令和6)年度【学校推薦型選抜】卒業生子女・在学生姉妹推薦入学要項 ⑦2024(令和6)年度【学校推薦型選抜】外国人留学生指定校推薦入学試験要項 ⑧2024(令和6)年度総合型選抜入学試験要項 ⑨2024(令和6)年度【総合型選抜】姉妹校高大接続入学試験要項（清泉女学院） ⑩2024(令和6)年度【総合型選抜】姉妹校高大接続入学試験要項（長野清泉女学院） ⑪2024(令和6)年度【総合型選抜】協定校高大接続入学試験要項 ⑫2024(令和6)年度社会人特別入学試験要項 ⑬2024(令和6)年度帰国子女入学試験要項 ⑭2024(令和6)年度外国人対象入学試験要項 ⑮2024(令和6)年度姉妹校推薦編入学要項 ⑯2024(令和6)年度指定校推薦編入学要項 ⑰2024(令和6)年度一般編入学試験要項 ⑱2024(令和6)年度学士入学試験要項
人文科学研究科	⑲2024(令和6)年度大学院学生募集要項
備考：	

### 入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
清泉女子大学入学者選抜規程	清泉女子大学入学者選抜規程
清泉女子大学大学院入学者選抜規程	清泉女子大学大学院入学者選抜規程
備考：	

## 1. 現状分析

本学の入学者選抜制度は、学部、大学院ともにアドミッション・ポリシーに基づき、大学が求める学生の能力・資質や対象に応じて、学生募集方法が適切に設定されている（基本情報一覧 第2章 情報公表〔教育情報〕学生の受け入れ方針【ウェブ】）。

また、入学者選抜の実施においては、責任体制を明確にした体制のもと、公正かつ公平に実施するための諸制度や運営体制を整備しており、特に受験上特別な配慮を必要とする志願者に対しても、出願時の具体的な配慮事項の説明や入学手続き時の入学後の学習面・健康面での事前相談を行うなど、適切に運営している（基本情報一覧 第5章 入学試験要項、根拠資料 5-1【ウェブ】）。その結果、大学の教育理念・目的及びアドミッション・ポリシーに沿った多様な学生の受け入れを実現している。

また、毎年度入試終了後の4月の教授会において、当該年度の入試状況・結果、入学定員充足状況と未充足の場合はその要因、次年度入試に向けた入学者数確保への対応等について、各種入試基本データのほか、報告時における過去5年間の志願者数の推移、主な女子大学の志願状況、過去4年間の合格者数に対する入試別定着率、入学辞退者数の推移等の数値データを添付した「2020(令和2)～2024(令和6)年度入試結果報告」（根拠資料 5-2～5-6）を提出し、全専任教員で現状の把握と取り組むべき課題を確認している。さらに、専任職員についても職員役職者で構成する職員課室長会議で同報告書に基づき入試・広報部から説明し共有している。

この報告を踏まえて、毎年度始めの入試委員会において、即座の対応が必要な事項については、例えば指定校推薦入学制度の推薦基準の見直しや推薦指定校の拡大、総合型選抜の選考方法の見直しや入試日程の変更など入試関係の諸施策を具体的に検討し、次年度入試の改革に反映している。さらに、入学者の追跡調査結果に基づく、学生募集方法及び入学者選抜制度の妥当性の検証についても、毎年定期的に入試委員会（2022(令和4)年7月20日開催の第4回入試委員会、2023(令和5)年9月20日～25日（メール会議）開催の第8回入試委員会、2024(令和6)年9月26日～29日（メール会議）開催の第5回入試委員会）において、学部、大学院とも各入学試験の責任の所在、合否判定の手順・プロセスの明確化、入学者選抜のための適切な体制・仕組みの整備、各入試要項や入学手続要項における各期限の厳守の徹底、合理的な配慮を必要とする入学希望者への対応や入試成績の開示等の記載、などを確認し、改善策の基礎資料として活用している（根拠資料 5-7～5-9）。

このように毎年度の入学者選抜を適切に実施運営し、アドミッション・ポリシーに基づき入学者数の確保に努めてきたが、近年の急速な社会情勢の変化（受験人口の減少、実学志向、共学志向・女子大学離れの進行など）の中、創立以来70年以上続く文学部単科大学の教育内容が受験生のニーズと合わなくなってきたことから、2022年度から2024年度まで3年連続で入学定員未充足の状況が続き、本学における喫緊の課題となっている。

以下、入学定員未充足の状況を踏まえた点検・評価、及び改善に向けた取組みと成果について述べる。

## (1) 入学定員未充足の状況

学部については、2021年度までは入学者数、2022年度までは在籍学生数が定員超過状態で続いていたが、2022年度より入学定員充足率、2023年度より収容定員充足率が未充足状態となった。入学定員充足率の5年平均は、学部合計0.90であるのに対し、英語英文学科では0.80、スペイン語スペイン文学科では0.78のレベルにまで低下した。この入学定員未充足状態が3年続いた結果、収容定員充足率も連動して学部合計では、2023年度0.96、2024年度0.88となった（大学基礎データ表2）。

この背景には、近年の受験生の志望動向から、①女子受験生の共学志向と女子大学離れの進行、②景気動向への不安から実学志向の継続により人文・外国語・国際系統の分野への志願者数の減少、③理高文低の傾向等の外部要因が考えられる。本学は文学部単科大学として70年以上の伝統があり、一貫して創立当初から人文科学系統のキリスト教カトリックの女子大学として少人数教育を実践してきたが、年々学部全入試の総志願者数も一時持ち直した時期はあったものの、減少傾向（2020年度2,172名、2021年度1,529名（前年度比643名減）、2022年度1,218名（311名減）、2023年度1,336名（118名増）、2024年度1,128名（208名減））が続いている（大学基礎データ表2）。

定員管理の方策については、2021年度までの定員超過状態の時には、経年の入試データに基づき入学者数の歩留まり率の予想の精度を高めることで入学定員超過率の是正に努めてきたが、本学のような小規模大学の場合、その時々全国的な入試動向（地元志向、実学志向、共学志向、文低理高傾向などの強まりや、大規模大学による定員管理施策の動きなど）の影響を大きく受けるため、常に予測どおりの結果を得られるとは限らず、前回（2018年度）の認証評価では収容定員に対する在籍学生比率が1.25倍を超える学科が複数あり改善課題の指摘を受けた。その後は継続的に入学者数の抑制や留年者対策の措置を講じた結果、2022年度に内部質保証委員会に提出した「2022年度における改善措置について（報告）」において、全学科1.25倍未満の水準にまで改善したことを報告した（根拠資料5-10）。しかし、現状は、入学定員未充足状態の中で、志願者数も減少傾向が進んでいる状況である。

大学院については、各専攻とも設置以来現在に至るまで、入学定員及び収容定員に増減はないが、近年は各専攻とも志願者数が低迷している。そのため、入学定員充足率の5年平均は、修士課程0.35、博士課程0.16と、極めて低い水準となっている。また、収容定員充足率も、2024年度は修士課程0.47、博士課程0.40と、やはり低めの水準に留まっている（大学基礎データ表2）。

大学院の入試では、筆記試験や口述試験だけでなく、研究計画書や卒業論文等を通して、受験者個々の学力や資質、修士論文または博士論文を完成させるだけの学力・資質を有するかどうかを見極めた上で可否を判断しており、入学定員を充足することを優先していない。受験者数が入学定員に満たないときであっても、合格者を出さない場合があるのはそのためである。しかし、大学院においても、学生同士が互いに刺激し合い、切磋琢磨するような環境が望ましいのは当然であり、入学者数を増やすための取り組み、例えば本学学部生のうち一定の成績以上の優秀な学生を対象とした内部推薦進学制度も今後の検討課題である。

## (2) 改善に向けた取組み

学部の3年間の入学定員未充足の状況を改善するため、この未充足状態と今後の受験人口の減少見通しを踏まえて、入学定員・収容定員を見直し、2024年度より入学定員を390名から60名減の330名に変更した。

2022年度からは入試制度改革と入試広報活動の拡大にも着手し、2023年度入試には学校推薦型選抜の主要入試である指定校推薦で推薦基準の見直し、2024年度入試に向けては、入学定員60名減の大学スリム化策に加えて、推薦指定校の大幅な拡大(240校増)、総合型選抜で10月I期専願制の新設、一般選抜の一般入試の受験方式の多様化(3教科方式・2教科方式)、大学入学共通テスト利用入試の複数の科目型(4科目型・3科目型・2科目型)を追加する等の措置を講じた。さらに従来の「高大連携サポートスタッフ制度」(根拠資料5-11)を全職員に拡大した高校訪問の実施等の措置を講じたが、入学定員未充足率の改善には至らなかった。

また上記の入試制度改革に加えて、将来の抜本的な定員確保の方策として、2023年度事業計画において、教学組織改革の実行が盛り込まれ、2023年4月より教学改革タスクフォースを立ち上げ、2025年4月からの学部学科改編の検討を開始した。同年11月に現在の「文学部」を改編し、「総合文化学部」と「地球市民学部」の新学部設置届出の事前相談書類を文部科学省に提出、2024年1月に設置届け出「可」の回答を受け、同年4月に正式に新学部設置届出書を提出し6月20日に受理通知書が交付された。これにより、定員確保に向けて、新学部の入試と広報活動を本格的に展開、特に2024年度中にはオープンキャンパスを12回開催し、新学部の学び体験と入試対策のプログラムを取り揃え、受験生が複数回来校できるようなバリエーションのある企画で対応した(根拠資料5-12)。

さらに新学部に関する高校現場へのアプローチとしては、「高大連携サポートスタッフ制度」に加えて、2024年2月から旧教職員による「入試広報アドバイザー制度」(根拠資料5-13)を新設して高校訪問を強化、これにより2024年度前期中(2024年7月まで)には281校(2024年8月から2025年3月までは54校を訪問予定)を訪問することができた(根拠資料5-14)。

収容定員未充足状態に関するその他の方策については、1年次入学者数を補完する意味から、2024年度入試より2年次または3年次編入学者の出願資格を緩和したが、近年の短期大学や専門学校の学生募集状況も大学以上に厳しさを増しており、年々編入学者が減少する傾向にあることから、収容定員充足率の改善には至っていない(大学基礎データ表2)。

### (3) 改善の取組みの成果

2022年度からの入学定員未充足の状況については、内部質保証委員会においても理事長・学長による「2022年度における改善措置について(通知)」と「2023年度における改善措置について(通知)」(根拠資料5-15・16)を受けて、前述の改善措置と改善状況を2022年度第5回内部質保証委員会(2023年3月3日開催)と2023年度第5回内部質保証委員会(2024年3月1日開催)に報告(根拠資料5-10・17)し、これらを踏まえ、2025年度からの大学教学組織の抜本的な改革として、文部科学省への学部学科改編の届出を行うことにつながった(根拠資料5-18・19【ウェブ】)。

また、取組み成果の具体的な数値データとしては、2025年度入試に向けたオープンキャン

ンパスでは、来校者数は前年度 1,441 名から 134 名増(9.3%増)の 1,575 名となった(根拠資料 5-20)。また、入試においては、総合型選抜 10 月期(1 期・2 期)の志願者数が前年度 108 名から 30 名増(27.8%増)の 138 名、同選抜 12 月期(学費免除型)の志願者数が前年度 66 名から 9 名増(13.6%増)の 75 名、学校推薦型選抜(指定校、姉妹校、卒業生子女・在学生姉妹推薦)も前年度 85 名から 14 名増(16.5%増)の 99 名となり、前年度の年内入試の志願者数 302 名から 40 名増(13.2%増)の 342 名となった(根拠資料 5-21)。一方、一般選抜においては、一般入学試験(A 日程・B 日程・後期日程)が前年度 635 名から 19 名減(3.0%減)の 616 名、大学入学共通テスト利用入学試験(前期・後期)が前年度 191 名から 3 名増(1.6%増)の 194 名となった結果、一般選抜全体では、前年度 826 名から 16 名減(1.9%減)の 810 名と微減となった(根拠資料 5-22)。

以上の結果、全入試の志願者数は前年度 1,128 名から 25 名増(2.2%増)の 1,153 名の微増となった。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の長所は、2022 年度から 3 年連続の入学定員未充足の状態を踏まえて、入試制度改革と入試広報活動の拡大を行うとともに、2025 年度から大学全体の学部学科改編に結びつけて教学組織改革を実現することができたところにある。

また、これら諸改革の成果としても、上述のとおり 2025 年度入試において、一般選抜での志願者数の微減があったものの、専願制の入試を含む年内実施の総合型選抜及び学校推薦型選抜の志願者数合計が前年度 302 名から 40 名増(13.2%増)の 342 名に増加していることから、合格者に対する入学者歩留まりが高くなると予想され、最終入学者数も 3 年連続の入学定員未充足状態から充足状態に回復する可能性もあり、新学部設置の効果が表れつつある。

なお、今後の課題としては、学部学科改編後の「総合文化学部」と「地球市民学部」について、設置 2 年後以降の入試広報活動の継続と拡大、さらなる大学改革として 2027 年度以降の新学部・学科の設置などの検討も進め、大学存続のために大学全体の安定した入学者数確保の方策を引続き講じることも必要と考えている。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

入学定員超過の状態から一転して未充足状態に陥ってしまった中で、従来からの内部質保証制度による定期的な点検・評価を行いつつ、その結果を大学全体の学部学科改編にまで進めて入学者数の改善につなげることができた。私立大学にとって入学者数の確保は、大学経営の安定化に資する重要事項であることから、本章における点検・評価は、毎年度の数値結果とその分析を踏まえた改善事項の検討を繰り返し実施し続けることが必要である。

## 第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
大学の諸活動に関する方針	2024年度大学の諸活動に関する方針
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
教育課程の編成その他の学部の運営への参画、主要授業科目の担当状況	教育課程の編成その他の学部の運営への参画、主要授業科目の担当状況
2024（令和6）年度 教員担当時間数表	2024（令和6）年度 教員担当時間数表
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[\*]

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体（注1）		48	36	大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	文学部	44	33			
	その他の組織等(人文科学研究所)	2	1			
	その他の組織等(キリスト教文化研究所)	1	1			
	その他の組織等(言語教育研究所)	1	1			
学部・学科等(薬学)(注2)	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数(注3)	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合 該当なし

	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数(注2)	うち、みなし専任教員数と割合	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合	根拠となる資料
全体（注1）							

学部・学科等						
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条、第42条の6、専門職大学設置基準第35条

注1 [全体]：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は[学士課程]表に記載するので、本表の欄は「-」（ハイフン）を記入してください。

注2：「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※「基幹教員」制の場合 該当なし

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考	
○○学部	専ら従事する教員		●以上					
○○学科	それ以外の当該大学 教員		●以下					
	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数	うち、みなし基幹教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科 (薬学)	それ以外の当該大学 教員		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第10条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部のみ使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

②教員養成に関する学部（但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする）。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ1の学部でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で8単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。

例) 2名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合：「法学部法学科：2名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は8単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※「基幹教員」制の場合 該当なし

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科	それ以外、当該大学		●以下					

の教員 当該大学以外							
大学全体の収容定員に応じ定める数							
学部総計							
備考:							
根拠資料							

※関係法令：大学設置基準第10条、第42条の3、専門職大学設置基準第34条、第35条

※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を（ ）で書き添えてください。みなし基幹教員がない場合は、(0)と記載してください。

※その他、[学士課程]（基幹教員制）の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

[修士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
人文科学研究科修士課程	37	29	36	1	大学基礎データ(表1)
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[博士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
人文科学研究科博士課程	22	22	22	0	大学基礎データ(表1)
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[大学院の専門職学位課程] 該当なし

研究科等名称	総数	教授数	実務家教員数(注)	うち、みなし専任教員数と割合	根拠となる資料
備考:					

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
ティーチングアシスタント規程、ラーニングサポーター規程	ティーチングアシスタント規程、ラーニングサポーター規程
備考:	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
教員選考規程、教員選考規程運用内規、清泉女子大学大学院担当教員選考規程、教員選考基準、教員選考基準に関する申合せ事項、清泉女子大学大学院担当教員選考基準、特別任用教員に関する規程、任期を定めた専任教員に関する規程	教員選考規程、教員選考規程運用内規、清泉女子大学大学院担当教員選考規程、教員選考基準、教員選考基準に関する申合せ事項、清泉女子大学大学院担当教員選考基準、特別任用教員に関する規程、任期を定めた専任教員に関する規程

せ事項、清泉女子大学大学院担当教員基準、特別任用教員に関する規程、任期を定めた専任教員に関する規程	
備考：	

## 1. 現状分析

## (1) 教員組織

本学の教員組織は、清泉女子大学学則第1条にある、「本学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、キリスト教的世界観に立ち、高い知性と豊かな教養をそなえ、奉仕的精神に富む女性を養成することを目的とする」(基本情報一覧 第1章 基本資料) ことを大前提として設置されており、本学が教員に求める教員像(能力・資質)は、「教員選考基準」に明示されている(基本情報一覧 第6章 教員・教員組織 教員の募集、採用及び昇任に関する規程)。すなわち、本学が教員に求める教員像は、本学の建学の精神を理解し、本学の教育方針に則り教育目的の達成に努め、併せて、専門分野について、研究上、教育上又は実務上の優れた知識・能力・実績を備えた上で、学生の教育や専門の研究、及び必要な校務に誠実に従事する人物である。

本学の専任教員は、日本語日本文学科、英語英文学科、スペイン語スペイン学科、文化史学科、地球市民学科、司書・教職課程、日本語教員課程、人文科学研究所、キリスト教文化研究所及び言語教育研究所の10の教員組織のいずれかに属する(根拠資料6-1)。専任教員の職位には、教授、准教授、専任講師及び助教があり、それぞれの職位には、任期無し、任期あり、特任の区別がある。

大学院は人文科学研究科という単一の研究科から構成され、修士課程は言語文化専攻、思想文化専攻及び地球市民学専攻の3専攻から成り、博士課程は人文学専攻の1専攻から成る。

言語文化専攻の教員は日本語日本文学科、英語英文学科及びスペイン語スペイン文学科の教員が、思想文化専攻の教員は文化史学科の教員が、そして地球市民学専攻の教員は地球市民学科の教員が概ね兼担している。また、博士課程人文学専攻の教員は、原則として、修士課程の言語文化専攻又は思想文化専攻を担当している教員のうち、教授が兼担している。

## (2) 専任教員数

文学部5学科の専任教員数は、学科間の不公平がないよう、「入学定員10名につき専任教員1名」を原則としている。2020(令和2)年度における5学科の専任教員数は、日本語日本文学科(入学定員80名)8名、英語英文学科(入学定員100名)10名、スペイン語スペイン文学科(入学定員50名)6名、文化史学科(入学定員100名)10名、地球市民学科(入学定員60名)6名であり、スペイン語スペイン学科を除き、原則どおりの専任教員数となっている(根拠資料6-2)。スペイン語スペイン文学科の場合、大学設置基準による必要最低教員数が6名と定められているため、やむをえず、入学定員50名に対して6名の専任教員としている。

しかしながら、2022(令和4)年度からの入学定員割れを受けた、退職専任教員の後任採用見送りと2024(令和6)年度からの入学定員変更という経営上の対策により、2024(令和6)年度の専任教員数は、「入学定員10名につき専任教員1名」という原則から乖離する

結果となった。2024（令和6）年度における5学科の専任教員数は、日本語日本文学科（入学定員65名）7名、英語英文学科（入学定員75名）7名、スペイン語スペイン文学科（入学定員40名）7名、文化史学科（入学定員90名）10名、地球市民学科（入学定員60名）7名である（根拠資料6-1）。5学科の入学定員の合計330名に対し、専任教員数は38名であり、原則よりも専任教員数の方が5名超過している。

大学院人文科学研究科では、2024（令和6）年度の在学学生数22名（言語文化専攻8名、思想文化専攻7名、地球市民学専攻1名、人文学専攻6名）に対し、大学院担当専任教員数は35名であり、きめ細やかな個人指導が可能な体制となっている。修士課程においては、学生1名につき主指導教員1名が、博士課程においては、学生1名につき主指導教員1名と副指導教員2名が責任を持って指導に当たっている。

専任教員の採用や昇進については、教員選考委員会及び教授会において、「教員選考基準」に基づき、全学的な見地から厳正かつ公正な審査を行っている。

### （3）教員の募集、採用、昇格

学部の教員の各職位に関する採用、昇格の基準（要求される業績、経験や能力といった資格）については、「教員選考基準」及び「教員選考基準に関する申合せ事項」に、諸手続きについては「教員選考規程」及び「教員選考規程運用内規」として、それぞれ明文化されている（基本情報一覧 第6章 教員・教員組織 教員の募集、採用及び昇任に関する規程）。

学部の教員採用に際しては、教員選考委員会が「教員選考規程」に則り、候補者の研究業績、教育実績、実務経験などを公正に審査するとともに、担当予定科目と候補者の専門との整合性についてもチェックを行っている。審査にぶれや不公平の生じないように、2008（平成20）年に「採用・昇格基準についてのガイドライン」を作成し、採用・昇格のために最低限必要な教育実務年数と業績点数を明示した。このガイドラインに、教員選考に関する手続き等を加えて、『専任教員採用・昇格人事及び非常勤講師採用人事の手順』（以下、「手順書」という。）を作成し、厳密に運用している（根拠資料6-3）。

手順書では、教育実務年数と業績点数の他に考慮されるべき条件として、教育実績、管理運営上の実績、学会・社会活動上の実績を明記している。毎年度最初の教員選考委員会では、委員全員で前述のガイドラインを確認し、厳密な運用に努めている。

非常勤講師の採用については、教員選考委員会の選考を経て教授会で審議し学長が採用を決定する。

専任教員の採用、昇格については、より厳格に、教員選考委員会で2度の審議（全委員が候補者の業績見本3点を読んだ上で審査）を経て、教授会で審議し、投票する。その結果を参酌して学長が大学としての可否を定める。

なお、専任教員の採用については、理事会で承認されて初めて決定となる。専任教員の採用は公募の形をとることが多く、常に公正な審査を行っている。公募の形でなく最終候補者が選定された場合についても、上記の厳密なプロセスを経ないと決定には至らない。

大学院の教員採用については、学部の専任教員が大学院の授業や研究指導を新たに担当する場合、学外より非常勤講師を採用する場合のいずれも、大学院担当教員選考委員会が

「清泉女子大学大学院担当教員選考規程」及び「清泉女子大学大学院担当教員選考基準」に従い選考する（基本情報一覧 第6章 教員・教員組織 教員の募集、採用及び昇任に関する規程）。大学院担当の教員は、主として本学学部専任教員のうちから充てているが、大学院の授業又は研究指導を担当するにふさわしい水準の研究業績等を有することを確認するだけでなく、担当予定科目と候補者の専門との整合性についても厳密に審査し選考している。その結果については、研究科委員会で審議し、その議を参酌して学長が採用を決定する。

また、本学では教育の補助的な業務を行う者として、ティーチングアシスタント（TA）とラーニングサポーター（LS）を置くことができる。いずれも、授業科目を担当する教員の監督、指示のもと、本学学部学生の学修の支援を行うという点では共通しているが、前者は本学の大学院に在籍する学生に限られる。ティーチングアシスタントは「ティーチングアシスタント規程」、ラーニングサポーターは「ラーニングサポーター規程」に基づいて選考され、2024（令和6）年度はTA11名、LS15名が配置されている（根拠資料6-4、6-5、6-6）。

ティーチングアシスタントとラーニングサポーターに対しては、「学びの泉」上に置かれた動画と教材による研修の受講を必須とし、受講後は、確認テストを受け、アンケートに回答させている（根拠資料6-7）。

以上のように、本学では、教員の募集、採用、昇任を適切、公正に行っている。採用時の教員選考委員会及び大学院担当教員選考委員会では、担当予定科目と候補者の専門との整合性についてもチェックを行い、各年度のカリキュラムにおける科目担当については、教授会又は研究科委員会で科目適合性を審議のうえ、決定している。

また、各教員の担当授業時間についても、規定の時間数を超えることがないよう、学務課が把握・管理している。

### (3) ファカルティ・ディベロップメント（FD）

教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげるため、学部では「FD委員会」を、大学院では「大学院FD委員会」を設置し、組織的かつ多面的な活動を展開している。

学部のFDでは、前期末1回、後期末1回のペースで「FD研修会」を開催している。これは本学の教育理念やその実践について、教職員が一堂に会して議論を交わしつつ、批判的に再検討を加える場である。

近年の研修会のテーマは、「授業評価アンケートの活用法について」（2024（令和6）年度後期）、「学修支援システムのさらなる理解へ」（2024（令和6）年度後期）、「パフォーマンス評価とは何か ～パフォーマンス評価とルーブリックの意義～」(2023（令和5）年度前期)、「ChatGTPと課題の出し方」（2023（令和5）年度前期）、「授業の現状を点検し解決の糸口を探る道具～インストラクショナルデザイン入門～」(以上、2022（令和4）年度後期)、「課題の出し方、どうする？」(2022（令和4）年度前期)である。2023（令和5）年度と2022（令和4）年度後期のFD研修会は学外に向けても公開し、高校の教育関係者などが参加する高大連携の一環として、今後の大学教育のあり方や本学における教授法の改善等について積極的な意見交換が行われた。また、研修会での質問や、話し合い内容の集約に、授業でも使用可能なGoogle Jambordや、LMSなどを活用することにより、教員に対するIT機

器への啓蒙も行っている。

さらに、教育内容・方法に関する優れた取り組みを全学的に共有するための方策の一環として、『FD ニュースレター』の刊行や、学生による授業評価アンケートで評価の高かった教員に対する「優秀授業実践賞」の授与などを行っている。『FD ニュースレター』は、本学における FD 活動の現状や学内外における FD に関する様々な取り組みの紹介などにより、大学全体の教育改善に資することを目的として 2015（平成 27）年度からスタートしたものであり、優秀授業実践賞を授与された教員による教育上の工夫などに関するインタビュー記事の掲載や、FD に関する効果的なツールや手法の紹介などを通じて、FD に対する教員の意識の変革と授業内容の改善に効果を発揮している（根拠資料 2-3）。

また、「優秀授業実践賞」の授与に関しては、授与された教員による FD 研修会での報告を通じ、各教員が自らの授業に活用すべき点などについて活発な意見交換を行うことにより、教授方法の見直し及びその向上を実現するための契機としている。

なお、本学がカリキュラム編成上重視している初年次教育関連科目の授業では、担当教員によるランチミーティングなどの話し合い・相互扶助の場が設けられており、初年次教育の分野においても、より優れた教授方法の実践に向けた取り組みが進められている。

大学院においては、学部における「FD 委員会」とは別に「大学院 FD 委員会」が設置されている。大学院教育の向上のために、大学院学生および教員を対象に大学院独自のアンケートを実施し、その結果をもとに大学院担当専任教員向けの「大学院 FD 研修会」を行っている。なお、大学院学生は、学部学生と共通の授業評価アンケートにも回答している。

以上のように、FD 活動については、全学で定期的・継続的に展開しており、今後も、FD 委員会（学部）、大学院 FD 委員会を中心として、教育改善や教員の資質向上を図る取り組みを拡充するとともに、積極的な情報発信を行っていく。

#### **(4) 教員・教員組織に関する点検・評価と改善・向上**

教員・教員組織については、学長研究科長部長会議（2025 年度より全学教学会議となる）において点検・評価を実施することとしている（基本情報一覧 第 2 章 内部質保証 全体図（教学の質保証以外））。

2024（令和 6）年度は、3 月 24 日（月）開催の学長研究科長部長会議において、評価項目ごとに教員・教員組織における取組状況や課題について点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みや課題について確認した（根拠資料 3-5）。

既に述べたように、本学では、各種規程に基づいて厳正かつ公正に教員の募集、採用、昇任を行って、教員・教員組織を適切に編成している。また、組織的に FD 活動に取り組み、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の改善につながっている。

本学では、学長のもと、副学長、学長補佐、学部長（学長が文学部長を兼ねる）、研究科長、学務部長、学生部長、入試・広報部長、図書館長、研究所長、センター長、学科主任及び共通科目主任、専攻主任、司書・教職課程主任、学芸員課程主任、日本語教員課程主任及び社会教育主事課程主任等の職制を置いている。このうち、教育・学修支援センター長、生涯学習センター長及び国際交流センター長を除くセンター長は、職員から任命することも

できる。

各会議及び委員会には議長又は委員長が置かれ、諸規程に則り、責任の所在や権限を明確にしたうえで会議や委員会を運営している。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

2024（令和6）年度における教授の人数は36名であり、そのうち、女性の教授は15名であり、約42パーセントを占める。また、2024（令和6）年度における専任教員の人数は48名であり、そのうち、女性は24名であり、50パーセントを占める（基本情報一覧 第2章 情報公表 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績）。このような女性の教授、女性の専任教員の割合を実現していることは、男女共同参画の観点から、長所と言えよう。

大学院学生の人数が少ないため、各学生の希望や必要に応じた柔軟にしてきめ細やかな手厚い個人指導が可能であるところは長所である反面、学内に同分野を専攻する大学院学生が少ない、又はいないという状況があり、学生間での切磋琢磨の機会が少ないという短所もある。

教員の採用と昇格について定めた手順書は、教員の採用と昇格が厳正かつ公平に行われるための重要なルールである。したがって、手順書を毎年4月の第1回教員選考委員会で見直し、より良いルールを目指しているが、2018（平成30）年度以降、2つの修正を行った。

1点目は、2022（令和4）年度までの手順書の「Ⅱ 専任教員昇格人事の手順」の「注」の「未刊行のものについては、出版（入稿）証明書（発行責任者である学会の長や出版社が作成したもの。編者等個人が証明したものは不可）もしくはゲラ等が移出されない場合、業績数に含めない。」を、2023（令和5）年度から削除した（根拠資料6-8）。基礎資格の最低論文数に弾力的運用は不要であり、過去にこの注が適用された昇格人事がなかったことがその理由である。

2点目は、2023（令和5）年度までの手順書の「Ⅲ 採用・昇格人事についてのガイドライン」の「採用人事について」の「基礎資格」には「助教」に関する記載がなかったが、2024（令和6）年度より、「助教においては、研究論文2本」を追加した（根拠資料6-9）。これまで本学は助教を採用したことがないが、今後、採用する可能性に顧慮した修正である。

このような不断の検証の結果、修正を重ねてきた教員の採用と昇格に係るルールを遵守し、厳正かつ公平な採用と昇格を行っていることは評価に値する。

学部におけるFDと大学院におけるFDは、委員の重複のない別個の「FD委員会」と「大学院FD委員会」が中心となり、定期的・継続的に充実した活動を行っている。

さらに、FD研修会は専任教員全員の参加を義務づけており、やむを得ず欠席した教員には、FD研修会の録画の視聴、研修会中に実施されたグループディスカッションの発表内容の確認、研修後アンケートへの回答が義務として課されている。

このように、充実したFD活動が定期的・継続的に、かつ全学的に展開されていることは長所であると考えている。

本学では、3つのポリシーを踏まえ、求める教員像や教員組織を編成するための方針を明示した上で、必要な教員組織を設置し、適切に教員を配置している。教員の募集・採用・昇

任については、規程等に基づき厳正かつ適切に行い、また、教員の資質向上を図るための全学的なFD活動も積極的に実施し、改善・向上につながっていることから、大学基準に照らして適切であると考えている。

一方、定期的に点検・評価を行い、その結果を改善・向上や効果的な取り組みにつなげるという点では十分とは言えず、課題であると認識している。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

文学部5学科、つまり専門教育の専任教員数を、「入学定員の学生10名につき専任教員1名とする」という原則からの乖離に対する改善は、2025（令和7）年度の学部改組に関わってくる。2025（令和7）年度入学者から、現行の文学部5学科が、総合文化学部総合文化学科と地球市民学部地球市民学科の2学部2学科に変わる。総合文化学部総合文化学科の入学定員は230名、地球市民学部地球市民学科の入学定員は100名である。上記の原則によれば、総合文化学部総合文化学科と地球市民学部地球市民学科の専任教員数は、それぞれ23名と10名である。総合文化学部総合文化学科は、日本語日本文学科、英語英文学科、スペイン語スペイン文学科及び文化史学科を統合したものである。したがって、2024（令和6）年度の専任教員数における、日本語日本文学科7名、英語英文学科7名、スペイン語スペイン文学科7名及び文化史学科10名の合計31名から、23名に減らしていくことになる。

反対に、地球市民学部地球市民学科は、現行の地球市民学科の発展・拡大であるため、専任教員は2024（令和6）年度の7名から10名に増やすことになる（根拠資料6-1）。

2学部の合計では、2024（令和6）年度の38名を33名に減らすことになる。これは大学の経営問題であり、実現しなければならない。

大学院学生を増やすことを目的として、学部学生向けの「大学院説明会」を毎年2回開催している。この説明会では、研究科長及び各専攻主任が大学院の学びについて説明するほか、学部学生が大学院学生と個別に面談し、質問ができる時間も設けられ、好評を得ている。しかし、定員充足率は低いと言わざるを得ず、解決の一助として、教員専修免許状の取得が可能であることを学部学生に周知するよう、教職支援室との連携を図ることが提案されている。

教員の採用と昇格については、現在、厳正かつ公平に行われていることを、今後も継続していく。そのためには定期的・継続的に『専任教員採用・昇格人事及び非常勤講師採用人事の手順』を見直し、それを遵守することが肝要である。

FDについては、今後も、「FD委員会」と「大学院FD委員会」が定期的・継続的、かつ全学的に推進する充実したFD活動によって、教育改善や教員の資質向上を図る取り組みを拡充するとともに、積極的な情報発信を行っていく。

## 第7章 学生支援（基本情報一覧）

### 学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学生支援方針	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/campuslife/sudentsupportpolicy.html">https://www.seisen-u.ac.jp/campuslife/sudentsupportpolicy.html</a>
大学の諸活動に関する方針	2024年度大学の諸活動に関する方針
備考：	

## 1. 現状分析

## 基準7 学生支援

## 評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援(学習面)]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

[修学支援(経済面)]

- ・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

①-1 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

本学は、大学の理念・目的の実現のために「大学の諸活動に関する方針」を定めているが、学生支援については、その重要性から、就学支援、学修支援、大学生生活支援、キャリ

ア支援の4つの指針からなる学生支援方針を別途策定し、その方針をもとに学生の支援に当たっている（基本情報一覧 第7章 学生支援に関する方針）。この学生支援方針に掲げているとおり、本学の学生支援の目的は「人格の触れ合いを通して、学生が自分で考え、判断し、決断することのできる自立した女性になること」である。つまり、学生支援の現場においては、学生の要望に全て応えるのではなく、学生の気持ちに寄り添いながらも適切な援助を行うことによって自立に向けた力を育むことを目指している。この目的を学内教職員のみならず学生や保護者と共有し、相互理解に基づく効果的な支援につなげるため、本学公式ウェブサイト上に学生支援方針を掲載し、広く公開している。この方針に基づき、規程によって定められた部署（学生課、ウエルネスセンター、ラファエラ・マリアセンター、学務課、教育・学修支援センター、学科等研究室、図書館、キャリアサポート課、国際交流センター）及び委員会（学生生活委員会、学務委員会、合理的配慮委員会、図書委員会、国際交流委員会）が連携して支援を行っている。

学生支援方針にあるとおり、本学の学生支援は就学支援、学修支援、大学生生活支援、キャリア支援の4つに大別される。詳細な支援の内容については①-2以降で述べることとし、ここでは大枠について説明する。

就学支援は正課における単位の履修・修得、卒業など、学生の学位の取得について直接的に関わる支援であり、その重要性ゆえに、多くの部署・委員会が協働して支援に当たっている。学業不振の学生の把握や対応は学務課・学務委員会が、経済的な支援体制の拡充は学生課・学生生活委員会が、正課における留学制度については国際交流センター・国際交流委員会が担当している。障がいのある学生の支援については、包括的な対応が必要となるため、合理的配慮委員会が主体となり、教員、学生課、ウエルネスセンター、学務課、教育・学修支援センターが機動的に連携する体制をとっている。また、相談窓口や支援の流れといった必要な情報が学生や保護者に伝わり、必要な支援につながるよう、本学公式ウェブサイトや履修ガイダンス等で案内している。

学修支援は正課外における広範な能力の習得に関わる支援である。この支援は、基礎学力や学習習慣の定着・向上に関わるものと、他者との協同や交流による発展的な資質・能力の獲得に関わるものに分けられる。2020（令和2）年に発足した教育・学修支援センターにおいては、両者におけるプログラムの構築や運営を担当しているほか、図書館や学科等研究室との連携により、本学の学位プログラム上のキャップストーンとして位置づけられている卒業論文の支援を行なっている。また国際交流センターでは、留学生との交流による発展的な学びのプログラムを提供している。

大学生生活支援は、学生の大学生生活全般についての支援である。学生生活委員会の管轄のもと、学生が安心して大学生生活を送ることができるような施設面での整備、居場所としての正課外活動やボランティア活動の充実については学生課やラファエラ・マリアセンターが、心身の健康についての情報提供や相談体制についてはウエルネスセンターが担当している。

キャリア支援は、学生の大学での学びを将来に繋げていくうえで、極めて重要である。そのため、キャリア支援についてはキャリアポリシーを別に定め、「大学の学びを通じたキャリア形成の推進」「社会的、経済的に自立した女性の育成」「学び続ける女性の育成」を目指すし、正課・正課外でのプログラムを含む積極的な支援を行っている（資料 7-1【ウェブ】）。

これら4つの学生支援は、学生の状況や社会からの要請に応じて随時見直し、改善をする

必要がある。そのため、学生支援における質の保証を担う学生生活委員会における点検・評価に加え、教職学の協働に基づく学生支援の改善を目指し、学生からの意見の聴取や施策への反映を積極的に行っている。

#### ①-2 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

学生の心身の健康の維持を目的とし、傷病者対応や健康診断の実施及び保健指導、健康相談などに対応する者として、保健室に常勤看護師を1名、内科医師を月2回、婦人科医師を月1回、管理栄養士を月2回配置している。

保健室については、平日17時以降、看護師が不在となるが、職員が交代で遅番勤務のシフトを組み、学生の退校時間までは救急対応が可能な体制を取っており、危機管理上も問題ないと考えている(根拠資料7-2)。また、遅番時に発生した事案については、同様の事例が発生した場合でも慌てずに対応できるよう職員課室長会議で共有し、随時、対応マニュアルにも反映させている(根拠資料7-3)。

相談室には、授業期間の平日は毎日、臨床心理士又は公認心理士の資格を持つカウンセラーを配置し、学生生活の中で生じるさまざまな問題についての相談に応じている。また、月に1回女性の精神科医を配置し、精神科受診前のワンステップとして自身の症状を相談することができ、必要な場合には受診勧奨を行うシステムがある(根拠資料7-4【ウェブ】、基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』(46～47頁)、7-5(21頁)、7-6、7-7)。2023(令和5)年度の学生の相談室利用状況(根拠資料7-8)を見ると、相談者は1日平均3.2人であり、1日の相談枠は6人分であるため、学生はほぼ希望どおりに相談を受けられる体制となっている。

精神科医には月1回のみ相談となっているが、ポスター掲示やポータルサイトを通じて事前に入室日を周知するなど、支援を必要とする学生が機会を逸しないように工夫している(根拠資料7-9)。

キャリア支援に関しては、キャリアコンサルタント資格(国家資格)を有する専任職員3名と、業務委託で雇用されたキャリアカウンセラー10名が対面及びオンラインで学生の個別相談に当たるとともに、学生カルテを活用することにより、継続性のある支援体制を構築している。また、発達障害などに基づく就職活動に困難を抱えた学生への対応のため、公認心理士の資格を有するキャリアサポート課の課長が学生課やウエルネスセンター及び学科の教員と連携し、包括的・機動的な支援を行っている(資料7-10)。就職活動に困難を抱えた学生の支援の重要性は年々増しており、支援に当たる専門スタッフの拡充やスタッフの専門性の向上が今後の課題である。

学修支援のうち、学習相談については高校での教員経験と公認心理士の資格を持つ専任教員1名をラーニングアドバイザーとして配置している。詳細については①-4で述べるが、学生の多様化に伴う支援としては、更なる拡充が必要である。本学における発展的な学習プログラムである「清泉PBL」においては、異文化コミュニケーションを専門とする修士の学位を持つ嘱託職員1名がプログラムの構築・外部組織との折衝及び学生の指導に当たって

いる。清泉 PBL は、参加した外部プログラムで複数回にわたって賞を受賞するなど、外部から高く評価されているが、担当者の業務の内容や専門性と待遇が見合っておらず、雇用を含めた継続性に問題があった。この問題点について、2025 年度から専門性を踏まえた新たな職制を設けることで改善し、外部組織との更なる連携を深め、学生の学びに資するプログラムの一層の充実を目指す予定である（根拠資料 7-11）。

図書館のライティングアドバイザーは、業務委託によって 3 名雇用されている。その資質・能力については委託先企業による一定の基準があるほか、発足時において本学専任教員が作成した「ライティングアドバイザーの手引き」をもとに運用されていること、また一部のスタッフは本学の博士課程修了生や在学学生であることから、一定の専門性は担保されているといえる。一方で業務委託という契約上、学生層の変化に合わせた機動的な支援が難しいため、学修支援との統合も含めて、今後の在り方について検討を行っている。

長期派遣留学生や受入留学生に対しては、国際交流センター長や国際交流センター専任職員に自身も留学経験を持つ人物を配置し、協定締結交渉や学生交流プログラムの実施経験を十分に持つ教職員が業務に当たっている。関係スタッフは、ASEACCU（アジア・東南アジアカトリック大学連盟の国際会議）（根拠資料 7-12）や Erasmus+ を活用した職員研修（根拠資料 7-13）にも参加し、海外協定校との連携関係を構築しつつ、知見を深めている。

これらの学生の生活支援に関する取り組み状況については、年 1 回学生生活委員会で点検・評価を行い、改善につなげている（根拠資料 7-14）。また、中期計画に紐付く事業計画に含まれるものについては、内部質保証委員会における期中と期末の評価で取り組み状況を報告している（根拠資料 7-15）。

### ①-3 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

まだ大学に慣れていない新入生については、新入生ガイダンスにおいて、各部署からの説明を行い、『CAMPUS LIFE GUIDE 2024』（根拠資料 7-5）を配布し、困った際に訪れるべき場所の窓口業務についての説明を補いつつ大学生活に慣れる方策を伝えている。奨学金については、①-9 で詳しく述べるが、学生要覧を通じて情報を提供しており、学生生活が順調に送れるよう配慮している。

学生生活全般については、ウェルネスセンターを中心に、保健室や相談室の機能、専門職員の在室予定日などについて、『学生要覧』や『CAMPUS LIFE GUIDE 2024』での案内の他、清泉ポータルや学内掲示版の利用、リーフレットの設置・配布により情報提供を行っている（根拠資料 7-4【ウェブ】、基本情報一覧 第 1 章 基本資料『2024 年度学生要覧』（46、47 頁）、7-5(21 頁)、7-6、7-16)。年度途中で詳細が決まるイベントなどについても、ポータルや掲示板の他、授業、ガイダンス等での直接の呼びかけなどを通じ積極的な情報提供を行っている。支援の利用に結びつけるため、年度初めだけでなく後期にも改めてポータル通知や新たなポスター掲示を実施して、必要な学生が支援を受けられるように工夫している。

ラファエラ・マリアセンターでは、カトリック大学として、学生にカトリック関連の行事

への活動だけでなく、様々なボランティア活動を紹介し、学生生活の充実を図っている。

就学・学修支援に関しては、年度初めに学科と学務課、教育・学修支援センター、学生課、ウェルネスセンターといった関連部署が合同でガイダンスを行い、学生が問題なく履修ができること、困ったときは適切な窓口で相談できることを目指し、包括的な情報提供を行っている（根拠資料 7-17）。また、ガイダンス以外にも、必要な情報については随時「清泉ポータル」や「学びの泉」といった WEB システムを使用して情報を提供している。どちらも大学からの正式な情報提供手段であることが『学生要覧』に定められており、学生には定期的に参照すること、両システムから配信されたメールについては必ず確認することを強く推奨している。教育・学修支援センターでは「学びの泉」に学生支援に関する情報を掲載するとともに、学生のアクセス数などをもとに情報の到達度を確認している（根拠資料 7-18）。今の学生はスマートフォンのアプリによるプッシュ型のメッセージ通知に慣れており、メールによる通知をもとに自ら情報を取りに行き内容把握するという行動が起こりにくい。社会に出たときに備え、この行動をいかに変容させていくかが今後の課題である。

長期派遣留学生、受入留学生へのサポートについては、国際交流センターが支援内容について大学公式ウェブサイト、『学生要覧』や『CAMPUS LIFE GUIDE 2024』（根拠資料 7-19【ウェブ】、基本情報一覧 第 1 章 基本資料『2024 年度学生要覧』（42 頁）、7-5（19 頁））で案内する他、清泉ポータルや学内掲示版の利用、『留学の手引き』（根拠資料 7-20）や『国際交流センターニュース』（根拠資料 7-21）の配布により、情報提供をしている。センターを訪れる学生に対しては積極的に声をかけ、相談しやすい雰囲気作りを心掛けている。

図書館では、ライティングアドバイザーの情報を図書館公式ウェブサイトに掲載するほか、館内や学内にポスターの掲示やチラシを置いている（根拠資料 7-22、7-23）。また『レポート・論文の書き方ガイド』という冊子を、1 年次生には「初年次ゼミナール」授業内で全員に配布し、館内にも置くことでいつでも手に入れることができるようにしている（根拠資料 7-24）。ライティングアドバイザーとの相談は、授業期間中の 12:00～19:00 に受付、対面による図書館内での面談だけでなく、Zoom でも対応し、学外からでも相談できるようにしている。さらに 4 年次生に限定してはいるが、メールに添付した文章への書き込みアドバイスを行い、卒業論文作成の支援をしている（根拠資料 7-25【ウェブ】、7-26【ウェブ】）。

#### ①-4 学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）

学生の複層的な学習意欲を実際の学習行動に繋げられるように、本学では複数の部署においてサポートする仕組みを用意している。

教育・学修支援センターでは①-2 で述べたとおり、公認心理士の資格を持つ専任教員 1 名をラーニングアドバイザーとして配置して学習に関する相談を受け付けている。もともとは学習方法や学習内容についての相談を想定していたが、実際には「起床できなくて通学できない」「友達ができない、居場所がない」といった生活上の相談や「授業の教員の発言に納得がいかない」「グループワークが苦手な単位が取れない」といった学科や教員との調整が必要な相談が多いが、学生生活委員会等において教職員間で情報共有し、包括的に学生

を支援する体制を築いている。学びに対する支援については別の形で構築することを検討中である（根拠資料 7-27）。

学科等研究室には原則として当該学科を卒業した事務助手が常駐し、専門に根差した学びについて学生の相談を受け付けている。また、学科の学びの集大成である卒業論文の提出に当たっては、学科ごとに卒業論文の手引きを作成し、支援を行なっている（根拠資料 7-28）。

図書館では、ライティングアドバイザーによる個別相談に加えて、ワークショップ「レポート・論文の書き方講座」を開催し、1年次生を対象とした入門編、2年次生以上を対象とした実践編を実施することにより、気軽にアドバイザーと触れ合う機会を設けている（根拠資料 7-29、7-30【ウェブ】、7-31【ウェブ】）。

長期派遣留学生のための支援としては、英語英文学科で開設している Academic Skills for Study Abroad（留学準備講座）を学生に紹介し、この科目の担当教員と随時情報を共有し、留学前教育のサポートを行っている（根拠資料 7-32）。

#### ①-5 障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

本学に在籍する障がいのある学生に対する支援としては、2024（令和6）年度から学生生活委員会の下部組織として合理的配慮委員会を設け、ウェルネスセンターと共に障がい学生支援に取り組んでいる（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（46、47頁）、7-4【ウェブ】、7-5（21頁））。障がい学生に対する配慮は、対象者と対話を重ね、本人及び保護者同意のもとに具体的な配慮事項を記した配慮依頼文書を作成し、授業担当教員や関係部署に配付して、実現可能な配慮をすることで修学支援に取り組んでいる（根拠資料 7-33、7-34、7-35）。

例えば、聴覚障がい学生には、情報保障として、音声認識ソフトの利用、パソコンタイカーの配置などを行っている。視覚障がいの学生に対しては、点字図書を配架したり、拡大読書機を用意したりするなどして対応している。発達・精神障がいの学生には、相談室の臨床心理士（公認心理師）と連携して支援に当たり、スケジュール管理、授業時の座席の配慮、授業受講形態の変更などの支援を行っている。障がいのある学生一人ひとりの個性に寄り添い、学生が自らの力を十分に発揮できるような環境を整えるよう心がけている。

入学前の受験生に向けた支援としては、入試課と連携し、オープンキャンパスなどの大学のイベントに参加する障がいのある受験生に対しても支援を行うとともに、入学前相談を実施し、安心して入学に向けて準備できるよう取り組んでいる。

海外からの留学生については、国際交流センターが中心となって支援を進めている。留学生の来日時には、就学面、生活面についてオリエンテーションを行い、スムーズに留学生生活を始められるようにサポートしている（根拠資料 7-36、7-37）。

具体的には、留学生のための日本語学習科目（上級）を、1学期に4科目開講している。2024（令和6）年度前期には日本語科目（初中級）を新たに開講した。十分な学習効

果を挙げるため、全ての日本語科目は少人数で行われている（資料 7-38）。

所属学科の対応としては、専任教員が留学生アドバイザーとなり、履修指導や勉強面の相談に応じている。また、清泉アミーガス（SEISEN AMIGAS）の学生がバディとなり、留学生が来日する際の空港での出迎えや、日常生活や授業に関して支援を行っている。（根拠資料 7-39）。

#### ①-6 学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか

グループアドバイザー制度を設け、学生が教員と面談する機会を設け、学習に問題がないか確認している。特に新入生については、一人の学生が複数回面談を行うことを義務付けている（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（45、46頁）、根拠資料 7-40）。学習や学校生活に困難を抱えている状況が把握された学生については、その学生の状況によって関係部署又は学科教員につなぎ、学生が修学を継続することができるよう支援している。

さらに、成績不振学生（1年間の修得単位数が24単位以下かつ1年間のGPAが2.0未満）に対して、各学科のグループアドバイザーや学務部長が学生本人・保護者と面談を行い、今後の修学計画や学生生活について相談を実施している（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（85頁））。

退学を防止するため、保証人とも連携した方策をとっている。具体的には、在学生本人への通知とは別に、成績が確定した段階で全学生の保証人宛に「成績通知書」を送付し、修学状況に関する問い合わせや相談に応じている（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（85頁））。

各学科でも様々な工夫を行っているが、日本語日本文学科では、卒業論文執筆に関する相談にきめ細やかに対応するためにラーニングサポーター（LS）を配置し、特に留年生や配慮申請を提出している学生等、通常の「研究法演習」だけでは卒業論文の執筆が進まない学生のフォローを行っている。こうした取り組みは、2025（令和7）年度より総合文化学部総合文化学科となり学科の壁がなくなることにより、他の領域や現学科在籍学生にも対象を広げていきたい。

退学防止対策の一環として、入学した学科とのミスマッチを感じている場合には、他の学科に転科できる転学科制度を設けており、希望する学生に対しては1年次末乃至2年次末に転学科試験（面接）を実施し、合格した者については転学科を認めている。（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（25頁））

#### ①-7 遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

本学では「学生が自ら利用する機器について理解し、設定し、利用する」能力を育むた

めにBYOD (Bring Your Own Device) を取りいれており、入学時には本学での授業に必要な要件を満たしたPCの準備をお願いしている(根拠資料7-41)。教育・学修支援センターでは、学生のPCの故障によって授業の受講に支障が出ないように、貸出PCのサービスを行っている(根拠資料7-42)。また、卒業論文の執筆に当たってPCのスペック等の不足により支障が出る学生に対しては、卒業論文用貸出PCのサービスを行っている(根拠資料7-43)。新入生に対しては、授業開始前にパソコン設定会を実施し、大学のWi-Fi接続の設定やMicrosoft 365のインストール、アカウント認証などを一斉に行わせることで、学生の得意不得意・慣れ不慣れによる格差を解消し、全ての学生が同じ環境で授業が受講できるように支援している(根拠資料7-44)。この「環境」については必修の情報系科目のカリキュラムや教育・学修支援センターの窓口における学生対応の内容を踏まえて毎年調整や改善を行っている。

①-8 ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

教育・学修支援センターでは、ICTを利用した遠隔授業か否かに関わらず、BYOD (Bring Your Own Device) による学習支援として①-3で述べたとおり「学びの泉」による情報の提供と、メール・対面による相談対応を行っている(根拠資料7-17)。ただし、新型コロナウイルス感染症が第5類に指定され、対面授業が前提となった2023(令和5)年度以降において、遠隔授業に関する学生からの相談はほとんどない。また、アセスメントプランに含まれる各種アセスメントテストやアンケートについては、多くの場合、自宅からの実施を求めているが、通信環境などの問題で受検が難しい場合には申し出るように案内している(根拠資料7-45)。

①-9 学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に 応じて行っているか。

奨学金については、学生課が中心となり、日本学生支援機構奨学金を中心に学外の奨学金についても学生の希望に寄り添って支援している(根拠資料7-46)。

学内については「奨学生規程」「清泉女子大学大学院奨学生規程」「エルネスティナ・ラマリオ記念奨学生規程」「清泉女子大学麗泉会奨学金規程」「清泉女子大学泉会奨学生制度規則」「清泉女子大学発展協力会奨学金規程」「清泉女子大学被災学生支援」「中島太郎教授記念奨学金」「外国人留学生学生納付金減免」「国際交流基金奨学金規程」等により、経済的な困窮度や成績評価などに基づき、幅広く経済的支援を実施している(根拠資料7-47、7-48、7-49、7-50、7-51、7-52、7-53、7-54、7-55、7-56)。

①-10 学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の实態に応じて行っている

か。

ウエルネスセンターを中心とし、急な傷病者対応の際に実施する保健指導の他、健康診断の結果に基づく保健指導や学生からの健康相談を、その内容に応じて看護師、医師、管理栄養士が実施している。また、学校生活における悩みや困りごと、精神面に不調を抱える学生への相談、支援を臨床心理士（公認心理師）と精神科医が実施している。保健指導、相談対応に関わる職員は全員女性を配置しており、女子学生が相談しやすいよう配慮している（根拠資料 7-7、7-57）。

健康診断の結果通知と保健指導については、これまで健診クリニックから一旦大学に納品された健診結果を各学生に郵送していたため、健診結果による学生対応が遅くなる傾向にあった。学生は問題を認知しても行動するまでに時間を要すことは多く、繰り返しのアプローチが必要な実態がある。そのため健診結果の通知はできる限り迅速に行なう必要があるため、2024年度からはクリニックから直接学生へ郵送することが可能になり、より迅速な結果通知と指導が可能になった。また、健康診断結果に基づく行動を促すための文書やデザインについても工夫をして、学生の行動につながるよう取り組んでいる（根拠資料 7-58、7-59、7-60、7-61、7-62）。

①-11 学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけ ICT を利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

本学は対面での授業を中心としているため、ICT を利用した遠隔授業を行う科目は限定されており、孤立化を防止するための特別な措置等は行っていない。ただし、合理的配慮を申請して遠隔で受講している学生に対しては、合理的配慮委員会とウエルネスセンターが配慮学生と担当教員の関係構築を手助けしている（根拠資料 7-33、7-35）。

新入生は入学時に行うガイダンス（日本語日本文学科・英語英文学科・スペイン語スペイン文学科）や合宿（文化史学科・地球市民学科）の中で、レクリエーションなどの時間を設けて学生同士が知己を深める機会を作っている（根拠資料 7-63、7-64）。

学生課においては、クラブ活動や同好会など、一定の基準を満たす課外活動に大学の公認を与え、一定の活動予算を提供することにより、授業以外の場所で学生たちが交流し、自立的に活動する場の創出・活性化を図っている（根拠資料 7-65）。また、ラファエラ・マリアセンターの支援のもと、学生達が Seo グループとしてカトリックの宗教行事企画とカトリックの奉仕精神に根ざしたボランティア活動を通じて、学生の居場所作りに努めている（根拠資料 7-66、7-67）。

学生と外国人留学生、在学生同士、留学生同士の交流の機会を作るため、国際交流センターは登録制の国際交流ボランティアスタッフである清泉アミーガスと協働し、昼休みや放課後にさまざまな交流イベントを企画・実施している（根拠資料 7-68）。

①-12 各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の

学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

就職支援はキャリアサポート課を軸として、全学生を対象として行なっている。特に学部3年次及び修士1年次生に対しては、前期の4月から開始されるキャリアガイダンスを柱として、就業意識を醸成するとともに、業界研究会、企業説明会、職種理解講座、筆記試験対策、応募書類作成講座、面接対策講座等を行い、具体的な就業力を育成している。また、資格取得講座としてTOEIC IPテスト、簿記3級講座を実施している。公務員を志望する学生のためには、大原学園と協働し、公務員ガイダンスや対策講座の情報提供を行っている。これらの正課外の取り組みを正課のキャリア教育科目と連動させている（根拠資料7-69、7-70、7-71、7-72、7-73、7-74、7-75、7-76、7-77、7-78）。

①-13 上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

新入生が新規で活動を始めやすくするため、新入生週間を設けて「クラブ紹介」を実施し、『CLUB NOTE』の配布やクラブ紹介による上級生との説明と交流を行っている。これにより、新入生が課外活動に興味を持ち、学生生活が豊かになるような機会を提供している（基本情報一覧 第1章 基本資料『2024年度学生要覧』（53頁）、根拠資料7-67）。

学生会執行委員会による新入生歓迎行事「ガーデンパーティー」を4月末に実施し、新入生を招くことで、新入生の課外活動への参加に対する動機付けをしている（根拠資料7-79）。

「クラブ活動の手引き」により、具体的な活動を支えるだけでなく、学生たちが自らの手で新規の活動を始めることができるように促している（根拠資料7-80）。課外活動については学生課が中心となって活動内容の相談に応じつつ、これら活動を通じて学生が成長できるよう手助けをしている。各クラブには本学教員の顧問を配置し、学生の相談や支援を行っている。

ラファエラ・マリアセンターでは、学生たちがSeoグループとして活動し、センタースタッフと協同してキリスト教行事の実施とボランティア活動を行っている（根拠資料7-81、7-82、7-83）。特に建学の精神と関わるキリスト教関連行事については、2024（令和6）年度に学生たちが主体となって都内5つのカトリック大学のプロジェクトを推進し、事前勉強会の開催や当日のスタッフとしての役割等を果たしており、次年度へのプロジェクト継続につなげることができた（根拠資料7-84）。ボランティア活動については、継続して行っている活動に加えて興味のある活動に参加しやすい環境を整えている。これまでボランティアに取り組んだことのない学生にも関心を持ってもらうように、2024年度は7月を「清泉女子大学ボランティア月間」として、Seoグループの活動を本学公式ウェブサイト上で紹介し、学内外に活動内容を報告した（根拠資料7-85）。

さらにラファエラ・マリアセンターでは、大学生生活で得たボランティア精神を、生涯を通じて継続できるよう支援している（資料7-86）。

#### ①-14 ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的な人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学ではキリスト教ヒューマニズムに基づいた建学の精神のもと、すべての構成員が互いに個人として尊重しあうことが求められる。ハラスメントという人間としての尊厳を傷つける言動は、建学の精神からも決して許すことができない。

ハラスメント防止委員会の活動は、「ハラスメント防止等に関する規程」や「ハラスメント防止ガイドライン」に沿って行われるものであるが、これらの規程やガイドラインは、本学の現状に鑑み、妥当なものかどうかを定期的に見直している。2022（令和4）年4月1日には添付資料のように改正・施行した（根拠資料7-87、7-88、7-89）。規程やガイドラインに従って、本学では以下のような学生の基本的な人権の保障を図る取り組みを行っている。

ハラスメント防止委員会は、ハラスメントの事案がない場合も原則的に月1回開催しており、他大学でのハラスメント事例を学んだり、日本学生支援機構のオンラインセミナーを視聴して理解を深めたりするなどの活動を行っている。また、ハラスメントが発生したときは、前述の規定に則り速やかに解決に当たっている。委員会では、申出人のプライバシーや人権に配慮しながら解決に導けるよう毎年手順を確認し、改善のため努力しており、今後も月1回の定期的な委員会の開催を続けていく必要があると考えている。

毎年新学期開始時には、非常勤を含めた全教職員と全学生に『ハラスメント防止に向けて一相談の手引き』（根拠資料7-90）を配布している。裏面に相談員の連絡先が記載されているため、ハラスメントに関する相談が容易にできるようになっている。このほか、よりよい相談の窓口を設けることができるか毎年検討する。さらに、ハラスメントに関して相談を受けた者が申出人のプライバシーや人権に配慮しながら解決に導けるよう、手順をわかりやすく図示したフローチャートを2024（令和6）年4月に作成した（根拠資料7-91）。これにより申出人の意向を確認しつつ、まずは学務課・学生課とともに解決に当たっている。

ハラスメント防止委員会に申請された案件については、相談員が「受付票」「届け出内容書」を申出人に確認してもらっている（根拠資料7-92）。防止委員会に提出する際には、個人が特定されるおそれのある部分は黒塗りをして審議している。申出人が調査委員会による調査を望む際には、規程に従って調査委員を選出し、慎重に聞き取り調査を行い、その内容を防止委員会に提出し、審議している。この際も個人が特定されるおそれのある部分は黒塗りを行っている。また場合によっては外部の弁護士の見解を仰いでいる。弁護士は大学の顧問弁護士やその紹介による者ではなく、見解が偏らない外部の弁護士に依頼している。結論は申出人・申出対象者に提示し、納得できない場合には書面にて反論文書を作成してもらった上で学長の判断を仰いでいる。

『ハラスメント防止に向けて一相談の手引き』の配布のほかに2022（令和4）年11月には本学公式ウェブサイトの「お問い合わせ」欄から「ハラスメント相談窓口」に入り、「お問い合わせフォーム」に記入してもらう方法も加えた。その際取得した個人情報、お問い合わせ内容を確認するための受付確認メールの送信及びお問い合わせ先からの

返信の目的でのみ使用する旨を記載した（根拠資料 7-93）。本学公式ウェブサイト上に相談窓口を設けたことで相談しやすくなり、学生からの相談に加え保護者からの相談が増えた。例えば、学生が相談員に自ら相談に行くことをためらう場合に、保護者が「問い合わせフォーム」から相談するというケースがみられる。このように窓口が広がったことは有意義であったと思われる反面、これでハラスメントを防止できると考えるのは安易である。委員の間にはハラスメントの内容がセクシュアル・ハラスメントからパワー・ハラスメントに移ってきているとの認識が共有されていたが、昨今ではそれよりも複合的なハラスメントが見られることが分かってきた。「その他のハラスメント」に分類せざるを得ないが、今後はもう少し分類を見直す必要がある。例えば、一教員の一学生への接し方にとどまらず、学科のカリキュラムの問題や、事務組織の問題、他の教職員との関わり、他の学生との関わり、さらには社会との関わりなどが複雑に絡み合っており、より慎重で丁寧な対処の仕方が求められるということである。

ハラスメント防止委員会主催で年1回全教職員対象の研修会を開催している。その後のアンケートをもとに教職員が必要とするテーマに沿って次年度の講師を選んでいる。全教職員対象の研修会であるが、やむを得ず欠席した者は後日録画を視聴し、アンケートに回答することとし、教職員への周知徹底を行っている。対面開催はもちろん、オンライン開催も無理なくできるようになったことで、講師の所在地が限定されなくなり、多方面から講師を招聘できるようになった。ハラスメント事案は、申出人、申出対象者が納得できる措置が講じられることで一応は解決したと見なされるが、実際には完全な解決はなく、ハラスメントによって傷ついたという事実をなかったことにはできない。このため、ハラスメントが起こってからのも措置よりもハラスメントを発生させない意識を各人が持つことが重要である。そのため、こうした研修会は、原則として年1回継続して行っていく必要がある。

2023（令和5）年度は、2024（令和6）年度より障害者差別解消法の一部改正法が施行され、合理的配慮の提供が義務化されることを受け、ハラスメント防止委員会主催の研修会を2回行った。具体的には2023（令和5）年6月に差別に関する研修会、2024（令和6）年1月に合理的配慮に特化した研修会を行った。同年2月には合理的配慮委員会が設置され、障がいのある学生を含むすべての学生が共に学び安心して自らの力を引き出すことができるように支援することを再確認した。合理的配慮委員会は委員長を学生部長とし、ウェルネスセンターや学務課を含めた教職員による委員会を毎月開催し、学生から提出された合理的配慮申請の内容について審議することとした（①-5を参照）。また合理的配慮申請を行っている学生については、障がいの内容を教職員が把握した上で解決に導く必要がある。このためウェルネスセンター所属のカウンセラー等との連携をより強化していく必要がある。

本学では2025（令和7）年度より教学組織改革を予定している。これに合わせ、ハラスメント防止という課題を教職員全員がしっかりと認識し、これまで以上に慎重に取り組んでいかなければならない。規程、ガイドライン、相談の手引きは基本的にそのまま受け継ぐが、今後は新組織の実情に合わせて修正・改正していきたい。

## 評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

### ②-1 学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている 取り組み及び課題を適切に把握しているか。

学生支援に関わる組織（学生生活委員会・学務委員会・合理的配慮委員会など）で定期的に検討をすすめ、改善・向上にむけて取り組んでいる。

本学では「学生アンケート」はアセスメントプランに組み込まれ、質保証の枠組みの中で定期的に実施されている。IR チームと教育・学修支援センターにより実施された「学生アンケート」の結果は、学生の生活の把握、現在の施策の問題点の洗い出しと改善のために各部署・委員会などに報告され、学科に共有されている。改善の一環として、学生からの要望・改善事項については、主な項目について大学側の見解を返答として2023（令和5）年度より「学びの泉」で公開している。さらに学生の代表機関である学生会執行委員会と協議し、特に要望が強い事例に関して学生生活委員会で検討し改善を図っている。具体的には生理用品の無料配布や、ウォーターサーバーの設置などが学生からの要望によって実現した（根拠資料 7-94、7-95、7-96、7-97、7-98）。

さらに、多方面から学生支援に関わる状況を把握し、改善するため、2024（令和6）年度は「学生アンケート」の結果に基づき、学務部長・学生部長と学生との意見交換会を催し、学生と共に大学生活の向上について実現可能な具体案に取り組んでいる（根拠資料 7-99、7-100、2-8）。

学生と直接触れることの多いウエルネスセンターでは、学期ごとに全体ミーティングを実施し、状況報告や意見交換を行なうことで、支援体制の点検、評価、課題の把握に努めている（根拠資料 7-101）。

ウエルネスセンターの相談室については、利用集計を学生生活委員会で報告することによって、利用件数、利用者数、相談内容、来談経緯等を共有し、来談に結びつかない学生への対応について検討している。保健室利用統計も2024（令和6）年度からは学生生活委員会に報告を行い、学生の健康状況の把握に努めている（根拠資料 7-102）。

発達障害に伴う学習困難のある学生や抑うつ傾向のある学生を把握するためのウエルネスアンケートも、アセスメントプランに組み込まれ、IR チームと教育・学修支援センターにより全学で実施されている。IR チームと教育・学修支援センターによる分析結果をもとに、対応が必要な学生に対して支援を行なうほか、学生における相談室の知名度や相談先としての認識を確認し、相談室運営の改善の一助としている。また、新入生向けにメンタルヘルス動画の視聴と感想を求め、青年期に多い精神疾患についての理解を深め、一人で抱え込まずに相談することの重要性を伝えている（根拠資料 7-103、7-104）。

障がい学生支援における合理的配慮提供のプロセスや結果については、今年度からの義

務化に伴い、合理的配慮申請学生及び配慮提供教員にアンケートや聞き取り調査を実施することによって問題点を洗い出し、今後の具体的な配慮に活かせるようにデータ化していく予定である。

キャリアサポート課は、かつての部署名である就職課という名称が、「大学の学びを通じたキャリア形成の推進」「社会的、経済的に自立した女性の育成」「学び続ける女性の育成」を行なっている実態と乖離しつつあったため、2023（令和5）年度より名称を変更した。これに伴い、大学のキャリアポリシーを策定することで、学生、保護者、採用担当者等に対し、本学のキャリア教育や就職支援の考え方を明確にした（根拠資料 7-105、7-106）。その支援の達成は「在学時の教育が社会人としての活動に役に立っているか」という観点から、アセスメントプランに定められた卒業後調査を IR チーム及び教育・学修支援センターと共同で実施、その結果を用いて確認し、長期的な観点から支援の改善を行っている。また、同じくアセスメントプランに定められ共同実施している就職先調査によって、卒業生が在籍している・在籍していた企業の採用担当者における本学の教育や卒業生に対する評価を確認し、キャリア支援の改善に用いている（根拠資料 7-107、7-108、7-109、7-110）。

留学に関する事項では、長期留学より帰国した学生に「留学体験レポート」に記入してもらっているが、長期派遣留学生へのサポートを向上させるため、2024（令和6）年度後期より、レポートの中に後期から留学前、留学中、留学後の大学のサポートについての意見を求める項目を導入した。受入留学生のサポートについては、留学開始時と留学終了時にアンケートを実施し、大学が提供するサポートについての意見を求めている（根拠資料 7-111）。清泉アミーガスの活動についてこの活動に複数回参加した学生を対象にアンケート調査を行い、意見の徴収に努めている（根拠資料 7-112）。長期派遣留学生・受入留学生へのサポート、清泉アミーガスの活動については国際交流委員会で報告、共有して検討し、改善点などについて話し合っている（根拠資料 7-113）。

## ②-2 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

②-1 で述べたとおり、アセスメントプランに組み込まれた「学生アンケート」・ウェルネスアンケート・卒業後調査などの実施結果・分析結果は、IR チーム及び教育・学修支援センターから学生課やウェルネスセンター、キャリアサポート課、学生生活委員会などに報告されており、各部署や委員会においては、その結果をもとに点検・評価が行われたうえで、必要に応じて改善・向上が図られている。学生アンケートに基づく意見をもとに、学生意見交換会で学生と共に問題点や解決方法を検証し、具体化できるものを学生生活委員会で検討後、学生生活委員会、学務委員会、国際交流委員会、合理的配慮委員会等、適宜管轄部署で取り組み、改善・向上を諮る（根拠資料 7-96、7-97、7-98、7-99、7-100、2-8、7-114、7-115）。

本年度の学生意見交換会では、ウォーターサーバーの増設と仮眠室（休憩室）の設置に関する学生の意見を聴取して検証し、その結果を今後各部署に降ろして実現可能か協議する予定である。学生と共に問題点を検討することによって、教職員の独りよがりにならず、学

生の声を反映しやすくなると考えている（根拠資料 7-99、7-100、2-8、7-116）。

キャリアサポート課では、就職実績（業種や職種）と社会状況に鑑みて、力を入れて支援する業界や職種を修正している。景気変動や社会状況の変化に対応しやすくするため、金融業に偏っていた進路を幅広い業界に分散するようになった。また、社会的、経済的に自律して生きていくことに資するように、一般職から総合職が主要な職種となるように支援を行った結果、およそ半数が総合職として就労するようになっている（根拠資料 7-117、7-118、7-119、7-120、7-121）。

派遣留学生に関しては大学、国際交流センターのサポートについての意見を徴収しており、肯定的な意見が多いが、今後もさらにサポートを強化していく予定である（根拠資料 7-122）。

受入留学生に関連しては、留学開始時と留学終了時にアンケートを実施し、留学生に大学から受けたサポートについての意見を求めている。2024 年前期に帰国した留学生全員から生活面、役所等の手続きのサポート、交流イベントの開催についてポジティブな回答があり、今後も同様の支援を続けていきたい（根拠資料 7-111）。

これまで清泉アミーガスの活動に複数回参加した学生にアンケートを実施したところ、参加者全員が清泉アミーガスの活動に充実感、国際的な視野の広がり、自分の成長を感じており、うち、6～7割が強くそれを感じているとの回答があった。清泉アミーガスの活動は、異文化交流の機会としてふさわしく、留学生と友人関係を構築する場となっている。自らの留学準備になったという回答もあった（根拠資料 7-112）。

図書館では、ライティングアドバイザーから提出された年間利用統計を、図書委員会で報告している。2023 年度の利用統計は5月の図書委員会で報告し、学生のさらなる利用の促進について検討した結果、アドバイザーの存在を早い時期に印象付ける必要があるとのことから1年次生への広報を強化することとなった。具体的な方法としては、「初年次ゼミナール」の授業にライティングアドバイザーが赴き、ライティングアドバイザー制度の説明と共に、ワークショップへの参加を呼びかけた（根拠資料 7-123、7-124）。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の長所は、小規模大学という特質を活かし、学生一人ひとりに寄り添ってきめ細やかな学生生活支援をおこなう事ができる点にある。特に教員を主体として組織される学生生活委員会が、修学を支援する教育学修支援センター、進路支援を担当するキャリアサポート課、心身の健康を支援するウェルネスセンター、障がい学生を支援する合理的配慮委員会と相互に協力することによって、教職員が一体となって学生生活を充実すべく活動を行っている。特に2024年度においては、各部局で統一した学生支援方針を策定し、学生が大学生活において必要な環境をよりの確に整えることができるように体制を強化している。

本学の学生支援に関する課題は、「学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価して現状や課題を把握する」主体と、「点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善向上の取り組みを求める」主体について、またその関係性について定めがなく、それぞれの

部署や委員会が個別に行っていることである。そのため、体制上、どうしても部署や委員会の取り組みが個別化し、全学としての施策に結びつきにくい。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学の内部質保証の仕組みを前提に考えると、「各部署や委員会で定期的な点検・評価を行って現状や課題を把握し」その点検・評価の結果を「学生支援の質保証に責任を持つ部署や委員会」がさらに評価し、部署や委員会に改善を促す」ことが必要だと思われる。今後は「各部署における点検・評価の仕組み」と「各部署における点検・評価について点検・評価を行う委員会の仕組み」を定め、アセスメントプランに基づいて提供される情報をさらなる学生支援の改善に生かしていきたい。

2023年度に引き続き、学生からの意見を取り入れ、学生生活の改善を図るため、2024年度は初めての試みとして学生意見交換会を開催し、学生会執行委員会だけでなく一般の学生からも意見を聴取した。今後もこういった活動を継続し、教職員と学生両者の視点から改善事項の検討を実施していくことにより、より実践的な改善策を速やかに導入できると考えている。

## 第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

### 教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
大学の諸活動に関する方針	大学の諸活動に関する方針
備考：	

### 研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
公的研究費の適正管理に関する規程、公的研究費の不正使用への対応に関する規程、公的研究費内部監査規程、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程、研究活動上の不正行為の防止等に関する規程	公的研究費の適正管理に関する規程 公的研究費の不正使用への対応に関する規程 公的研究費内部監査規程 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程
備考：	

## 1. 現状分析

## 評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

## &lt;評価の視点&gt;

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

## ①-1 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

本学は、毎年度初めに「大学の諸活動に関する方針」を策定し、専任教職員に配布・周知している。以下は2024（令和6）年度の方針のうち、教育研究等環境に関するものである（基本情報一覧 第8章 許育研究等環境の整備に関する方針）。

## 施設・設備

- ・適正な広さの校地・校舎の維持管理に努める。
- ・学内の災害対策や衛生確保等の必要な措置も継続して向上を図る。

## 図書館・情報メディア環境

- ・図書館での学術情報の提供、必要な情報機器等の情報設備の維持・充実を図る。

## 教育研究環境

- ・教員の研究活動の活性化を図り、各教員がそれぞれの専門分野で第一線の研究業績を挙げ、かつその成果を教育に反映させ社会貢献に繋げられるよう、大学として適切な研究費その他の支援を行う。
- ・研究倫理の遵守も全学に徹底を図る。

本学は、大学設置基準上必要な水準以上の校地及び校舎面積を有している（大学基礎データ 表1）。

教育研究環境については、2014（平成26）年度までに構内5棟の改修工事を終え、教室等の設備を一新した。

本学所有の建物のうち、1981（昭和56）年に制定された新耐震基準より前に建てられた建物については、2022（令和4）年6月までにすべて耐震化を完了している。

2016（平成28）年度には、講堂の天井裏に下地鋼材を追加し、天井を構造部材に直接固定する工事を実施した。これにより天井落下の危険性が軽減され、自然災害発生時の避難所としての機能も向上した。

学内施設のバリアフリー化については、構内整備や建物の改修と併せて既に対応済みで

ある。現在は、各建物の入口にはスロープが、教室や課外活動施設が設置されている建物ではエレベータ 5 台、自動扉 19 台が稼働している。

車いすでの使用が可能な「誰でもトイレ」を 1 号館、2 号館及び講堂に 1 室ずつ設置し、利用者の多様化にも配慮している。

学生の学修環境としては、前述の改修工事の際、4 号館 3 階の学部研究室・コモンスペースと、2 階のグループ学習室からなる「ラーニングcommons」が設置された。コモンスペースには、学生の能動的な学習活動の場として活用されるよう利便性に配慮し、プロジェクタ、スクリーン、ホワイトボード、複合機が備え付けられ、机・椅子は使用用途に応じて自由に動かすことができるようになっている。

災害対策として、キャンパス内にいる学生、教職員が全員参加する形での避難訓練を実施しているほか、防災活動・対策等に関する情報を掲載した『防災レター』の発行等を通じて、災害対策に対する学生・教職員の意識向上に努めている（根拠資料 8-1）。

キャンパス内の衛生確保については、産業医をメンバーに含む衛生委員会が職場巡視や健康教育講演会の開催を継続的に実施し、教職員の健康衛生の保持に努めている（根拠資料 8-2、8-3、8-4）。

以上のように、「健康・安全なキャンパスをつくる」という中期計画基本方針、「適正な広さの校地・校舎の維持管理に努める」「学内の災害対策や衛生確保等の必要な措置も継続して向上を図る」という教育研究等環境に関する方針に照らし、適切・有効に取り組んでいると評価している。

#### ①-2 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や ICT 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

情報関連の施設・設備に関しては、ICT 環境の変化等、教育方法の急激な変化に対応すべく、学内の情報処理機器等を整備している。

本学では 2020（令和 2）年度の学部入学者より BYOD（Bring On Your Device）を導入し、全員が自分の PC を大学に持参することになった。学内には無線 LAN の環境が整備され、清泉アカウント（学籍番号とパスワードのセット）を用いて無線 LAN に接続することができるようになっている。無線 LAN は教室だけでなく、ラーニングcommonsや学生ホール等、キャンパス内全ての建物内をカバーエリアとするよう整備している。

加えて、2023（令和 5）年度より、初等・中等・高等教育機関や研究機関の間でキャンパス無線 LAN の相互利用を実現する、国際的なネットワークローミング利用の仕組みである *eduroam* に対応できるようにする等、学生の学習や教員の教育研究活動において他機関との協同行いやすい仕組みを整備している。

また、すべての教室に PC、書画カメラ、プロジェクタ（一部教室はインタラクティブ型プロジェクタ）などを備え付け、様々な ICT 機器を用いた教育を可能にしている（根拠資料 8-5）。

本学では、2020（令和2）年度以降入学者よりPC必携（いわゆるBYOD）の導入が決まっていたため、「ICT活用を促す」よりも、「ICT活用を前提とした利用者支援」に軸を置いてきた。

2011（平成23）年度以降、学内のどこにいてもPCが利用できるよう整備を開始し、無線LAN機器（無線AP）を性能の良い物に交換する、電波が弱かったりつながらなかつたりする場所にも増設する等により、全ての場所で使えるようになった。2020（令和2）年度には、BYOD対応として無線APを教室内に複数台設置し、全教室において、学生の同時アクセスにも耐えられるよう増強した。

2019（令和元）年度以前入学者に関しては、コロナ禍によりオンライン授業がメインとなった時期には、

- ・自身のPC購入を促す
- ・諸事情によりPCを準備出来ない場合には大学より無償貸し出し

等の対応を行った。

また、入学時にパソコン設定会を実施し、自分で学内Wi-Fiに接続できるよう支援を行っている。

新たな環境に慣れていない学生がスタート時点でつまづくことのないよう配慮し、自分のPCで授業を受けるために必要な環境を設定する会を1日設けている。

PCの利用に関する学生からの問い合わせに対しては、窓口となる教育・学修支援センターに支援要員を配置し、丁寧なサポートを行っている。

教員に対しても、パソコン利用に関する問い合わせ窓口を設け、教室備付の情報機器の利用を支援するための要員を配置し、サポートを行なっている。

教育支援システムとしては、「学びの泉」と呼ばれるLMS（Learning Management System 学習管理システム）を整備し、レポート課題の提示・提出、小テストの実施などで利用されている。

以上のように、「必要な情報機器等の情報設備の維持・充実を図る」という中期計画基本方針、「施設・設備の長寿命化、教室等設備の整備を進める」という教育研究等環境に関する方針に照らし、適切・有効に取り組んでいると評価している。

### ①-3 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

学生に対しては、情報倫理に関する内容を含む科目を必修科目として設置しているほか、金城学院大学国際情報学部長谷川元洋ゼミ4年生著『女子大生が作った女子大生のための情報セキュリティガイドブック』（©2018 Kaspersky Labs Japan）を学内で配付する等、情報倫理について理解を深める一助としている（根拠資料8-6）。

#### 評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

②-1 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

図書館は、本学の教育目標を達成するため、教育・研究・学習活動の維持発展に努め、これらの活動に資するため、収書基本方針（根拠資料 8-7）を定め、充実した蔵書の構築に努めている。大学院、学部の各学科・課程等のカリキュラムに必要な資料及び学生の成長と自主的な学習活動を推進するため、図書、雑誌、新聞、視聴覚資料、電子ジャーナル、学術データベース、電子書籍などを収集している（大学基礎データ 表 1）。

また、本学の設立母体がスペインで創立された修道会であることから、スペイン語資料の収集にも力を入れ、学術書の他、絵本や小説などの一般書も積極的に購入し、洋書に占める割合が約 37%となっている。

(1) 図書その他の学術情報資料の整備

図書館における年間の受け入れは、図書約 3,000 冊、雑誌約 500 種であるが、予算や書庫に限りがあり、特に書庫スペースは狭隘化が進み、収納可能冊数約 35 万冊のところ、既に 37 万冊所蔵し収納可能冊数をオーバーしている。新規で教員や学生の求める資料を購入するためには、既存の資料が本学の教育目標に合致しているか確認し、時代の経過と共に合致しなくなった資料を廃棄し、書庫スペースを確保する必要がある。本学には、各学科から選出された教員及び図書館職員で構成された「図書委員会」があり、そこで図書館の運営に関わる事項を決定しているため、資料の確認も本委員会で行っている。資料価値の判断は、学生の教育・教員の研究に関わるものであるため、専任教員に協力を仰ぎ、各分野の専門的知見を参考に図書委員会で判断している。

2021 年度及び 2022 年度は、書庫スペース狭隘化及び円安による海外出版物の価格高騰のため、紀要と雑誌の見直しを行った。他大学や他機関の紀要はほとんど機関リポジトリで公開されており、非公開のものであっても発行元に依頼すれば入手できることから、図書委員会において、教員から希望のあった一部を除き、廃棄することを決定した。雑誌は、全専任教員に継続購入希望調査を実施し、和雑誌 164 誌、洋雑誌 32 誌の購読を中止し、書庫に約 9600 冊排架できるスペースを確保した。2024 年度は図書の継続購入（シリーズ）の希望調査を実施して、購入の見直しをする。

データベースは、利用統計を基に毎年 10 月に開催される図書委員会で次年度も契約を続けるか審議している。前年度よりアクセス数が大幅に減少したものの、契約料金をアクセス数で割り、1 アクセス当たりの単価が高額なものを契約見直し対象とし、2022 年度及び 2023 年度の 2 年間で、利用の少ない 8 つのデータベースの契約を解除し、新たに教員から希望のあった 2 つのデータベースを契約した。契約打ち切りには該当しないが、利用が伸びていないデータベースについては、学科等会議で図書委員より教員に研究や授業で活用するよ

う依頼し、利用の促進を図っている。

図書館では、資料の受け入れだけでなく、清泉女子大学紀要や各研究所で発行した紀要・研究誌など、本学における研究成果を、「清泉女子大学オープンアクセス方針」（根拠資料 8-8）及び「清泉女子大学学術機関リポジトリ運用指針」（根拠資料 8-9）に則り、機関リポジトリで学内外へ広く公開し、教育・研究・社会活動の発展に寄与している。

## (2) 学術情報サービスの提供

本学所蔵資料は、学部研究室所蔵資料なども含め、全てオンライン蔵書目録検索システム（OPAC）に登録している。OPAC、データベース、電子ジャーナル、電子書籍は学外からもアクセスできるように環境を整備しており、利用者は PC やタブレット、スマートフォンから利用することができる。

また、国立情報学研究所（NII）の NACSIS-ILL の相互貸借サービスに参加し、本学が所蔵していない資料は、文献複写及び現物貸借サービスにより提供している。日本カトリック大学連盟加盟校、東京外国語大学、立正大学、実践女子大学・実践女子大学短期大学部とは、図書館相互利用協定を締結し、本学発行の学生証または教職員証を持参すれば、紹介状なしで資料の館内閲覧、文献複写のサービスを受けることができる。

品川区立図書館とは、学生や教職員が希望する資料を本学図書館カウンターで申し込むと、巡回車で搬送してもらい、本学にしながら資料が借りられる協定を締結している。

## ②-2 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

### (1) 専門的な知識を有する職員及び人員の配置

職員5名（専任職員1名、非常勤嘱託職員1名、契約職員3名）は全員司書資格を有し、新規採用の際は、司書資格を必須条件としている。職員は、図書館の管理、運営、選書、予算管理、企画、広報、利用者教育、学生協働、他大学との連携、大学紀要発行、図書委員会・紀要委員会の開催などの業務を担っている。

職員以外に、業務委託スタッフ12名（司書資格保有者8名）が、資料の発注・受入・整理、書庫管理、閲覧業務を行っているほか、ライティングアドバイザー3名がローテーションを組み、授業期間中の平日12～19時まで、館内の専用スペースに常駐し、学生からの文章の書き方の相談に応じている。業務委託スタッフには、統括リーダーがおり、月に1度定例会を開催し、図書館や大学の情報を共有して、互いに連携しながら業務を遂行している。

### (2) 施設環境

図書館の閲覧室は、地上2階、地下2階の4フロア、別館の洋書庫に2フロアある。閲覧席は237席あり、学部収容定員に対して約16.5%の座席数を確保している。館内には、グループ学習室2室、貴重書や閉架資料などの禁退出資料を授業で閲覧するための特別閲覧室、ライティングアドバイザーデスクを設けている。

開館時間は、授業期間中は平日8時50分～20時、土曜日8時50分～17時まで開館し、授業開始前から終了後まで利用できる環境を提供している。

学生・教員からの文献複写・相互貸借・レファレンス相談は、カウンターでの対面受付の他、メールや図書館本学公式ウェブサイトからも受付けている。

以上のように、「図書館での学術情報の提供、必要な情報機器等の情報設備の維持・充実を図る」という中期計画基本方針、「施設・設備の長寿命化、教室等設備の整備を進める」という教育研究等環境に関する方針に照らし、適切・有効に取り組んでいると評価している。

### 評価項目③

**研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。**

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

- ③-1 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

研究に対する基本的な考え方は、「一人ひとりが、キリスト教の理念に基づく本学の教育研究の理念と高い倫理観に基づき、法令や関係規則及び学内の諸規程を遵守し、学術研究の適切なマネジメントに努め、広く社会の発展に寄与するよう努めなければならない」とされ、研究活動に関する行動規範の中で明示している（根拠資料 8-10）。

教育研究活動を支援する環境や条件の整備については、以下に述べるような、教員が研究に専念するための措置、個人研究費の支給、外部資金獲得のための支援、授業支援の措置などを講じることにより、教育研究活動の促進を図っている。

専任教員は全て個室の研究室が提供されている。（根拠資料 1-2（239 頁））。週当たり 3 日間又は 4 日間設定される本学の授業以外の日は自らの研究時間に充てることができ（根拠資料 8-11（第 6 条）、8-12）、学内の一定職務を担当する専任教員については、最低担当授業時間数を減免する制度を設け、可能な限り研究時間を確保できるよう配慮している（根拠資料 8-11（第 3 条））。

さらに、いわゆるサバティカル制度として、特別研究員に採用された教員は、一切の授業及び校務を免除され、特別の研究に従事することができ、研究時間の確保につながっている（根拠資料 8-13）。

専任教員には個人研究費として一人当たり年間 35 万円を支給するとともに、海外研究及

び国内研究のための研究旅費の支給を行っている（大学基礎データ表 8、根拠資料 8-14、8-15）。

さらに、3名以上の教員による共同研究に対する助成や、出版に対する助成も実施している（根拠資料 8-16）。

科学研究費補助金などの外部資金獲得のための事務支援体制を整備し、研究活動の活性化を図っている。

科学研究費補助金を獲得した経験が豊富な退職専任教員に、若手研究者が科学研究費助成事業の申請資料を作成するに当たり、アドバイス等の支援業務を委託する仕組みを設け、若手研究者育成の一助としている（根拠資料 8-17）。

また、非常勤講師にも、一定の条件のもと、科学研究費補助金への申請を認めていることも本学の特長といえよう。

本学では、教育の補助的な業務を行う者として、ティーチングアシスタント（TA）とラーニングサポーター（LS）を置くことができる。いずれも、授業科目を担当する教員の監督、指示のもと、本学学部学生の学修の支援を行うという点では共通しているが、前者は本学の大学院に在籍する学生に限られる。教育の補助的な業務を行わせることにより、教員としてのトレーニングの機会の提供及び手当支給による処遇の改善に資することを意図している。ティーチングアシスタントは「ティーチングアシスタント規程」、ラーニングサポーターは「ラーニングサポーター規程」に基づいて選考され、2024（令和 6）年度は TA11 名、LS15 名が配置されている（根拠資料 6-4、6-5、8-18）。

以上のように、「教員及び大学院生の研究を支援する学内諸制度を整える」「科研費等、外部研究資金の獲得を増やす」という中期計画基本方針、「教員の研究活動の活性化を図り、各教員がそれぞれの専門分野で第一線の研究業績を挙げ、かつその成果を教育に反映させ社会貢献に繋げられるよう、大学として適切な研究費その他の支援を行う」という教育研究等環境に関する方針に照らし、適切・有効に取り組んでいると評価している。

### ③-2 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みとして、教職員については、「清泉女子大学における公的研究費及び研究活動に関する行動規範」を明示し、研究費については、「公的研究費の適正管理に関する規程」「公的研究費の不正使用への対応に関する規程」を、研究活動に関しては、「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を、それぞれ制定・公表している（基本情報一覧 研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等）。

学生については、年度初めの履修ガイダンスで研究倫理、研究活動の不正防止について説明するほか、「学びの泉」上に置かれた教材を使って、普段の学習・研究活動において学生が身につけるべき心得（研究倫理）について理解するよう促している（大学院生は必須）。

また、本学の公的研究費に関わる全ての構成員には、不正防止策の一環として、「学びの泉」を利用したコンプライアンス教育の受講、及び日本学術振興会編集の書籍を通読した上

での誓約書の提出を義務付けている。さらに、不正使用・行為の告発等受付窓口を総務課に設置し、調査体制、結果の公表、認定後の措置等についても上記規程において定めている（根拠資料 8-21【ウェブ】）。

上記取り組みの他、事務局が研究者用に作成した『科研費の手引き』及び各使用様式を予め明示し、使用方法等の細目に従い適切に処理できるようにしている（根拠資料 8-22、8-23）。

また、「公的研究費内部監査規程」等を基に、毎年度「内部監査計画」を策定し、科学研究費補助金について内部監査を実施している。監査結果は「内部監査報告書」としてまとめられ、最高管理責任者である学長に提出している（根拠資料 8-24、8-25、8-26）。監査結果は教授会でも学長から報告され、公的研究費の不正使用防止に努めている。

以上のように、「教員及び大学院生の研究を支援する学内諸制度を整える」という中期計画基本方針、「研究倫理の遵守も全学に徹底を図る」という教育研究等環境に関する方針に照らし、適切・有効に取り組んでいると評価している。

#### 評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

#### ④-1 研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教育研究等環境については、「清泉女子大学内部質保証に関する規程」に基づき、事務局を中心に部署横断的に組織された「大学管理・運営チーム」が、「大学管理・運営チームにおける自己点検・評価実施要領」（根拠資料 8-27）に基づき、大学の運営及び財務、教育研究等環境に関わる事項について、大学全体の観点から点検・評価を実施している。

2024（令和6）年度は、2024年11月5日（火）に当該点検・評価を実施した。チームメンバーには、事前に大学基準の評価項目ごとに取り組みの状況を提出してもらい、会議では成果の上昇している取組みだけでなく、課題となっていることや改善・向上に向けた方策等についても意見交換を行った（根拠資料 8-28）。

当該チームにおける点検・評価結果は、2024（令和6）年11月20日開催の内部質保証委員会において報告され、より高次の観点から点検・評価を行った。その結果、成果の上昇している取組みや改善すべき点について、当該チームに対しフィードバックを行った（根拠資料 8-29、8-30）。

#### ④-2 点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

「大学管理・運営チーム」による自己点検・評価において、科学研究費補助金の申請数・採択数が増えていないことが課題として挙げられ、まず教員に科学研究費補助金に関して知り、関心を持ってもらうための、外部コンサルティングを活用した講演会の実施（予定）につながっている。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

国の指定有形文化財に指定されている本学本館（旧島津家本邸）は、教室、会議室、事務室等、大学の施設として利用されている。本館は、本学の対外的な象徴であるだけでなく、大学関係者の連帯意識を共有、醸成していく拠り所であり、さらに、地域における文化的価値のある建築物でもあることから、次世代へ継承していくための様々な対応を図りつつ、その積極的な活用に取り組んでいる。

ICT活用に関する学生支援については、新たな環境に慣れていない新1年次生向けに、自分のPCで授業を受けるために必要な環境を設定する会を開催し、スタート時点でつまづくことのないよう配慮している。PCの利用に関する問い合わせに対しても、窓口となる教育・学修支援センターに支援要員を配置し、丁寧なサポートを行っている。

教育研究活動をより一層促進するため、2006（平成18）年度以来、科学研究費補助金について、専任教員のみならず非常勤講師に対しても、一定の条件のもとで本学を所属機関とした申請等を認めることにより、研究活動の活性化を図っている。

事務手続き等に係る業務の負担増が敬遠されてか、非常勤講師に科学研究費補助金の申請を認める大学が少ない中、小規模大学である本学が非常勤講師に申請の道を開いていることは評価してよい。

ただし、原則年1回行うこととされている「大学管理・運営チーム」による自己点検・評価が実施されていない年もあることから、内部質保証委員会より大学管理・運営チームに対し、自己点検・評価が継続的に行われるよう実施体制の整備を進めることを求めた（根拠資料8-32）。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

教育研究等環境に関する方針を策定・明示した上で、その方針に従い、学生が自主的に学習に取り組み、教員が十分に教育研究活動を展開できるような学習環境及び教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営している。

これらは大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切である。

## 第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

### 社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
大学の諸活動に関する方針	2024年度大学の諸活動に関する方針
地域連携活動推進のための基本要綱	地域連携活動推進のための基本要綱
備考：	

## 1. 現状分析

## 社会連携・社会貢献に関する方針

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を「本学は建学の理念・目的の実現の一環として、研究成果の社会への発信と還元、生涯教育、ボランティア活動、産学連携など、様々な形で社会連携・社会貢献に努める。社会のグローバル化に対応するため、海外の大学やキリスト教関連団体などとも協力しつつ、国際交流の促進を図る。社会貢献・社会連携・国際交流のいずれにおいても、学生が関わる場合は、教育の一環としての位置付けの下に行う。」と定め、専任教職員に対して、この方針を明示した文書「大学の諸活動に関する方針」を配布し、周知を図っている（基本情報第9章 社会連携・社会貢献に関する方針）。

本学では、この社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地方自治体や国内外の大学、キリスト教関連団体をはじめとする様々な学外組織と連携して、生涯教育、ボランティア活動、産学連携、地域交流、国際交流等の社会連携・社会貢献に関する多彩な取り組みを展開し、教育研究活動の推進と社会への還元を図っている（根拠資料 2-11）。

## 地元との連携・地元への貢献

本学は、地元である東京都品川区との間で、公開講座の共催や学外教育、災害発生時における防災協定など、地域社会の発展を目的とした連携体制を築いており、2015（平成 27）年には一層の連携強化を図るため、包括協定を締結（根拠資料 9-1）し、学生が関わるものについては、正課、正課外を問わず、地域に根ざした様々な取り組みを行っている。以下はその一例である。

- ・近隣の小中学校との交流
  - 奥庭での自然観察・スケッチ会の受け入れ(品川区立日野学園)
  - 図書館での職場体験（品川区立八潮学園中学校）
- ・学生課外活動団体の地元自治会との交流（雉子神社例大祭、大崎警察署交通安全イベント等）
- ・品川区の子ども若者応援フリースペースの支援
- ・地球市民学科の授業科目「個人プロジェクト1」「個人プロジェクト2」「研究プロジェクト1」の一部では、品川区が実施する事業（例：子ども若者応援フリースペース）の現場を実際に訪問し、関係者へのインタビュー等を行い、その結果を授業内で報告している。また、「地球市民研究法」の卒業プロジェクトとして前述の子ども若者応援フリースペースに長期的に関わり、地域課題解決の活動を行っている学生もいる。
- ・正課科目「地域協力演習」 ※「すまいるスクール」で学生が実習を行うもの。新型コロナのため、2020年度以降中止状態。
- ・清泉 PBL 活動の一つとして、品川区在住の日本語学習者を対象とした地域日本語サロン「かわいい日本語サロン」を8回開催した。品川区役所総務部総務課平和・国際担当や公

益財団法人品川区国際交流協会、NPO 法人 IWC 国際市民の会などの学外団体と連携し、周知と傘下の呼びかけを行った。

- ・品川区の環境イベント「エコルフェス」で「おやさいクレヨン」ワークショップ」を実施
- ・まちづくり情報誌『新鮮大崎』で「清泉女子大生による女性リーダー探訪 in 大崎」の連載を開始
- ・品川区主催の産学官連携フォーラム「ともに創る 自分らしくミライを実現する都市～世代をこえたリーダーたちと考える未来都市しながわ～」内の「品川区内の学校によるSDGs・アントレプレナー教育の取り組み」コーナーに本学学生が登壇
- ・本学学生が、旧荏原代用中学校跡地活用方針策定委員会委員（2023年度）、品川区政策評価委員会委員（2024年度）を務める。
- ・品川区のNPO 法人「IWC 国際市民の会」を通じ、フランスの大学・大学院生 16名と清泉アミーガスが文化交流会を行った。

### 地元以外の自治体との連携、地元以外の自治体への貢献

本学が所有する旧島津公爵邸（本館）が契機となり、2013（平成25）年から鹿児島県との連携が始まり、本学のガーデンパーティーや学園祭での連携企画として、鹿児島県の物産品販売や観光情報コーバーの設置、学生による大島紬の試着体験などを行っている。2018（平成30）年には、鹿児島県との連携を発展させるため、包括連携協定を締結した（資料9-2）。

さらに、2019（令和元）年には、鹿児島県いちき串木野市と、2024（令和6）年には、三重県桑名市と連携・協力に関する協定を締結し、連携・協力を進めている（資料9-3）。

また、鹿児島市とも連携を進めており、2023年度には鹿児島市東京事務所が主催する「首都圏における”食の都かごしま”プロモーション事業」の一環として、東京都渋谷区内の飲食店で鹿児島の食の魅力を体感できるイベント、「かごし魔酒場」に本学学生がメニュー案を提案し、採用された。また、2024年度には、鹿児島市東京事務所とのプロジェクトの一環として、鹿児島市の魅力を伝えるイベント「鹿児島バル in TOKYO」の中で、リンゴの蜂蜜酒や黒豚しゃぶしゃぶなどのふるさと納税返礼品のプロモーションを行った。

その他、①清泉PBL活動の一つであり、福島県いわき市田人町の地域住民、地域おこし協力隊、田人支所と連携する地域おこし活動「福が一」が、6月に清泉カフェと連携し、同地域で栽培されたいちごを使用したコラボスイーツの販売、11月に学園祭で特産の和菓子やジャムの販売等を行う、②地球市民学科と文化史学科の学生が、群馬県沼田市の「沼田“大正ロマンエリア”ガイドブック」を製作するなど、様々な形で地元以外の自治体と連携し、地域の活性化等にも貢献するとともに、学生の成長にもつながる取り組みを行っている。

### 企業等との連携

企業等とも以下のような連携を行っている。

- ・清泉PBL活動の一つとして、JR西日本・自治体・大学が連携し、若者視点を活用した地域活性化、旅行需要の喚起、学生の成長機会の創出を目指す産官学のプロジェクトである、過去5年間では「瀬戸内カレッジ」（2021・2022・2024年度）、北陸カレッジ（2023年

度)に参加し、2021年度は最優秀賞、2022・2024年度は優秀賞、2023年度はアイデア・プレゼン賞という優秀な成績をおさめた(根拠資料9-4【ウェブ】)。

- ・ニッポンハムグループの関東日本フード株式会社(しながわCSR推進協議会の会員企業)からたんぱく質の重要性に関する講義を受け、同社と連携しながらたんぱく質の重要性を広く伝える施策を検討し、清泉女子大学の学食メニューを開発。関東日本フードと大崎の「CAFE&HALL ours(カフェアンドホールアワーズ)」と協議しながら開発したメニューを同カフェで提供。

## 他大学・海外との連携

2015(平成27)年12月に東京外国語大学、さらに2017(平成29)年7月には、本学と同じ品川区内にある立正大学との間で、図書館など各施設の相互利用、単位互換及び学生の交流、シンポジウムの共同開催などを視野に入れた包括的な協定の締結を行った(資料9-5)。

これらの包括協定の締結を通じて、東京外国語大学との間では、単位互換制度の導入に伴う語学教育分野における相互の協力体制を構築するとともに、立正大学との間では、仏教とキリスト教に基盤を置く大学間の連携として、両大学の理念や特性を生かしつつ、地域社会に根ざした学術交流等の推進を積極的に進めた。

2024(令和6)年6月に本学のライブラリーサポーターズが立正大学を訪問し、出版社による出版業界の現状や仕事についての講演を聴講した後、立正大学図書館学生スタッフ「りぶたま」や講演者とともに、出版業界が抱える課題の解決策を考える機会を持った。

8月にはライブラリーサポーターズと「りぶたま」が品川区立図書館主催の「子ども読書活動推進計画」に関するワークショップに参加し、中高生の読書推進策について提案を行った。

2025(令和7)年3月に、高崎商科大学、高崎商科大学短期大学部と包括的連携協定を締結した(根拠資料9-6)。これにより、人文科学分野だけでなく、社会科学分野での連携も期待している。

海外の大学との間では、2016(平成28)年にスペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラ大学、インドネシアのサラスワティ外国語大学、フィリピンのセントポール専門学院と包括協定を締結し、2017(平成29)年度は10件(7校)と新たに協定を締結(スペイン5件、イギリス2件、韓国2件)した(根拠資料9-7)。

EUの教育助成金、Erasmus+の学生・教職員交流プログラムを活用し、2023(令和5)年度は、スペインの協定校であるカスティーリャ・ラ・マンチャ大学と教職員・学生間の交流を行った。5月上旬に1週間、1名の教員を同大学に派遣し、5月下旬には同大学から3名の教員を受け入れた。また、5月から7月の2か月間、2名の教育実習生(修士学生・スペイン語教授法)をグラナダ大学から受入れた。

## キリスト教関連団体との連携

本学では、毎年8月に開催されるASEACCU(東南・東アジアカトリック大学連盟)国際学

生会議に学生を派遣し、建学の精神に対する理解を深める機会としている(根拠資料 9-8【ウェブ】)。

また、本学は日本カトリック大学連盟に所属していることから、同連盟に加盟している聖心女子大学、白百合女子大学との間で、3カトリック女子大学学長懇談会の開催、教務担当部署間の交流やボランティア活動における連携など、近隣のカトリック女子大学間において、カトリック教育に重点を置いた様々な連携を行っている。

### 本学教員による地域社会への貢献

品川区内の文化センター・大学・史跡などを学び舎として、あらゆる世代の方々に多彩な生涯学習講座を提供する「しながわ学びの杜」のオープンカレッジ「パートナーシップ講座」では、土曜自由大学、地球市民学科の授業科目「地球市民セミナー」(前期・後期)を開催・公開しているほか、「品川シルバー大学」にも依頼に応じて講師を派遣している(根拠資料 9-9)。

また、自治体等の委嘱等を受け、本学専任教員が各種委員の職務に積極的に携わるなど、本学教員が有する専門的知見を地域社会に還元し、行政の政策形成にも貢献している。

以下はその一例である。

品川区総合戦略推進委員会副委員長  
荏原第四中学校整備基本計画検討会参与  
英語(中学校)授業改善研修講師  
甲府市観光振興基本計画推進会議委員  
日野市文化財保護審議会委員

### 生涯学習

一般の方々を対象とした生涯学習講座である「清泉ラファエラ・アカデミア」において、本学の特色を生かした文学・歴史・宗教・美術などの教養系や語学系など約 80 講座を 2023(令和 5)年度まで開講してきたが、第 3 章の現状分析で述べたように、2024(令和 6)年度から休止中である。

社会連携・社会貢献については、地域連携推進本部において点検・評価を実施することとしている(基本情報一覧 第 2 章 内部質保証 全体図(教学の質保証以外))。

2024(令和 6)年度は、2月 25 日(火)開催の地域連携推進本部において各部局における取組状況や課題について点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組み等についても確認した。この点検・評価結果を受け、2月 26 日開催の第 8 回内部質保証員会では全学的な観点から点検・評価を行った(根拠資料 9-10、9-11、9-12)。

以上のように、本学では、社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握するとともに、点検・評価結果を活用し、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげている。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、キャンパスのある東京都品川区を始めとする様々な自治体と積極的に連携し、正課、正課外の両方において学生の成長に資する取り組みを継続している。それらの取り組みは着実に成果へとつながっており、学生の成長にも大いに資するものである。

また、本学が有する教育研究に係る学術的知見の還元、緑豊かなキャンパス、国の重要文化財である旧島津家本邸といった貴重な財産を地域社会とも共有することができる点は本学独自の長所であると考えており、特段問題点はないと考える。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

前述の長所をさらに生かし、それぞれの取り組みが単発で終わるのではなく、将来も継続して行っていけるよう取り組んでいきたい。

## 第10章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

### 大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	2024年度大学の諸活動に関する方針	大学の諸活動に関する方針
学長選出・罷免に関する規程	清泉女子大学学長選考規程、清泉女子大学学長選考規程施行規則、清泉女子大学学長選考規程に関する内規	清泉女子大学学長選考規程、清泉女子大学学長選考規程施行規則、清泉女子大学学長選考規程に関する内規
役職者の職務権限に関する規程	学長職務規程、教員の職制に関する規程、学校法人清泉女子大学の運営組織に関する規則、事務分掌規程、管理職代決規程	学長職務規程、教員の職制に関する規程、学校法人清泉女子大学の運営組織に関する規則、事務分掌規程、管理職代決規程
教授会規程	教授会規程	教授会規程
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	役員名簿 評議員名簿	役員名簿 評議員名簿
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	学長候補者選考委員会について	学長候補者選考委員会について
職員採用規程	職員人事に関する規程	職員人事に関する規程
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	独立監査人の監査報告書	独立監査人の監査報告書
事業報告書	2023年度事業報告書	2023年度事業報告書
備考：		

## 1. 現状分析

## 評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

①-1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

本学は、毎年度初めに、管理・運営を含む大学の方針を策定し、専任教職員に対して、本方針を明示した文書「大学の諸活動に関する方針」を配布・周知している。以下は2024（令和6）年度の同方針のうち、大学運営・財務に関する方針である。

## 大学運営

- ・大学の中・長期計画等に係る施策を推進するために、法人・大学ガバナンス体制を再整備し、迅速で円滑な運営に努めるとともに、教育改革に必要な教学マネジメント体制を整備する。
- ・IRの推進等により大学運営、業務の効率化を図るとともに、SD活動等を通じて職員の資質向上を図り、教職協働を一層強化する。

## 財務

- ・教育研究活動を支える安定的な財務基盤を築くため、中長期財政計画に基づき、目標数値を策定・公表し、財務運営管理の透明性・健全性の維持・向上を図る。

以上のように、本学では大学運営に関する大学としての方針を策定し、教職員で共有しており、適切・有効に取り組んでいると評価している。

①-2 関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

学長は、「清泉女子大学学長選考規程」、「清泉女子大学学長選考規程施行規則」及び「清

清泉女子大学学長選考規程に関する内規」に基づき、適切に選考が行われている（基本情報一覧 第10章（1）大学運営関係資料・規程）。

その権限については、「清泉女子大学学則」第8条第2項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定められており、具体的には、「学校法人清泉女子大学寄附行為施行細則」第7条において、理事会が学長に委任する事項として、大学教職員の人事、予算執行に伴う出納事務、資産の維持保管、その他の委任される事項が規定されているほか、学長が理事長の事務を代決又は専決する事項として、「学長職務規程」第3条に、教育課程の編成など38項目が規定されている（基本情報一覧 第1章 基本資料、第10章（1）大学運営関係資料・規程）。

学長以外の教員役職者の任命、役割等については、「教員の職制に関する規程」に規定されている（基本情報一覧 大学運営関係資料・規程、根拠資料10-1-3）。学長はこれらの諸規程に基づき、また、学長諮問機関である学長研究科長部長会議（2025年度より、全学教学会議）での検討・合議を経て意思決定を行い、学務部、学生部等の部局を通じて職務を執行している。

「学校教育法」が2015（平成27）年4月1日付で改正施行されたことを受け、「清泉女子大学学則」及び「教授会規程」において、教授会は、学長が決定を行うに当たり、又は学長の求めに応じて、「意見を述べる」機関として適切に規定されている（基本情報一覧 第1章 基本資料、第10章（1）大学運営関係資料・規程）。

同様に大学院についても、「清泉女子大学大学院学則」及び「清泉女子大学大学院研究科委員会規程」において、研究科委員会は、学長が決定を行うに当たり、又は学長の求めに応じて、「意見を述べる」機関としてその役割が適切に規定されている（基本情報一覧 第1章 基本資料、根拠資料10-1-1）。

また、教学組織（大学）と法人組織（理事会等）との関係については、「学校法人清泉女子大学寄附行為」及び「学校法人清泉女子大学寄附行為施行細則」により、理事会は、学長任免等の人事に関する事項のほか、教育に関する計画や経営に関する方針など、法人運営の基本に関する重要な事項を処理決定することが規定されている（基本情報一覧 第1章 基本資料）。

一方、学長の職務は諸規程により明確に定められており、大学の管理・運営に関する事項や教学関係の事項は基本的に学長が権限を有し、その責任を負うものとされていることは前述のとおりである。

また、「常務会規程」に基づき、理事会を効果的に運営することを目的として、学内常務理事（学長・副学長等）を構成員とする常務会（2025年度より、経営企画会議となる）が設置されており、大学と理事会がともに関与すべき事項について検討・審議を行っている（根拠資料10-1-2）。

大学組織の構成員のうち、学生については、全学年の学部学生を対象に毎年実施している「学生アンケート」により、意見や要望を把握している（根拠資料7-94、7-95）。

また、教職員については、「教職員連絡協議会規程」に基づく教職員連絡協議会を年数回開催し、就業規則に定める教職員の勤務条件に係る事項を協議するだけでなく、学校運営等に関する情報共有等を含め、広くその意見を聞く機会としている（根拠資料10-1-3）。

このように、本学は、関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っている。

また、その透明性を確保するため、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定め、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っており、適切・有効に取り組んでいると評価している。

### ①-3 法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。

また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

学校法人清泉女子大学の理事、理事長及び監事の職務は、「学校法人清泉女子大学寄附行為」第 11 条乃至第 14 条に規定されており、その権限と責任を明確化し適切に法人を運営している。

また、理事、理事長及び監事は、同第 5 条乃至第 7 条に基づき、適切に選任されている（基本情報一覧 第 1 章 基本資料）。

監事は同第 14 条に基づき、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査することに加え、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席し意見を述べることとされている。非常勤の監事 2 名を選任し、理事会には少なくとも 1 名が出席し、適切な法人運営がなされているか、チェックしている。

また、同第 19 条各号に評議員会に諮問すべき事項が定められているほか、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を延べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることとされており、理事会及び理事の意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能が適切に機能している。

このように、本法人は組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理している。

また、関係法令に基づき定めた規程に従って役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせており、適切・有効に取り組んでいると評価している。

#### 評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

### ②-1 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算編成及び予算執行の一連の手続きは、「学校法人清泉女子大学経理規程」（根拠資料 10-1-4）及び「学校法人会計基準」に則り、適正に行われている。

本学の予算編成過程は、以下の流れである。

11月中旬	理事会にて予算編成方針を決定 各部署責任者に対して予算編成方針を説明し、予算作成資料を配布
12月下旬	各部署責任者より、各部署の予算資料と事業計画を財務課に提出
1月中旬	財務担当理事及び財務課長による各部署責任者との予算ヒアリング実施
2月下旬	各部署責任者より予算修正及び追加予算を提出
3月初旬	予算原案を作成し、常務会にて審議
3月下旬	監事に対する予算原案の説明
3月下旬	評議員会及び理事会における審議・承認の後、第一次予算成立
5月下旬	前年度決算及び入学者数確定に伴う第一次予算の修正 評議員会及び理事会に修正予算を報告し、新年度予算成立

予算執行にあたっては、「管理職代決規程」により明確に決裁権限が定められ、金額によって事務局長又は学長まで回議書を回付し、決裁を受けた上で予算を執行することが定められている。予算未計上で一定額以上のものについては、予備費を申請し、財務課長、事務局長、学長、理事長の順に承認を経なければならない（基本情報一覧 第10章(1) 大学運営関係資料・規程）。

なお、同規程の決裁の上限額が業務の実態に合わなくなっていたことから、2017(平成29)年度の大学管理・運営チームにおいて上限額の見直しをすべきであるとの提案がされ、その後、内部質保証委員会において、上限額を引き上げることが承認された。これにより、決裁すべき回議書の数が大幅に削減され、業務の効率化を図ることができた(根拠資料10-1-5)。

また、理事長、財務担当理事、学長が各課室の予算執行状況を把握できるように、財務課では、月ごとの資金収支月報を提出している。これにより、予算執行の明確性、透明性を高めている。

このように、本法人では予算を適正な手続で編成し、予算執行においても透明性を確保しており、適切・有効に取り組んでいると評価している。

### 評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施しているか。

#### ③-1 大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の

### 支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

本法人及び本学は、「学校法人清泉女子大学の運営組織に関する規則」及び「事務分掌規程」に基づき、大学運営に必要な事務組織を整備している（基本情報一覧 第10章(1) 大学運営関係資料・規程）。

まず、法人及び大学の管理運営部門として、理事長室、学長室及び事務局4課（総務課、人事課、管理課、財務課）、教学・学生支援部門として、3部5課3センター事務室（学務部学務課、学生部学生課、同キャリアサポート課、同ウエルネスセンター事務室、同ラファエラ・マリアセンター事務室、教育・学修支援センター事務室、入試・広報部入試課、同広報課）、2センター事務室（情報環境センター、国際交流センター）、図書館事務室及び3研究所事務室（人文科学研究所、キリスト教文化研究所、言語教育研究所）を置き、小規模ながらも業務内容の多様化、専門化に対応した職員体制を整備している。

このように、本法人では大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しており、適切・有効に取り組んでいると評価している。

### ③-2 大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

2022（令和4）年10月1日より改正施行された「大学設置基準」の第7条第2項には、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制について既定されている。

教授会のもとに設けられた教員組織である各種委員会（学務委員会・学生生活委員会・図書委員会・入試委員会等）では、職員を委員として委嘱できることを「教授会規程に基づく委員会内規」に規定（平成18年4月1日改正）するなど、早くから教職協働の組織体制がとられ、職員のモチベーションの向上と教学への積極的な参加を促進している（根拠資料10-1-6）。

また、これらの委員会のほか、IRチーム、ハラスメント防止委員会、合理的配慮委員会など、多くの委員会やチーム、プロジェクトで教員と職員が協働してプロジェクト等を推進する、教職協働型の大学運営を実行している（基本情報一覧 第2章 内部質保証 「2024（令和6）年度 教員役職者・委員会委員等一覧」）。

このように、本学では大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っており、適切・有効に取り組んでいると評価している。

一方で、社会的要請等により年々会議・委員会が増える傾向にあり、少ない教職員数で多くの委員会等を運営しなければならないことが、教職員の大きな負担となっている。

委員会・会議の統廃合や、委員会当たりの人数の削減等の施策を講じることにより、教職員の負担軽減に取り組む必要がある。

### ③-3 必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

高度情報化が進む教育研究活動やそれに伴う学修支援に対応するため、情報システムに精通した専門スタッフ、国際化推進のための専門スタッフ、さらに、変化の激しい就職環境・就職状況に対応するため、キャリアサポート課スタッフにキャリアカウンセラー資格取得者を複数配置するなど、専門化、高度化した業務にも対応可能な職員配置を行っている。

ただし、ここ数年、定年退職、中途退職者が増加したことにより、多くの部署において職員が不足している状況であり、職員の育成が組織的に行えているとは言い難い状況にある。

また、各事務部署間の正確かつ円滑な業務遂行のため、「職員課室長会議規程」に基づき、課室長以上の職員役職者により構成される職員課室長会議が設けられ、定例で毎週1回（火曜日）開催されている（根拠資料 10-1-7）。

本会議では、各事務部署間の合議調整及び情報伝達を行うとともに、職員の立場から、大学業務全般に関わる懸案事項に対する検討や新たな提案等を学長ほか関係会議体に対して進言することができ、大学業務の適正な管理運営と持続的な業務改善等に寄与している。

このように本学では、必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する、配置を行っており、適切・有効に取り組んでいるが、職員の育成という点については十分とは言えず、改善の余地があると評価している。

### ③-4 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

職員人事については、「職員人事に関する規程」において職員人事全般に関する基本的事項や基本原則を定め、採用、昇格、人員配置、人事異動、能力開発等を適正に行っている（基本情報一覧 第10章（1） 大学運営関係資料・規程）。

また、本規程に基づき、公正かつ公平な賃金等の処遇、昇格、役職の任免及び効果的な教育研修や人材育成等を行うため、2014（平成26）年度に「職員人事評価規程」を制定し、新たな職員人事制度をスタートさせた（根拠資料 10-1-8）。

処遇面に関しては、この新人事制度の導入に合わせて制定した「職員賃金規程」に基づき、毎年度、目標達成度評価と行動評価の2つの評価基準で多面的に評価することにより、人事評価を適正に処遇へと反映させている（根拠資料 10-1-9）。

このように本学では、職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っており、適切・有効に取り組んでいると評価している。

### ③-5 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

スタッフ・ディベロップメント（SD）活動の基盤となるのが人事評価制度である。本学の職員人事評価制度は、旧来の年功序列型の人事給与制度を役割責任等級制度へと改め、職員

各人の働きや仕事の成果・実績を公正かつ公平に評価し、その評価を処遇に結びつけることにより、職員の意欲や各自の能力開発に役立てるという人材育成の好循環サイクルを目指して構築された。

職員に対する人事評価は、「職員人事評価規程」において各等級の役割責任を明文化し、職員一人ひとりが自分に与えられた職務と役割責任を理解した上で、各人の目標管理による目標達成度及び仕事への取り組み姿勢や行動、発揮された仕事の成果や実績等を、各等級に定められた評価要素、評価基準等に照らして客観的に評価し、人事、賃金等の処遇に適正に反映させている。

また、人材育成の観点から、毎年度、人事評価の評価者面談の際に評価結果が被評価者にフィードバックされ、評価者（上司）は被評価者（部下）の職務へのさらなる意欲を引き出し、能力開発に役立てる機会とし、仕事の効率化、合理化による業務改善と職員の資質向上を図っている。

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、「職員教育研修規程」に基づき、毎年度初めに「教職員教育研修方針・計画」を作成、求められる教職員像を示した上で、「等級別研修」「目的別研修」「自己啓発研修」に区分される具体的な職員教育研修プログラムを体系的に実施している（根拠資料 10-1-10）。

学内で行われる研修としては、2005（平成 17）年度から毎年度「建学の精神に関する研修会」を教職員合同で実施し、本学の建学の精神・教育理念の根幹にあるキリスト教（カトリック）についての理解を深めている（根拠資料 1-5）。

学外で行われる研修としては、一般社団法人日本私立大学連盟主催の各種研修を主として、学外の研修機関による研修会やセミナー、IT リテラシーのレベルアップを目的とする e-Learning を利活用しながら、職員の職務遂行能力の向上を図っている。

ただし、一般社団法人日本私立大学連盟主催の各種研修については、受講資格を満たす職員がいない等の理由で、受講者がいない年度もある。

また、これらの研修に参加した職員による研修報告会を開催し、職員間で研修内容を共有する取り組みもこれまで行ってきたが、2020（令和 2）年度がコロナ禍により中止となり、その後もほとんどがオンラインでの研修となったこともあって参加者が減り、現在まで研修報告会は実施していない。

一方、新型コロナを契機としてオンラインで行われる研修・セミナーが増加しており、旅費や宿泊費が不要だけでなく、業務との両立も図りやすくなっていることから、業務上有益な研修・セミナーには積極的に参加してもらえそうな仕掛け作りを検討したいと考えている。

このように本学では、大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しており、適切・有効に取り組んでいると評価している。

ただし、コロナ禍や職員数の減少により、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動はやや低調となっていることは否めない。教職員があまり負担を感じることなく、積極的に参加してもらえそうな仕掛け作りに取り組む必要がある。

また、2025（令和 7）年 4 月の学校法人合併に伴い、加盟団体が日本私立大学連盟から日

本私立大学協会に変更となるため、今後は同協会の研修を活用し、スタッフ・ディベロップメント（SD）を推進していくことになる。

#### 評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

④-1 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

#### 大学運営の適切性を担保するための3つの取り組み

本学では、大学運営の適切性を定期的に点検・評価するための制度的な取り組みとして、法令上求められている監査法人及び監事による監査を適正に実施している。前者は、「私立学校振興助成法」第14条第3項の規定に基づいて行われる監査であり、後者は、「私立学校法」第37条第3項に基づいて行われる監査である。以下にその内容、監査プロセス及び直近年度における監査結果を詳述するとともに、これらの監査を前提としたうえで、本学における内部質保証のさらなる向上を図る観点から、大学運営の適切性を評価するための自己点検・評価システムについても併せて記述する。

なお、直近において監査結果が明らかになっているのは2023（令和5）年度であるため、以下2、3に述べる監査のプロセス及びその内容は、2023（令和5）年度の監査についてのものである。

#### （1）監査法人による監査

監査法人による監査については、監査法人から本学に対し、監査の実施に先立ち、監査手法、監査手続、監査計画時間等について定めた「監査計画概要書」が提出される。

これに基づき、①経営環境及び特定の取引等が有する特性の把握、全般的な内部管理体制の評価、②不正リスク、法規違反リスク、訴訟リスクの評価、③内部統制の整備・運用状況の評価、④IT 統制リスクの評価、⑤重要な後発事象の有無等について、期中監査及び期末監査が行われ、毎年6月上旬に監査報告書が提出されるというプロセスとなっている。

2023（令和5）年度については、2023（令和5）年12月15日付にて監査法人から「監査計画概要書」が提出され、4名の会計監査人が延べ33時間にわたり、以下の期中監査及び期末監査を実施した（根拠資料10-1-11）。

- ① 理事会議事録、各種稟議書の閲覧による経営環境及び特定取引の発生の有無、各種規

程類、組織人員の配置、所掌業務に関するヒアリング及び関連書類の確認等による全般的な内部管理体制に関する検証

- ② 学納金等入金業務、人件費支払業務、経費支払業務、固定資産管理業務等の会計記録の妥当性（内部統制の整備運用状況）の検証
- ③ 現金・預金・貯蔵品・販売用品の実査
- ④ 勘定残高の实在性、正確性、網羅性、見積・評価の妥当性に係る分析の実証手続及び詳細テストの実施
- ⑤ 計算書類に係る表示の適正性の監査
- ⑥ 弁護士に対する確認、理事会、評議員会の議事録の閲覧による重要な偶発債務及び後発事象の確認 等

その結果、監査法人からは、2024（令和6）年6月7日付にて、無限定適正意見、すなわち、本学の財務諸表や内部統制報告書等が全ての重要な点において適正であるとの意見の表明を受けている（基本情報一覧 第10章（1） 大学運営関係資料・規程）。

また、監査終了後のフィードバック対応として、2024（令和6）年6月12日付にて、監査法人から本学に対して「監査概要報告書」が提出されているが、その際、本学の理事長、学長、事務局長等、監事が出席し、監査法人の責任者から対面で報告を受けるという方法を採っている（根拠資料10-1-12）。

例年同様、2023（令和5）年度についても、経営上、会計上留意すべき特段の指摘事項はなかったが、監査法人の責任者と上述の本法人の経営責任者等によるディスカッション形式での意見交換において監査法人から改善の指摘や要望が出された場合には、経営責任者による指揮命令のもと、迅速かつ的確に対応し、改善を図ることができるようにしている。

## （2）監事による監査

本学では、「学校法人清泉女子大学寄附行為」第14条第1項において、監事の職務について規定している。監事は、その職務として、① この法人の業務を監査すること、② この法人の財産の状況を監査すること、③ この法人の理事の業務執行の状況を監査すること、④ この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること、⑤ ①から③までの規程による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること、⑥ ⑤の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること、⑦ この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること、が求められている。

本学では、前述の「私立学校法」及び「学校法人清泉女子大学寄附行為」の関連規定に基づき、毎年、監事2名による状況の監査を実施している。

監事がこれらの状況をより正確に把握し、的確な監査を行うことができるように、毎回の理事会及び評議員会への出席に加え、本学が設置する募金組織である発展協力会常任委員会にも出席してもらっており、監査の適切性を確保し、その実効性を担保する一助としてい

る。

2023（令和5）年度については、2024（令和6）年6月21日に法人業務全般について監査が行われた。この監査では、当年度の事業計画、予算編成方針、内部質保証、公的研究費等、法人全体にわたる業務の状況について、理事会、評議員会、常務会等の議事録の閲覧や関係教職員へのヒアリング等により、業務状況の適法性及び妥当性について確認が行われた。

併せて、教授会、研究科委員会の議事運営の動向等に関する関係教職員へのヒアリング等を通じて、教学的な面に関する監査も行われた。

また、財産状況の監査についても、2024（令和6）年5月14日及び5月21日の2日間、2023（令和5）年度決算書類並びに現預金等を中心として、証憑書類に基づく監査が実施された。これらの監査の結果については、2名の監事から、いずれも適法かつ正確なものと認める旨の監査報告書が提出されている（基本情報一覧 第10章（2）財務関係資料）。

このように本学では、監事による監査、監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでおり、適切・有効に取り組んでいると評価している。

ただし、2名の監事がいずれも非常勤であり、かつ、職業柄多忙であること、監査を専門に担当する部署・職員を置く余裕がないことが課題であるが、改善は極めて難しいと認識している。

#### ④-2 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

本学においては、「清泉女子大学内部質保証に関する規程」に基づき、法人業務を総理する理事長を最高責任者として「内部質保証委員会」を組織している。同委員会の委員長となる副学長が学長と緊密な連携を図りつつ、教育研究・運営等の自己点検・評価を指揮することを通じて、これらの改善・向上を実現するためのPDCAサイクルの確立に向けて取り組んでいる。

その取り組みの一つとして、本学では、事務局が主管する大学運営に係る各業務について、自己点検・評価を実施している。これは、「清泉女子大学内部質保証に関する規程」第6条を根拠とする自己点検・評価の体制整備の一環として、「大学管理・運営チームにおける自己点検・評価実施要領」に基づき実施するものである。

大学事務局を構成する事務局長、理事長室長、総務課長、人事課長、管理課長、財務課長といった責任者が、大学の運営及び財務、教育研究等環境に関わる事項について自己点検・評価を行い、取り組みの状況や課題・問題点を把握することを目的としており、本来は定期的に行うべきものであるが、2020（令和2）年度以来4年ぶりの実施となった。今後は、最低年1回実施できるような仕組み作りが必要であると考えている。

このように本学では、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を

定期的に点検・評価し、現状や成果が上がっている取り組み及び課題を把握しており、適切・有効に取り組んでいると評価している。

ただし、ただし、原則年1回行うこととされている「大学管理・運営チーム」による自己点検・評価は、2020（令和2）年度に実施した後、3年間行われていない期間がある。期中や期末の点検において、各部局から質保証システムを運営していく上での問題となるような事項の報告がなかったことが主たる理由であるが、今後はルールに則って年1回実施していくことが課題である。

#### ④-3 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

2024（令和6）年度については、2024（令和6）年11月5日に「大学管理・運営チーム」による会議を開催、取り組みの状況や課題・問題点について意見を交換し、点検・評価を行った（根拠資料8-28）。

当該会議における点検・評価の結果は、2024（令和6）年11月20日の内部質保証委員会で報告され、全学的観点からの検証を行った（根拠資料10-1-13）。

このように本学では、点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているが、先に述べたように、原則年1回行うこととされている「大学管理・運営チーム」による自己点検・評価を、今後はルールに則って年1回実施していくことが課題である。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

委員会、チーム、プロジェクト等、さまざまな形で教員と職員が協働して大学運営を行う風土が根付いている点は、本学の長所と言える。これにより教職員のモチベーションが向上し、教学への積極的・自主的な参加が促進されている。

一方で、少ない教職員数で多くの委員会等を運営しなければならないことが、教職員の大きな負担となっていることも事実である。

社会的な要請等により、年々委員会・会議等は増える傾向にあるが、委員会・会議の統廃合や、委員会当たりの人数の削減等の施策を講じることにより、教職員の負担を軽減することが課題である。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学の運営に関わる方針を明確にした上で、その方針に沿って大学運営、組織の整備、教職員の資質向上、財政基盤の確立、改善・向上に向けた取り組みを行っていることから、大学基準に照らして理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であると言える。

ただし、職員数減少により、SD 活動が低調になっている点は改善の余地があるため、研修・セミナー等に参加しやすい環境づくりとともに、参加に対するモチベーションを向上させる仕掛けについても考える必要がある。

## 第10章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

### 財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<国立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<公立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	
財産目録	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/albums/abm.php?d=284&amp;f=abm00009952.pdf&amp;n=7.zaisanmokuroku.pdf">https://www.seisen-u.ac.jp/albums/abm.php?d=284&amp;f=abm00009952.pdf&amp;n=7.zaisanmokuroku.pdf</a>
事業報告書	<a href="https://www.seisen-u.ac.jp/albums/abm.php?d=284&amp;f=abm00009945.pdf&amp;n=2023%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%A0%B1%E5%91%8A_%E5%85%AC%E8%A1%A8%E7%94%A8FIX.pdf">https://www.seisen-u.ac.jp/albums/abm.php?d=284&amp;f=abm00009945.pdf&amp;n=2023%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%A0%B1%E5%91%8A_%E5%85%AC%E8%A1%A8%E7%94%A8FIX.pdf</a>
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
備考：	

## 1. 現状分析

## 評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

## ①-1 具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

本学では、2020（令和2）～2024（令和6）年度の5年間を期間とする中期計画を策定し、それに基づいて、単年度の事業計画及び、目標数値を掲げた予算編成方針を策定している。

教職員を対象とした事業計画説明会を年1回開催し、そこでは、本方針についても説明し、あわせて事業活動収支の推移や施設設備の投資を考慮に入れたキャッシュフロー表など、具体的な数値を示しながら学内で共有を図っている。

まず、施設設備については、中期計画において計画していた建物耐震化を進めるため、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度にかけて3号館の耐震対策工事（工事費用4億30百万円、うち文化庁・東京都から2億98百万円の補助金）を実施、続いて2023（令和5）年度には、5号館の耐震対策工事（約99百万円）を実施し、建物の100%耐震化を無事完了した。2023（令和5）年度末の特定資産は31億2百万円、現預金は28億62百万円となり、中期計画前2019（令和1）年度末の特定資産28億2百万円、現預金30億69百万円と比べればほぼ同規模の水準となっているものの、2022年度以降の急激な入学者数の落ち込みにより、2023（令和5）年度は経常収支差額が2億4百万円の赤字に陥り、現預金も前年度比2億78百万円の減少となる等、財政収支が悪化しており、財政再建に向けた諸施策への取り組みを行っている状況である。

なお、第2号基本金の組入れに係る計画（2016（平成28）年度計算書類）に基づき、1号館校舎建替工事を自己資金で実施すべく毎年7千万円の積立てを行い、その額は2023（令和5）年度末現在で16億30百万円に達している。

また、人件費については、2015（平成27）年度より、専任職員について、人事評価を処遇に反映させる新人事制度を導入し、翌2016（平成28）年度以降、専任職員の賞与時の特別加算の廃止等を実施した結果、総人件費の抑制につながったが、その後、総人件費はほぼ横ばいで推移している。その後、2024（令和6）年には、専任教員についても賞与特別加算を廃止することが決定した。

今後は、以下に挙げる策を講じ、2029（令和11）年度までに経常収支差額を黒字化させることを目標としている。

- ① 2026（令和6）年度以降、入学者数330人以上を確保する。
- ② 諸経費を2023（令和5）年度比で15～20%削減する
- ③ 退職する専任教職員の補充の抑制、任期付教員、特別任用教員制度、基幹教員制度を活用した多様な教員採用、事務組織の再編及び職員の業務効率化等により、人件費を圧縮する。

①-2 財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

本学では、中期計画を踏まえ、次に掲げる財務関係比率を指標とし、2024（令和6）年度事業計画において、後述のような目標を設定している。

事業活動収支計算書関係の比率と貸借対照表関係の比率のうち、本学が重要視している比率を、日本私立学校振興・共済事業団『令和6年度 今日の私学財政』掲出の令和5年度大学法人の比率と対比して本学の財政状況を示したものが、以下の数値である（資料10-2-1）。

なお、本学は一法人一大学のため、対比する事業活動収支計算書関係の比率は医歯系大学を除く大学法人部門の比率とした。

#### 事業活動収支計算書関係比率

(1) 事業活動収支差額比率（従来は帰属収支差額比率）

事業活動収入に対する基本金組入前の当年度収支差額が占める割合を示す事業活動収支差額比率は、2023（令和5）年度は▲9.1%であり、全国平均4.2%（2022年度）を下回っている。

(2) 学生生徒等納付金比率

学生生徒等納付金の経常収入（従来は帰属収入）に占める割合を示す学生生徒等納付金比率は、2023（令和5）年度77.3%であり、全国平均72.9%より高い比率となっている。これは、本学の収入が学生生徒等納付金に大きく依存していることを示している。

(3) 人件費比率

人件費の経常収入（従来は帰属収入）に占める割合を示す人件費比率は、2023（令和5）年度67.2%と、全国平均50.9%よりもかなり高い比率となっている。

本学の退職給与引当特定資産保有率は100%（大学法人平均73.2%）で、毎年度退職給与引当金を組み入れていることも、この比率が高くなる要因のひとつである。

#### 貸借対照表関係比率

(1) 純資産構成比率

純資産の総負債及び純資産の合計額に占める構成割合を示す純資産構成比率は、ここ数年92%台と、全国平均88.2%より高い比率となっており、本学の財政状況が安定していることを示している。

(2) 流動資産構成比率

流動資産の総資産に占める構成割合を示す流動資産構成比率は、年々増加傾向にあり、

2023（令和5）年度は23.5%と、全国平均14.2%より高い比率となっており、本学が流動資産を十分有していることを示している。

### （3）負債比率

他人資金と自己資金との割合で、他人資金である総負債が自己資金である純資産を上回っていないかを測る負債比率は、本学の場合は借入金がないことから、ここ数年7%台で推移しており、全国平均13.3%より低い比率となっている。

## 目標設定

本学の財務の健全性を保つため、次の3点を2024年度の事業計画において数値管理目標に掲げている。

- ① 経常収支差額比率：マイナス24%
- ② 対経常収入人件費比率：70%
- ③ 手元流動資金：年度経常支出と同等

以上のように、2022（令和4）年度以降の急激な入学者数の減少を主因に、2023（令和5）年度の本学の経常収支差額は赤字に陥っており、財政建て直しが急務である。

その為、学生の成長を促す、より魅力ある教学カリキュラムを提供するため、2025（令和7）年度より従来の文学部のみの体制から、総合文化学部・地球市民学部の2学部体制に変更することとし、2024（令和6）年4月に文部科学省への届出を行った。

さらに、2023（令和5）年9月、学校法人清泉女子大学と学校法人清泉女学院とは、両学校法人の合併に向けた協議を開始する合併基本合意書を締結した後、約半年間の協議を踏まえ、2024（令和6）年3月に合併契約書に調印した。これにより2025（令和7）年4月には本学は50年ぶりに学校法人清泉女学院の一員に戻ることになり、法人としての財政基盤は現在よりも安定する。

### 評価項目②

**教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。**

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

### ②-1 教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

既述の通り、2022（令和4）年度以降の急激な入学者数の減少により、2023（令和5）年度の経常収支差額は▲2億4百万円の赤字に陥っていることから、経常収入増加に向けた諸施策、及び人件費・諸経費の削減・抑制等の取り組みが、財政健全化のためには急務となっている。

経常収入増加に向けた取り組みとしては、急激に減少した学生生徒等納付金を回復させ

るべく、2025（令和7）年度より、従来の1学部（文学部）体制から、2学部（総合文化学部・地球市民学部）体制に変更する。

入試広報においても、主たる志願者層である高校生や高校の進路指導教員に対し、新しい学部の学びの中身をしっかりと伝えていくことにより、入学者数を2025（令和7）年度300名、2026（令和8）年度には330名にまで回復させることを目標に、様々な取り組みを行っている。

支出削減については、これまでも人件費抑制・削減、諸経費削減等に取り組んできたが、業務の見直しや効率化等を継続し、さらなる削減に向けた取り組みを強化していく。

これまでも、図書購入予算の削減、清掃・警備・用務関係の業務委託費削減を目的とした業務委託先の見直し、電力料金削減を目的とした電力会社間での競争入札の実施、電話交換業務の委託自体の見直し、生涯学習講座の一時停止等、多くの諸経費削減策に取り組んできたが、今後もさらに進めていく。

人件費については、専任職員については人事評価制度導入に伴う賞与特別加算の廃止による人件費削減や抑制を行ってきたが、専任教員についても、2024（令和6）年に賞与特別加算を廃止することが決定した。

専任教員については50人前後で推移してきているが、特任や任期付き教員の活用により人件費を抑制している。今後定年を迎える専任教員については基本的に補充を行わないことで、2学部2学科体制を運営する上で必要最低限の水準にまで人数を抑制する方針である。

専任職員についても、定年退職を迎える専任職員のポジションを補充する際に、若手職員の採用、非常勤職員や派遣職員の活用により、総人件費の抑制に努めているが、より少ない専任職員数でも業務を運営することができるよう、部署の統廃合、業務効率化等による事務組織簡素化を実現し、定年退職を迎える専任職員の補充を極力抑制することで、人件費削減・抑制を行っていく方針である。

## ②-2 授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

まず、教育研究活動の遂行と財源確保の両立を図るために、私立大学等経常費補助金及び私立大学等改革総合支援事業補助金の獲得を目指し、教育研究活動の充実と質の向上に全学的に取り組んでいる。その結果、2020（令和2）年度・2022（令和4）年度「Society 5.0の実現に向けた特色ある教育の展開」（タイプ1）で採択され当該補助金を獲得しており、今後も教職員一体となって、補助金獲得のための取り組みを継続して行っていく。

寄付金については、在学生の保護者を対象とする学園募金と、卒業生及び教職員を対象とする発展協力会の募金があり、幅広く募金活動を展開している。また、在学生の保護者の会である泉会からの寄付金も安定的な収入財源となっている。その結果、ここ数年、経常収入に占める寄付金の比率は2%を超えており、全国平均の1.4%（2022年度）を上回る水準となっている。

また、教育研究活動の助成を目的とした以下3つの基金を有しており、寄付金をその財源

として組み入れている。①奨学金の給与、貸与を目的とした学生厚生基金、②専任教職員の研究や出版等の助成を目的とした教育研究助成基金、③国際交流を目的とした国際交流基金、の3つの基金であり、2023年度末現在のこれら基金の総額は、9億59百万円である。このほかに、外部資金である科学研究費補助金の獲得については、専任教員だけでなく、非常勤講師も応募資格対象者としており、組織的な事務支援体制のもと、安定した研究活動の維持・運営を行っている。

資産運用については、「資金運用規程」に則り、安全かつ平準的な償還計画を策定し、元本保証を前提とした安定的な運用を行っている（根拠資料10-2-2）。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、外部借入はない状態でこれまで財務運営を行ってきており、今後も外部借入には頼らず運営を行っていく方針である。2025（令和7）年4月に清泉女学院との合併により、財政規模は大幅に拡大することから、財政安定性については強化されると考える。

ただし、本学単体としては、2022（令和4）年度以来の入学者数の急激な減少により、2023（令和5）年度決算において経常収支差額が赤字の状態に陥り、現預金についても減少に転じていることから、従来の文学部単科から、2学部体制への変更を柱とする、諸施策への取り組みを全学的に強化している状況である。

これらの諸施策を着実に実行し、効果を挙げていくことで、財政健全化を果たすよう、今後とも全学一丸となって取り組んでいきたい。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

私立大学を取り巻く環境は、昨今の経済情勢や18歳人口の減少により、一段と厳しさを増している。私立大学の約6割が入学定員未充足となっており、本学でも2022（令和4）年度以降、入学定員の未充足状態が続いている。

これまで外部からの借入れは行っていないものの、手元流動性資金の流出が続いており、永続的に自己資金で教育研究活動を行っていくことが難しくなっている。

建学の精神や教育理念を実現し、さらに発展させていくためには、人件費抑制や一般経費の節減に真剣に取り組み、学生の成長を促す新たな施策や教育研究活動に多くの資金を投資できるよう、全学的な取り組みを続けていかなければならない。

その実現のためにも、財務の健全性の回復を図り、財政基盤を安定させることが最重要課題であると考えている。

## 終章 自己点検・評価の総括と今後の取り組み

第1章から第10章の各項目について、本学での取組とそれに対する評価を記述してきたが、各項目において大学基準に照らして適切であり、社会から求められる水準を満たしていることを説明できたと考えている。

大学に求められているのは、社会の変化に対応して活躍できる人材の育成である。この要求に応えるためには、教育の質を保証し、同時にそれを証明し、社会に対し公表しなければならない。さらに、PDCAサイクルを機能させることにより教育を改善し、質を向上させる。その達成度を測ることこそが認証評価であり、評価してもらうための材料となるのが「点検・評価報告書」である。

この書には本学の実像が正直に表れており、「点検・評価報告書」作成作業を経て、本学の現状を確認することができたことは収穫であった。

例えば、建学の精神を授業やモニュメントレリーフによって可視化し、大学史料室の開設によって周知・浸透させていること、教育・学修支援センターの様々な活動、教学の質保証体制の構築、学修成果の可視化に向けた計画策定と取り組み、アセスメントプランの作成と実施、入試制度改革と2025年度からの教学組織改革の実現、積極的なFD活動、学生の意見を大学運営に反映させる仕組みの導入、学生一人ひとりに寄り添うきめ細かな支援体制、自治体、企業、大学、団体等との社会連携、といった強みを改めて確認することができた。

一方で、2022年度から3年連続となる入学定員未充足、入学者減少による財政基盤の悪化等の問題点にも向き合わなければならなかった。自らを点検・評価し、改善に取り組んだ結果、本稿執筆時点である2025年3月末において、2025年度は入試状況が改善し、ほぼ入学定員を充足できる見込みである。

弱い部分はあるものの、本学が目指していることは概ね実現できている、というのが今回の点検・評価の総括である。

内部質保証自体が目的化することなく、建学の精神に基づく教育を実現できるように、自己点検・評価を継続的に行い、教育・研究の更なる向上に向け、改善に取り組んでいく所存である。

内部質保証委員会委員長（副学長）藤澤秀幸